

第一篇 文化、福祉・官公衙・公安・運輸・

通信・医療等

第一章 文化

第一節 七戸の文化とは

一 はじめに

(一) 怨親平等

その日は曇っていたが風があつて境内の喬木えのきの葉が裏を見せて、白じらしい光景を呈していた。雨が来るかも知れないと思われたが、風があるので案外、降らないのかも知れないなどと思案していた。自分の手帳に「昭和四十二年（一九六七）九月二十四日・日曜日・秋分の日」とあり、「午後一時、青岩寺。小野政之助・百年」と記録されてある。当時、盛田総主唱の七戸地方史研究会々員として青岩寺に出向いたのであった。

怨親平等塔津輕藩士 小野政之助歿後百年照光忌供養

（表面）



小野政之助墓に建てられた照光忌供養塔

維時昭和四十二年九月二十四日当寺三十五世開
譽淨晃合掌
(裏面)

このような細長い粘板岩の卒塔婆(板碑)が青岩寺境内(七戸町字七番地)の山門を入れて、左方の大樹いちょうの下に、新しく建てられてあった。小野政之助墓の右後部に接着されて、やがて供養の読経が始まろうとしていた。思えば、住職青山浄晃の発案で、弘前方面から遺族の人たちを呼んでの法要だったのである。当地方史研究会としても一〇〇年前の戊辰のできごとを知る要があり、法要後の講演会や座談会に期待を寄せて集まったものである。総勢で二〇人ばかりになっていたように思われる。

明治元年戊辰

小野 政之助墓

九月二十三日

この墓前には、当時敵味方だった南部と津軽とが「怨親平等」とまでは行かないまでも、過去は過去として客観的に歴

史を知り、同県人として語り合おうという気持が芽ばえていた。

読経が終わり遺族の人たちから焼香が行われて、最後に至らないうちに、こらえていた雨が、ぼつりぼつりと落ち始めていた。住職の指示もあって順次本堂に入ることになったが、やがて本堂の雨樋から鎖を伝わり落ちる雨水は激しいものになって、たちまちに「にわたずみ」ができ一隅には彼岸花が咲いていて一灯を点じている様に見えた。暗い風情の中に、そこだけが明かるく思われた。

本堂に入って皆様の落ち着いたころ、講演会が開かれた。講師は盛田稔で「野辺地戦争」について実感を出させるためか砲弾を持参されていた。それは陸上競技の砲丸と似たという印象を与えるもので、「野辺地表には敵船」から「数十発」打ち出されたが「御人数様（兵員）」や「市中の者共一人も死人手負」が無く出火も無かったが、「町家四、五軒」と「浜蔵四、五軒」が打ち抜かれただけであった。野辺地戦争については、『七戸町史 3』一〇七ページ以降に詳しいので重複を避ける。

外の雨声と暗い天候にもかかわらず、本堂の中では和気藹々とした空気が流れ、座談に花が咲いたようになり、時の経過を忘れさせた。自分の近くに座を占めておられた遺族の方が、小野政之助の絵姿を示してくれたが驚いたことに、それは若冠一六歳の凜然とした少年隊士の立姿で、しかも彩色されており美しいものであった。確かガラス付の枠の中に納められ一九センチメートルに一二センチメートルぐらいの大きさだったような記憶がある。この少年隊士は兄と共に従軍したと伝えられており、遺族（婦人）が語るところによれば、兄の方は橋の下などに隠れて南部方の銃弾を避けて無事だったのに引きかえ、小野政之助隊士は野辺地市街に近づこうとして

勇敢に川筋を進んで突撃を繰りかえす中に、銃弾が当たって倒れたということである。この状況は七戸代官所でこの野辺地戦争のあわただしい様子を記録しており、この日誌に「山手より御官所（野辺地）下手」や「下町辺り津軽人数（兵員）参り候」とある。津軽勢は野辺地下町辺まで肉迫したというのである。

ここに一〇〇年目の供養が行われ、参加することができて弘前からの御遺族とともに往時を偲び、今では忘れられた敵対心、津軽だ南部だという問題意識もなく、ただ野辺地戦争のために傷つき死んだ人たちの冥福を祈るのみであった。一〇〇年忌のことを「照光忌」と任職が板碑に刻してあるのを見て、そう呼ぶものかと感心したり、「怨親平等塔」と名づけた板碑に宗教的な世界「平等観」というものを浄晃師は示されたものと思った。

「明治は遠くなりけり」という句が世上に流行させられた時期があつて、偉大だった維新の建設者たちが忘れ去られて行くことを、明治生まれの人たちや伝統を尊重する人などが惜しむ気持でいることに同感を持つものであるが、一〇〇年という歳月は有為転変そのものであり、試行錯誤が無かつたわけではない。次に、一〇〇年間の概略を示して、序文を結ぶことにする。

（二）七戸文化の一〇〇年

「てっぼうど」と呼ばれていたのは確か高田栄一家と記憶しているが、これは野辺地戦争に従軍して南部方の鉄砲武者だったところから、「鉄砲武者殿」を略称して「鉄砲殿」「てっぼうど」となったのであろう。七戸代官所の記録によれば「大勝利御座候」となり野辺地戦争は局地戦では南部方が戦死戦傷少人数で、津軽方の隊長・副隊長その他隊士の死傷が多く敗退して終わったのである。

一 同生捕小野政之助野兵二人ノ内小野政之助并野兵一人ハ此許参町宿居候所小野政之助病死篤——
青岩寺へほおむる

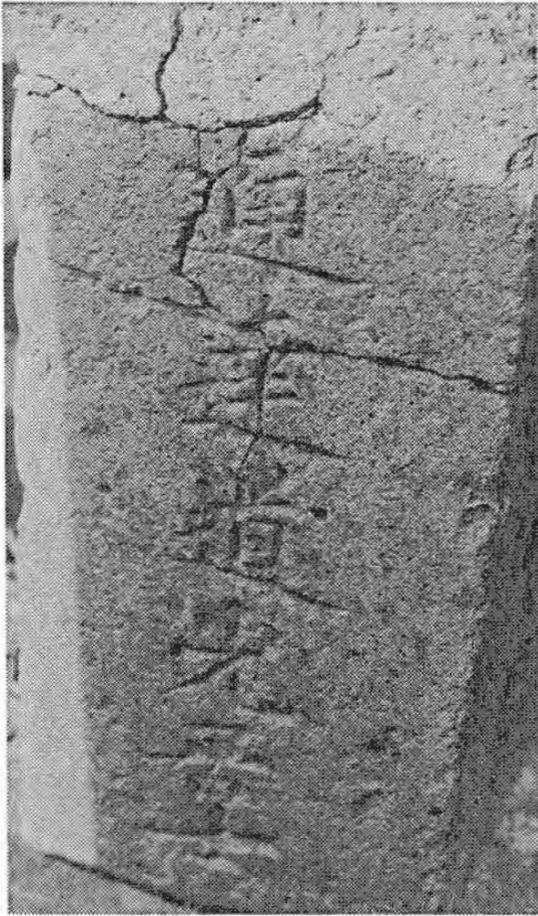
「津軽兵で生捕となったのは小野政之助と野兵二人であって計三人である。この内小野政之助と野兵一人は、いまのところ七戸に連れて来られて町の宿に居たが小野政之助は病死した」ということになり、「篤——」の語句は読みとりがたく、「篤く看護」か「篤く手当」か不明である。伝説によれば「医療を施し、手篤く看護したが戦傷死した」ということになっている。

青岩寺は山号を竜泉山といい、浄土宗に属し智恩院と近いようである。「まちてら」と呼ばれていた。この寺には「慶応四辰年九月二十三日果」と刻みこまれた墓がある。これは、もう改元（旧暦九月八日）されていたので、「明治元年九月二十三日果」と読み替えなければならない。同寺の過去帳には次のような所誌もある。

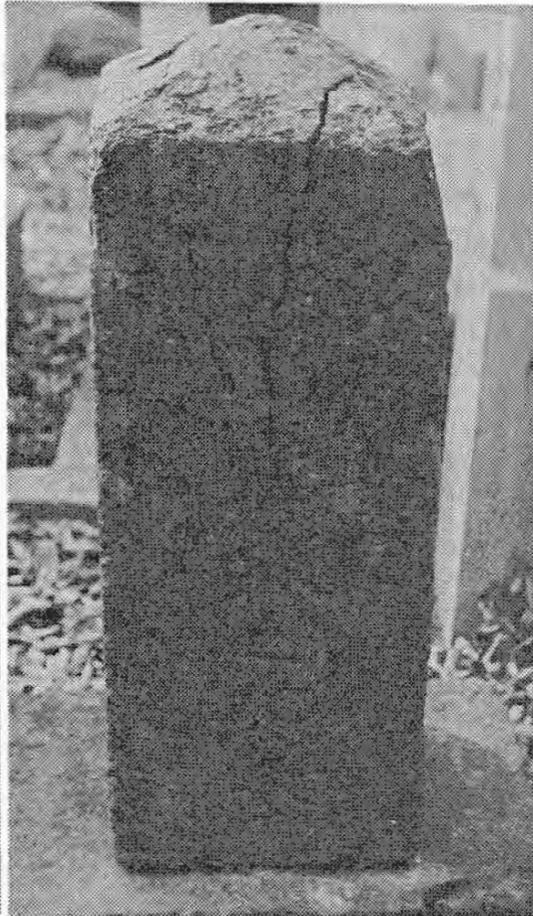
九月二十三日 通達道光居士 弘前藩士 小野政之助

於野辺地 被取相成当所死 御上御達当山葬

この葬を行ったのは青岩寺三〇世民光和尚であった。戒名は「つうだうこうこじ」と発音するのではないかと思う。当初の墓石には、この戒名が彫刻されており、その文字と共に立派な戒名を授けたものという印象を持っている。所誌の意味は「野辺地に於て、とらわれと相成り当所（七戸）に死し、御上からの御達があつて当山に葬る」という説明なのである。「御上の御達」が無ければ死体を埋葬することができなかったことを語っているようでもある。殊に賊軍の兵士の場合には厳禁されていたといわれている。



通達道光居士の戒名（右に同じ）



小野政之助の当初の墓

「御上」といっても新政府は、できたばかりで権威ばかりを錦旗とともに頼りとする人たちがいて、大方は藩の施策が当分ものをいっていいた。ご一新とか維新といっても代官所が、そのまま官所と呼ばれており、もの考え方は改革されていなかった。公卿が急に政治を執らなければならなくなっても長い間政治から遠ざかっていたので、無為無策の状態だった。その空白を埋めることになったのが、平田学派の流れを汲む人たちの発言による神道国教化の政策であった。これが廃仏毀釈という政策の具体化に進み、切支丹禁制という幕府時代の政策を変更することもなく政府機構の最高位に神祇官を置いていた状態が新政府であった。その上、戊辰戦争をしながら太政官布告を次々に発するという離れ業を演じなければならなかったのである。

兵馬控徳の間に行われた文明開化だった。慶応四年（一八六八）三月一四日「明治天皇が神前に誓った維新政府の国是」「五カ条の誓文」について、『太政官日誌 第五』を読むと新政府の神道主義行事が端的にわかる。天神地祇に誓うという形式であり、ただ「御誓文之御写」の文章は昔の教科書や『国民百科事典』（平凡社刊行）など流布している「カタカナ」まじりの文語文である。この文章は、新味があって国民に明示するものとしては、新政府の功労といえるものである。当時の文章は漢文調の候文が主流であって、幕藩時代に確立されていた「お家流」の書体で墨痕鮮こんかな文書が多く、特に公用文書において顕著であり、維新政府に引き継がれ「候文の權威」は、中央・地方官公衙において昭和の戦前まで「何候条何」といった語句が用いられていた。

明治二年（一八六九）後見役の信民公（六月四日雄暦が一三歳で七戸藩知事となっている）によって、七戸藩学校が創立され盛岡から校長矢幅正身外一人を招聘し、藩の子弟に漢学及び英学を教授していたという。漢学は従来学問として当然行われていたのであるが、英学という新しい学問は画期的な教授といわなければならない。

慶応三年（一八六七）にパリで開かれた第二回の万国博覧会に日本が初めて参加したことで、開国後すでに一〇年、日本の近代化という波が勢いを得つつあり、二年後には、この陸奥の七戸藩にも影響を与えたのではないかと思われる。海外に目を向けさせようとした意図は高く評価できるのである。藩の子弟に教授したというのは、士卒と呼ばれるようになった御給人たちまでの子弟で平民の子弟には及ばなかった。明治四年七戸藩学校が七戸県学校となっていたが、この年までの開校に終わっている。翌年八月学制領布となり、教育の国家的発足となるのであるが、教育に関しては「教育の篇」で述べられるので、書き過ぎにならないようにしたい。

「教育及び文化向上」というように、文化は教育と密接な関係にあるのであるが、文化はどちらかといえば、発散的属性があり、この点では教育が吸収期待的属性があるのと対照的になっている。文化水準などといわれるのが、それであって教育によって身に付けた程度が知られるというものである。七戸の文化史もまた年表を繰るごとに、その水準の高まりを覚えるのであるが、例の小野政之助墓に刻された文章は漢文（白文）であって、「十七回忌」に七戸の有志が建碑したとなっており、当時は漢文の素読が学問の最たるものであったことを証している。このころになれば平民であっても志があれば学問の機会が与えられるようになって来ていた。明治二五年やはり小野政之助に関することであるが、追慕の納額が行われている。これも漢文（白文）・漢詩（同）が冒頭を飾り、ついで和歌・俳句が変体仮名で墨書きされてある大きな額である。青岩寺本堂を正面から入って右方の上に掲げられてあるが、このころから文化的活動としての文芸の萌芽が見られるのである。それは文明の利器としての鉄道の開通と軌を一にするものでもあった。中央では硯友社が結成され尾崎紅葉が出たり、坪内逍遙の『小説神髓』・『当世書生気質』などが読まれ、欧化主義（鹿鳴館時代）及びこれに対する反論が盛んであったり、国粹主義がおこったりする時期になり、世情騒然といった有様になる。

中央の文芸も漢文調から文語体へと読み下しできる文章ができ、やがて言文一致体の文章が行われるようになって来ると、新聞・雑誌・単行本など地方へ影響を与える刊行物が、七戸にも入るようになった。

明治三〇年代には青少年の文学的作品を見ることができ、社会とか文化とかに対する認識が一段と深まり、青雲の志という進歩的な思想が芽を出し、文学者や経世家など国家的なものの考え方が七戸の青少年の心を捕える

二 新 国 家

(一) 五カ条の誓文

広ク会議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ

上下心ヲ一ニシテ盛ニ経綸ヲ行フベシ

官武一途庶民ニ至ルマデ各其志ヲ遂ゲ人心ヲシテ倦マザラシメンコトヲ要ス

旧来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ

知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スベシ

に至る。その具体例は本論によって明記しようと思うが、時代の進運と共に七戸にあっては文明開化の花が咲き明治の延長としての大正期へと文化的進展を見るのである。そこには大正六年（一九一七）に建碑された二つの教育的・慰霊的金字塔を見ることが出来る。二つの碑を建てた人たちは、それぞれに七戸の文化的進展に寄与して、郡下の中心としての七戸の栄光を保っていたのである。

明治時代からの遺産としての文化は大正を最後に、昭和への新派的な文化に変異して行く。それは短歌・俳句に顕著に表現されているのであるが、この面に限らず芸術に目を開いたり、医術に長じたり学問技術面その他、七戸文化と見られる分野で、昭和時代（戦前・戦後）つまり現代の推移を見ることが出来るのである。

五カ条より成る。由利公正きみまさ（一八二九～一九〇九）が起草し、福岡孝弟たからちか（一八三五～一九一九）と木戸孝允たかよしとがこれに修正を加えて作成したもので、その本来の意図は、諸侯を新政府に協力させようとするにあったが、のちには立憲思想の源をなすものと評価されるようになった（鹿野——平凡社刊『国民百科事典』）。慶応四年（一八六八）七月一七日には江戸を東京と改め、同九月八日慶応が明治と改元され一世一元制の採用（青森県『青森県近代史年表』、田中喜多美編著『岩手県郷土史年表』）。

前年の王政復古の大号令によって新政府は諸藩に大政奉還を要請し、この年三月一四日「五箇条のご誓文と国威宣揚の宸翰」を發したのであるが、ここ七戸地方では暗雲が立ちこめていた。「これは奥羽越の同盟が成立したのである。形だけのものにしても、西日本に対する東日本で、時局はここに重大な展開を示した。」（大佛次郎著『天皇の世紀』）同三月二日には九条道孝が奥羽鎮撫総督に任ぜられ京を發し海路奥州に向かっていたのであった。「五カ条の誓文」などが發せられる前に、新政府は奥州を鎮撫の名の下に兵力をもって平定しなければならぬという決定をしていた。その決定に対する奥羽越の同盟であり、盛岡藩の支配下にあった七戸代官所も、形式的には新政府の治下にあるというものの、盛岡からの指図によって動いているのが実情であった。

岩倉具視に南部藩家老榎山佐渡は、京都で奥羽同盟についての意見を聞いた。「具視笑って曰く、然るか。」（『仙台戊辰史』）そうかといっておいて「更に又声を低くして曰く、東北各藩の同盟嘉すべし」そこで榎山佐渡が意を決して急に帰国し、盛岡の藩論を一定して同盟に加わることに決した。と『仙台戊辰史』は伝えている。そのとおりの事実があったかどうかは疑わしいが、総督を迎えても藩論がまだ右につくか左につ

くか確定していなかったことは疑うことができない（前掲書）。

このような盛岡藩の動揺を作家の三好京三は、「佐幕・勤王両領袖の確執」ととらえて「薩長の暴逆を憎み敢然と立つ榎山佐渡、世の趨勢を冷徹に極め動く東中務、両領袖の確執」の結果、「佐渡、中務最後の対決は、このように表だつては圧倒的に佐渡が勝つていた。」といっている。つまり、奥羽越同盟に加わつて西（官）軍と戦う藩論統一に成功した佐渡は「さっそくみずから兵を率いて秋田に進撃したのである。」（三好）この決定的な藩論の陰に中島源蔵の諫言と京都の宿舎での自刃があり、日時隆之進の長州への出奔、中務の失脚・牢居などの悲劇があつたことは忘れられない話である（中島と日時とは監察、中務は東中務で家老）。

岩倉が薩長によって王政維新の端を開いたものの、その後の薩長の万事に専断な処置をひそかに憤り、王政維新の為にこの新しい暴力を抑えようと考へて、反薩長の奥羽同盟に将来の利用価値を考へたと、榎山佐渡は理解した。それ以前に公卿廷臣がいつも最後まで信頼出来ぬ、実にもろく動き易い性格であることを充分に考へすべきであつた。これより少し後の事に、現に同じ現象が、奥羽鎮撫総督の九条総督の盛岡転陣にあらわれていた。前山清一郎の巧みな誘導に依つたものには違ひないが、表面奥羽同盟を承認して仙台藩の保護の下に入った九条総督が、前山の率いる肥前小倉の兵が来航したのを見ると、それとは見せず態度を一変して、仙台を見捨て、奥羽同盟を見捨てた。

米沢藩の木滑要人がその日記に、「殿下初の御趣旨とは打つて代りし御答え振り」として「愕然驚嘆」し、遂には「九条為人柔情」と批評した。同じことなのである。東北人の榎山佐渡が、岩倉の言葉を素直に受取

って奥羽同盟を進めてよいこととしたのも、岩倉の言葉が都合次第で容易に変色するものとは考えなかった。随行の監察が、廷臣の言葉の信じ難いを知り、諫止したのにも関わらず、楢山は盛岡藩を同盟に参加させたのである（『天皇の世紀』）。

古老の語るところによれば、七戸から秋田戦争に行ってきたのは工藤轍郎で一五歳のときだったという。しかし秋田領に入ったころは、敗色が濃くなってからのことで南部盛岡軍は徹退の一方であり、間もなく停戦を迎えて、帰還したということである。ちなみに、轍郎の父隆太は野辺地戦争に参加している。奥羽における戊辰戦争は野辺地において勝ったものの、秋田では敗戦の結果となり、盛岡藩では奥羽北越列藩同盟の一員として、賊軍の名を負わされることになった。

「明治二年六月二十三日、楢山佐渡は盛岡報恩寺の一室で首を刎ねられた。時に三十九歳」（三好）盛岡藩の帰趨を誤った責任をとったのである。盛岡の人は佐渡に同情しており、墓前に花が絶えないという（『岩手県郷土史年表』では楢山佐渡の刎首は六月二十一日となっている）。

「九月八日半晴」という記事に始まる七戸官所の日誌がある。この日は前記のとおり改元されて明治の御代となった日であるが、軍用のために出張したり帰還したりする役人（軍人）の氏名・時刻・地名・用件などを、詳細に記録しており、地方現地の実状は戦争で直接出動する士分や御給人及びその子弟は勿論のこと、庶民までも動員される向があったほど、「ご一新」に程遠いものがあった。

一 九月九日晴 九ツ時（一二時）中嶋弥六様野辺地より大館まで早にて御通行（「早にて」は「早馬にて」

か)

- 一 同十日晴 今朝四ツ時(一〇時) 俄に野辺地表より大炮の音數十発相聞得 市中大騒動可申様無之何儀出来候哉(略) 依而当処より早馬にて御士分の御方遠見に参候(略) 然に段々様子承候処 蒸気船にて野辺地え入津相成候得共莫(英) 国船手続に入津に相成候哉与心得居候処俄に蒸気船より炮数発打出し右に付野辺地表は(略) 老若男女家財を持運び近在に逃げ(略) 尤八発打出し候処三発は敵船に相当り右に付引退候(略)
- 一 同夜四ツ(二二時) 七戸え 当兆(作) 検見参居候御役方太田勇助様右騒動為御注進当処より早にて御出立 同四ツ半(二三) 時野辺地御代官小本助次郎様同断御通行
- 一 同四ツ半(二三) 時当処為御警衛御出被遊居候御目付赤藤治郎左衛門様七戸先手一小隊御引連御出立に相成申候
- 一 御本丸安宅様も同断七戸二小队御引連同夜五ツ(二〇) 時御出立に相成申候
- 一 十一日晴 田名部御下役様早駕籠にて御通行昼九ツ(一二) 時七戸着
- 一 野辺地弘志様野辺地より鹿角まで同断七ツ(四) 時着
- 一 十二日晴 山本寛次郎様箱館え先達てより参居候処大間え御着早にて御城下え御出夜五ツ(二〇) 時七戸着 同日盛田弓太様鹿角より早にて御帰り六ツ(一八) 時着 十二日雨 (御城下とは盛岡)
- 一 十三日半晴 御目付岩間本様御城下より早にて御出九ツ(一二) 時此許即刻野辺地え尤七戸通え為御警

衛御出被遊候由

- 一 十四日晴 八戸より早駕籠一挺此許七ツ(四)時通行相成申候
- 一 同夜四ツ(二二)時御目付岩間柰様野辺地より御帰り相成申候
- 一 同夜九ツ(〇〇)時締役鈴木十蔵様御城下より早にて野辺地へ御通行相成申候
- 一 十五日晴 野辺地御代官小本助次郎様早にて朝六ツ(六)時此許御通行相成申候
- 一 同夜九ツ(〇〇)時桜井道之助様早にて此許迄御出
- 一 十六日半晴 御目付工藤繁作様并安村玄八郎様御徒目付中嶋勇治様此許九ツ(一二)時御着即刻野辺地へ御出相成申候

七戸御警衛御人数様方左之通

新御番組御番頭

組頭

御指図方

御目付

- 一 辛 頼母様 御上下七人
- 一 千種園衛様
- 一 荒屋岩太郎様 御簇持老人
- 一 岩間柰様

内藤盛太様

御上下三人

御徒目付

御鉄炮方

- 一 田鎖忠八様 上下式人
- 一 桜井道之助様 上下式人

地儀隊

一 佐藤竜之助様 石井直様 玉山辰五郎様 野辺地鍊蔵様 斗内重五郎様 又重権次郎様 鈴木又蔵様
様 〆此下耆人

同

一 舟越多助様 小田代景二郎様 鈴木滝弥様 村井門弥様 川村敬一郎様 梅田融平様 佐々木寿太郎様 石扇喜代志様 〆此下耆人

同

一 焼山定治様 川守田留二郎様 小山田左七郎様 伊藤末太様 中村他人様 中村新左衛門様 中村兵九郎様 江釣子熊五郎様 〆此下耆人

同

一 斗ヶ沢徳蔵様 岩清水正様 菅直造様 久慈守衛様 米内忠助様 佐藤留弥様 〆此下耆人

同

一 四戸茂八郎様 工藤市郎助様 赤前慎八郎様 築田泰治様 金田一竜助様 日沢敬助様 〆此下耆人

大炮隊

一 鎌田又八郎様 笹間源八様 橋野林左衛門様 高杉喜平様 野辺地勇二郎様 中野滝弥様
一 十七日晴 栃内陸郎様上下三人野辺地へ御出張ニ付此許_江八ツ(二)時御着相成申候

- 一 同日夜七戸織江様太田平市様野村礼次郎様四戸民之助様早にて田名部迄御通行相成申候
- 一 十八日晴
- 一 十九日晴 夜九ツ（〇）時山本寛次郎様御用有之箱館迄早にて御出相成申候
- 一 廿日晴 七戸織江様早にて野辺地より御城下へ御帰り相成申候 四戸民之助様同断
- 一 廿一日晴 夜 野辺地弘志様野辺地より秋田迄御用有之早にて此許五ツ（八）時御着即刻御出立
- 一 同夜野辺地より八戸御家中早にて御出

被仰付直ニ兵粮仕送り仕候尚又野辺地より注進参り候ニ付御徒目付田鎖忠八様此許より御城下（下）大早にて御出相成候尚又御同心兩人早にて御差遣相成申候処御給人中嶋弥六様鹿角迄早にて御出相成候ニ付様子揚承（下）申候処者先津軽勢六七百人程斗にて打入参り候得共味方一大隊斗之御人数御座候先打合場所者馬門村へ七戸御人数ノ内一小隊寺ニ泊居候俄ニ大炮被打懸候為戦争致候様無之候為一先大橋迄退候処隊長御目付赤前治郎左衛門様御出馬相成申候右之処にて半時斗打合仕候処尚又七戸御人数弐小隊安宅正路様御召連御出馬被成候処御城下御人数追々引続夫より大合戦仕候右場所にて打合仕候内ニ山手より御官所下手并下町辺り津軽人数参り候右之処御城下御人数様打合 被成候所亦横合より八戸人数打合仕候ニ付ては色直し候大勝利御座候先津軽人数打死手負弐百人余り御座候由国方には打死三人手負十六人御座候由分捕品は大炮四挺鉄炮十七挺具足三通合薬玉其外ニ色々品御座候由

- 一 廿五日 野辺地弘志様鹿角より早にて御帰相成申候
- 一 廿六日 八戸御人数野辺地より御引揚相成申候
- 一 七戸^江 御出張御人数清水目村^江 御出兵相成申候ニ付喜平治名代清吉儀亀代常八小荷駄方被仰付参居候処
- 一 十月三日 暁御引揚相成申候 尤も芦ヶ戸并二度瀬御番兵御人数も同断 野辺地御出張御人数同日并翌四日ニ御引揚相成申候 尤大小炮共不残御引賦り相成申候
- 一 津軽隊長小嶋左近之首打取候者ハ烏蛇隊差凶役小原末蔵成り
- 一 同副隊長谷口栄吉首打取先首打取候後相改候処卅五程御座候由
- 一 同生捕小野政之助野兵式人ノ三人ノ内小野政之助并野兵耆人ハ此許参町宿居候所小野政之助病死篤——青岩寺へほおむる
- 一 十月朔日七戸御警衛中川鍊八 工藤宮之助^江 龍虎隊老小隊御目付
- 御徒目付
- 吉田空之丞
- 沼宮内平治
- 右御人数朔日御着相成申候処三、四日御城下へ御引揚相成申候
- 一 五戸御人数廿七人七戸為御警衛此許へ御出張相成候処 月 日御引揚相成申候
- 一 八日 米内喜右衛門様田名部より御帰相成申候
- 一 九日 以上

「明治元年（一八六八）十月三日新渡戸伝等は狩場沢で野辺地戦争に關して叱責された」（『野辺地町郷土史年表』）。終戦処理のため官軍と対応した事実の表記である。一〇月三日上山守古および新渡戸伝が官軍隊長（肥藩参謀）と対応している。

野辺地口の官兵に降伏謝罪の使を命ぜらる、小荷駄奉行鈴木十藏従ひ行く、発程に際して伝曰く、予は胸中既に決する所あり官兵との対応は臨機応変而已、貴公は只予の為す所を見れば足るなり、一命にかかる事あらば予一人にて其責を負はん、憂ふる勿れと、兩人津輕官兵の屯所に達す、伝の態度凡て敗者の使臣とは見えず、隊長田村乾太左衛門の前に起つや、主謀は斯く云ふ新渡戸一人也、他は預り識る所に非ざるなり、謝罪のために齎らす所は、何者も無れど、御用とあれば此の皺首を参らすべしとて、少しもわるびれず、官軍の隊長田村も、其の意氣を愛して談判左して困難なく帰来す（『野辺地戦争記聞』）。

捕虜となった小野政之助

小野政之助は銃弾を受けて負傷し逃げおくれ垣根にひそんでいたのを、七戸隊の駒ヶ領康太に見とがめられ、「誰だ」と声をかくれば「味方です」と答う。「いづれの隊か名を名乗れ」答うる言葉は津輕弁なり。依って生どりせられ七戸に送られたが後同地に於いて死せりと（浜中清蔵『野辺地今昔帳』）。

前掲の『年表』によると明治二年（一八六九）三月二〇日「諸宗会盟員一同キリスト教防衛を連署嘆願する。」とある。これは「仏教諸宗、連合して耶蘇教禁制を建白、五月四日再建白」とも表記されており、新国家

が生まれ新政府ができたといいながら、依然として藩政が行われており官所というものの代官所の指導がものを見ていたのである。旧藩時代の切支丹禁制の踏襲が根強く、新政府高官でさえキリスト教徒を危険視するのが一般で諸宗の嘆願や建白をまつまでもなく「太政官は神道国教主義を採って、仏教が悪いのも儒教が悪いのも外国から渡来した故だと簡単に極め込んでいる。」状態であった。この文は大佛次郎著『天皇の世紀』から引用したが、充分に真相を表現している。新政策は、特に文化政策において日本古来のものを理想として神祇官が幅広い権限を有していた。キリスト教アレルギーは徹底的なものとなっている。同書を再び引用する。

鎖国の間に培われた硬化した心情は、海の外から来た者を受けつけにくく、何でもないことにも拒絶反応を起した。これに祭政一致、皇道復興の中央の大方針が、日本人の純潔への欲求に刺激を加えるのである。戦争と文化政策と同居していた新国家・新政府は北は奥羽で戦争をしながら、西の九州で文化政策の断行をしている。

当時、長崎に居て局に当たった佐賀藩の大隈八太郎（重信）の談話である。明治政府の内情の告白と解して聞くべきであろう。「当時吾輩は三十歳の青年で、穩健派の一人なりしと外国係の判事たりし関係上、同僚の佐佐木三四郎、井上聞多、松方正義、町田民部等と共に、長崎奉行所に於て切支丹査問の事に与^{あずか}った。彼等無学の徒の迷信を打破し、若しくは威嚇して之を棄てさせん事容易の業たるのみと思いきや、彼等の信仰の堅きこと金鉄の如く、柔弱温和なる容貌の小娘が、判官の尋問、威嚇、説諭に対し、泰然自若、更に恐怖の色もなく答えて曰く『私共は平常お上の法度を忠実に遵奉し、未だ嘗て背反した覚えはありませぬ。但^ただ

万物の創造主にして主宰者たるデウス以外の者を拝めと云う御命令ばかりは御免下され」と。

実際彼等日常の行為は良民の行為、その習俗は敦厚にして相愛互助の精神に富み、世を忍ぶ貧生活の境涯に在りながら、納税成績もよく、勤勉にして産業にいそしみ、産業の如き外国人から伝授されたものか、特殊の技能を有していたのである。」

そんな良民を、いわれのない恐怖心から天草の乱を連想し幕府の切支丹禁制を踏襲する意見が、大勢を占めて太政官は各藩に布告し、長崎の浦上村を一旦赤土に戻してしまおうという措置を執った。

閏四月十七日（陽暦六月七日）に諸藩に下した布達には、浦上から追放した者共を取り締り、課すべき労働について記してある。御預かりの上は、彼等を人里から遠い山村に住まわせねばならぬ。開発の土工、金工、あるいは石炭掘、その外の夫役に勝手に召使ってよい。当日より三カ年間、一人に付一人扶持宛その藩へ下し置かれるが、「右宗門、元来御国禁容易ならざる事に付、御預かりの上は、人事を尽し懇切に教諭致し、良民に立ち戻り候よう厚く取扱うべく候。若し悔悟仕らざる者は止むを得ず厳刑に処せらるべく候間、この段相心得、改心の目途相立たざる者は届け出づべく候事」

多きは二百五十人、百五十人、百人以下の群に分けて、他国に強制移住を命じ、浦上村に住人を無くする方針であった。太政官から言えば、感染の恐れあるコレラかペストの患者を、強制隔離する意味だが、移される先は海を渡り山を越えて遠い土地で、凡そ三十数カ所に分かれていた。人々は分散せしめられるのである。

浦上の切支丹は、棄教することなく、故郷からの強制追放を、「旅」と称して易々として服従した。知らぬ土地に追放され、三年間の苦役に服せしめられるのは、三千七百七十人の多数に及んだ。嘗て、見たことのない大挙追放であった。下された沙汰書では、送られる土地と、人数を記して、しめて三十四家（藩）、人数凡そ四千人としてある。

これが明治維新の生みの苦しみというべきであろうか。

木戸は巨魁十数人を斬首梟首という中央の強硬な方針を抑えて、人命だけには手をつけぬ処置を求め、追放の方法に出るように総督府（長崎）を指導した。中央の意向は、神祇色が濃厚で、宗教戦争の趣がある。

それを上手に躲すためにも、追放は已むを得なかった。外交団からは是非の論も加えられようが、人命を損わぬ人道的な解決と見たのであろう。現実には、太政官政府は、関東、北越、奥羽の広大な地域に戦争継続中で、兵士糧食の輸送にも困難を感じていたことで、四千人の浦上切支丹を、各地に分散させるのは、大事業であった。一挙に事は運び難い。最初に巨魁百十四名を、加賀藩の汽船で、津和野、福山、長州の三藩に送ることに定めて木戸は五月二十三日長崎を引上げた。

これが文明開花を進める過程なのであろうか。

領事団は改めて文書を以て申入れた。

「承り候えば、七百名の基督教徒は、唯基督教徒と云う廉を以て、無理に二隻の汽船に積込まれ、家族とも引離され、遠地へ流謫せらるべき筈の由、貴官が貴国民を御処分なされ候につき、彼此干渉がましき事を申

上げる考えは毛頭これ無く候えども、ただ浦上の人民に対して宗教上の故を以て迫害の拳に出で給わざる様人道より懇願致すのみに御座候。斯る非人道的処置は、徒に文明諸国の憤慨を買うに過ぎざる事を、くれぐれも御注意申上げ候。」

人道という言葉が、その内容と共に、太政官の役人に通じなかった。これまで聞いたことのないものだったからである。

全く試行錯誤というより外にない新国家であり、累卵の危機にあったと見なければならぬ。

これより以前、明治元年にまだ政府は東北地方に敵を控え、政府の存立を危ぶまれる情勢に在ったので、内政の問題は旧幕の藩政に委ねられたままで、新政らしい処置をまだ行うに到ってなかった。木戸孝允、由利八郎(公正)がこれを憂いて、五カ条の誓文を作って、政府の性格を明瞭にし、新政の門出を荘厳にした。

(朝日新聞社刊『天皇の世紀』大佛次郎著「武士の城―旅―」より)

今しばらく新政府の文化政策について、その実体験談をもって見て行きたい。それは、廃物毀釈という運動の奨励についてである。ここ七戸においては習俗の赴くままに、神仏混交の实体は存在していたのであるし、仏寺については住職に人を得ていたので、波風を立てるといふことも無かった。士分や御給人は盛岡(御城下)からの指図で緊張していたのであるが、庶民は動員される向きはあったものの、耕作農民・山子は戦争のうわさは聞いたであろうが、川目の水田を守り畑を耕していた。帝力よりも鼓腹撃壤を喜びとするのが一般であった。

廃仏毀釈・切支丹弾圧など明白に「萬機公論ニ決スベシ」という新国家の国是に反しており、「庶民ニ至ルマ

「デ各其志ヲ遂ゲ」しめる政策ではなかった。それは明治六年（一八七三）二月二四日「切支丹禁制の高札撤廃」によって終わるのであるが、信教の自由は同二年「帝国憲法発布」によって、ようやく世界列強並みとなる。

新政府になったからといって、殊さらに新政策を打ち出さなければならぬと急に持ち出した神道国教論は、内容的には貧弱なもので、王政復古・祭政一致という題目だけであり、神武の親政に還元する思念をもつだけであつた。それに反論は許されず、キリスト教は邪宗とするのが真意であり、国家の害毒と決めつけて柔軟な判断を失っていた。ついに外国から来たものとして仏教や儒教にまで反発したとしたのには、純潔な国民感情といへども余りに単純過ぎ、ために仏閣仏像仏具の破毀にまで発展した例さえ出来たのである。

キリスト教を敵視した政府及び出先総督府の措置は厳格に強行されたものであり、信者は分散隔離状態にされてしまった。各地に「隠れキリシタン」となり、産銅で名高い尾去沢にも信者がいたといわれ、七戸でもマリア観音が存在して、その痕跡をとどめている。これなどは七戸の平和だったことを証するものであつて、仏教の庇護の下にキリスト教が存在したことを示している。

仏教に対する風あたりの強さを証言する者は、七戸にはいなかった。太政官の高札は例に従って立てられてあつたのであるが、それよりも左か右か藩論の定まらない状態で戦争のうわさの方が、目前の不安というべきものであつた。それも士分や御給人たちには直接する問題であつて、庶民には生業だけが大きな関心事で神でも仏でもという諦念を生じるに至つた。それは次のような有様であつたのである。

「僧侶不浄の輩入るを許さず」

耳は聞こえぬし眼はソコヒで片っぱはまるで見えぬ、わしも八十七歳じゃ。こうなれば人間廃業、無用の者じゃテ。まあ飯を喰うだけの糞垂れ坊主じゃ。アッハハハ……おかしいもんじゃよ。

なに？五十年前の昔話かね。五十年前はわしは芝の青松寺せいしようの住職をやりおったじゃ。青松寺の住職は長かった。三十二の年から六十四歳までじゃから、三十二年間やったじゃ。それも明治十年前後というが、われわれ坊主の一番虐待された時代でひどいもんじゃったよ。

何しろ例の兵部省ひよぶというのが寺をぶっ潰す考えで神仏合体ということをやっておった。そこで世はすべてが神徒で坊主は飯の食いあげさ。わしら坊主どもが伊勢大廟に参拜すると、坊主はまかりならぬということで、まず一張羅の衣を脱がせられる。それだけならいいが、坊主頭が気に食わぬといってチョン髷のついたかつらをかぶせられる。そのまたかつらという奴が子供の手習い草紙で作った急製かつらだったのには泣くにも泣かれぬ虐待じゃ。これというのもみんな山田の神主が勝手にきめたことじゃった。

熱田神宮へ参詣したが鳥居の前の立札に「僧侶不浄の輩入るを許さず」と書いてあった。つまり坊主は不浄者扱いを受けておった。そんなあんばいに坊主いじめをやりおったが、本願寺の島地黙雷が洋行から戻ると同時に、西洋では人民の信仰は自由じゃテといい出すようになって初めて仏法もだんだん芽が出おった。

それが御維新で檀家の大名や武士が神徒に早がわりしたものであるから、大きなお葬いなんか一つだって来やしない。しかし感心なことに山口県から来ておる者は、あの国はやっぱり仏法が盛んなものじゃったから、兵隊などが死ぬると棺をかついで来おった。それでも月には五つか六つ、一つおとむらいすると五円も出したかな。その頃榎坂におった伊藤博文氏（禪師は公といわぬ）が、やって来て「どうです、やって行けますかい」といいおった。やっていけるとはいったが、えらい貧乏でな。伽藍の下を小坊主六、七人を対^{あいて}手にわしもモッコをかついで開拓をやった。

米も満足に買えず玄米を買ってきてわしが臼でついたものじゃ。それを米三合に引割麦七合を入れて真ッ黒いバクメシ（麦飯の謂）を食った。おかずは味噌汁ばかり、たまに大根と人参を煮しめておかずとしたがそれが上等の御馳走じゃった。

ある時、寺へ兵隊が来て糊をくれというから真黒いバクメシを差し出すと「それはなんじゃ」と先方が参りおったぞ。それがじゃ。明治十何年かに松田という東京府知事が死んだら青松寺で葬式しろというでナ。知事の葬式を青松寺から出した。それが名のある官員の葬式のはじまりとなって、貴人でも仏法で葬いを出しても差支えないというようになりおったじゃ。△永平寺管長北野元峰禪師談▽（昭和三年五月東京日日新聞社会部『戊辰物語』）

このような中央の事情に対して、『七戸郷土誌』稿は、廃仏など関係ない次のような記事をもっている。

青岩寺三十世民光和尚略歴

羽前国山形管内村上郡天童村門池玄伯養二男ニシテ出京ス

実佐藤末葉文四郎正一ノ二男俗名孫助ト号ス文政四年八月十五日磐城岩前郡落間村寂靜山安養院ニ於テ良誠上人ノ弟子トナリ文政十亥年四月『梅福山宗録』成就ス

天保二卯十二月山形県下東根村珠寶山光台寺・住職トナリ天保八酉年八月秋田大久保山光久寺同所西峯山淨円寺ニテ八ヶ年遊学ヲナス天保十四年六月松前へ渡海福嶋村法界寺智洞和尚ニ随ッテ戒律ヲ受ケ弘化二巳年六月田名部通川内村多善寺住持範和尚ノ兄弟トナリ三ヶ年遊学弘化四未年正月田名部常念寺住持良進上人勢岩和尚頼ニ付中津川東田村ニ在住スルコト五ヶ年嘉永三年九月四日西京ニ於テ拜倫ス（ママ）嘉永七寅年十月十五日当寺ニ入院本寺大泉寺十八世住智海上人兄弟トナリ民光ト改名責任住持トナリ安政二卯五月廿三日善導大師堂再建盛田喜平治喜捨財ニ依ル円光大師堂再建盛田庄兵衛母喜捨財ニ依ル安政二年本堂再建九間半ニ文久三亥年八月円光大師御伝 四幅掛物施主盛田氏同年三十三観音堂再建世話人久保喜平太和田藤右衛門明治六酉年大門へ二王ヲ安置ス二王ハ新館八幡宮ノ二王ナリシ明治十丑年本堂惣屋根替。民光和尚ハ全国回国スル事二回其間衰頹セル寺院ヲ隆興ス二三、当寺ノ如キモ大ニ衰頹ニ傾キアルヲ再興シタル中興ノ傑僧タリ。山号寺号ノ額面智恩院大教正徹定大僧正真筆明治七戌年十二月当寺ニ下ル

三十世齊蓮社良賢一誉上人心阿民光貞全大和尚（過去帳）

民光和尚は嘉永七寅年（一八五四）から明治一四年巳年（一八八一）まで二七年間青岩寺住職であった。それは世が新政府の文化政策に揺れている時に際合している。

もう一例は盛田稔著『瑞龍寺史』から引用して、七戸の仏教が時の危機にあるを知らない様子に触れよう。

中興規外為範和尚

瑞龍寺二十一世規外和尚は、上北郡法奥沢村沢田の人である。幼い時瑞龍寺二十世元法和尚の法弟となり、諸方行脚の後やがて大本山永平寺総持寺の禅堂に入り、多年修行の後七戸に帰り、師僧を補佐し、師僧の寂後、天保十一年（一八四〇）その後住となり、住職の職にある事三十九ケ年、明治十二年に遷化した。

和尚の最大の業績は新山村原野の開拓である。即ち弘化元年（一八四四）新山村の原野新田野竿高にて七七七升四合の地を瑞龍寺に寄付して貰い、五ケ年にして開拓を完了、瑞龍寺は従来の五十石と合せ、此の時より寺領六十七石七升四合を領する事となった。

旧来の寺領五十石は、明治維新に当たり、奉還するところとなったが、新山村分は自らの開拓によるもの故保有を許され、昭和二十二年農地解放に至る迄、長く瑞龍寺の経済的基盤となったのである。

和尚は平素極めて質素儉約を旨とし、辺幅を飾らず、庵居の時は干菜のような衣を着て一向意に介せず、閑があれば田畑に出て耕耘に従事する事あたかも一老夫の如くであったが、決して吝嗇ではなく、儉約、蓄積するところのすべてを寺の仏具、法器の購入に充て、又凶作、飢饉に際しては、貧民の救済に力を尽したので檀家、里人の信頼を一身にあつめていた。

その反面、正式に寺格により外出する時には、折目正しき袈裟衣を着用、駕籠に乗り、挾箱、若党を従え、威風堂々たるものであったという。

和尚は又性恬淡として物に拘泥しない人であった。自分の後任として、嘗て自分に侮辱を与えたる人を、改めたる上は深く追求すべきではないとして推せんした事例等その好例である。

其の人物の偉大さは、この一事を以てしても十分想見する事が出来、中興の名を冠せられているのも当然の事と思われる。

因みに、中興の名は本寺より頂くものである。規外和尚に対する中興許状は、明治十年一月に出されている。

中興許状

瑞龍二十一世規外和尚者三十余年之住職而

田地開墾什器備具成績顯著也

見住丹堂及有志檀越就本寺乞称中興其情最切

因任其意宜為将来之龜鑑者也

明治十年一月

法光見住西有穆山叟

明治維新に五〇石の寺領は奉還させられたのは致し方のない時世の然らしめた事であったが、檀家の尊敬を一

身に集めていたということは、宗教的に仏教が衰えを見せていた一般と廃仏という政策に打倒されることなく、住民檀家の動乱中における良き隠れどころたる宗教の存在を立証するものである。

精神的な拠点として七戸は、このような寺院と良き住職に恵まれ、その教導によって神道国家の強制にも平隱を得ていたのである。戦争のうわさや凶作のいたでも圧倒されない精神的な安定があり、住人は貧乏ながらも生業にいそしむことができた。

このように見て来ると七戸は文化的に落ち着いた環境にあり、文学への志向ということも生まれて来て不思議はない。ここに、その片鱗を示して置く。

秋もはや いつかは ふかく なりにけり あわれ淋しき 大空のいろ

暮てゆく 日かけは雲に のこしおきて 寝くらを いそく 鳥のこえこえ

(以上和歌二首)

秋もやや暮れて淋しや空の色

夕暮の日かけ せわしや 寝くら鳥

(以上俳句二句)

残念ながら作者は不詳であるが、維新後の古文書と一しょにあった作品である。各寺院の木立や夕暮れの光景を表現した和歌であり、同じ情景の俳句である。このような文学的作品が生まれてよい環境の七戸と知るべきであると同時に、善智識による指導と同好の人たちの交遊とがあったことに思いを致すものである。

明治二年（一八六九）六月二四日隠居の身分となった南部信民が七戸に、江戸士族と呼ばれる五七人と共に入部して、東京文化の新風を伝えた。ついですでに六月四日に七戸藩知事となっていた南部信方が七戸へ入部した。信民および知事は、いわゆるお城に居住したのであるが士族は寺院や御給人たち地元の士卒の宅に居住せざるを得なかった。家庭生活の接触は文化の異なる人たちに直流する文化と反流する文化とを生じ、親和と反感とを当分忍ぶ事態になったことであろう。

この年に藩学校の創立があり、漢学及び英学の教授が藩の子弟に対して行われた。信民の後見的発言は、七戸文化の発展に寄与するところがあり、その識見は京阪に派遣されたり在府の経験によるものであったので、七戸は教育的恩恵が多かったのである。その他寺子屋・私塾など教育の篇で説明されたはずである。ここで文化的問題として採り上げなければならないのは発表能力の厚薄でなければならない。七戸には七戸弁があり、七戸人特有の態度発言があったはずである。それは柔和と強剛とによって彩色されていたであろうが、口語文の記録はないので古老の話伝によるが「頼みます」といって土分の家を訪問すると内から「どうれい」という返事があった、玄関に迎えたものだという。土分の話ことばと町家とのそれ、あるいは在郷のことばづかいは各自独特なまじりがあったことであろう。

維新の動乱があって、世の中が年ごとに平常を回復して来るにつれて、文化的な進運も見られるようになり、盛田良助（一四歳）は南部領の地図を模写するという才能を発揮したりしている。

同三年「六月一四日七戸産繭の買付に諸国商人多く出入」（『青森県近代史年表』）という記事があり、経済

的に動きがあっただけでなく、その反面文化的に諸国商人の話しことばを通して、あるいは態度などから受け採る何ものかが七戸の人にあったはずである。

同四年、五年と世の中は文明開化の地方伝播が進んだ。同時に太政官政府も海外視察ということで随行者に文化的吸収者を伴うなど「ヨーロッパ諸国に追いつき、これを追いこそうとする決意は、着々と各方面で具体化され実行に移された。」（大野晋著『日本語の年輪』）。

明治十年代に至ると、これら英語から入った言葉の多くが、漢字の組み合わせによる新造語に置きかえられた。Sunday は日曜日、Philosophy は哲学に、また Constitutional law が憲法にと、訳語が決定されて行ったが、その多くが、漢字の新しい組み合わせによるものであった。ヤマト言葉では、これらの新しい概念を一語にまとめあげることが多くの場合できなかつた。そこで漢字二字の組み合わせによる新語が続々と作り出された。ところがシナ語よりも日本語の方が、音節構造が簡単であるから、シナで区別している音も、日本に入ると同音として扱われ、同音語が多く生まれた。だから新しく生まれた漢語は、耳で聞くよりも目で見て意味を察するものが多かった。しかし、江戸時代を通じて知識階級は、相当多くの漢語を消化していたから、明治時代の学生・官吏もまた漢字・漢文の知識を持ち、ヨーロッパ語は漢字に訳されることによつて、日本語の中に入って来た。

明治十九年出版のヘボンの和英辞典では、一万語以上の漢語が増補されている。この中には多くの新造語が含まれており、今日われわれの普通に使う、幾何・芸術・公園・唱歌・心理・商法・動物園・民法などが、

すでにここに見出される。つまり、——今日の学問用語・政治体制用語その他の多くが明治初年、十年代にはその基礎を持った。ここにおいて、漢語は近代日本の民衆の生活を営んで行く上で必要欠くことのできない位置をしっかりと獲得した。しかしこれらの漢語は耳で聞いて分るようにとの配慮なしに作られた。それが後に起る国語問題の一因となった。

もともと山の手と下町とは江戸時代から分れて、商業地の下町には下町言葉が行なわれた。山の手には全国各藩の下屋敷などがあり、各地の方言がそれぞれ語られていた。山の手には士族が多く、人口比率では下町に及ばなかったが、士族は明治政府の軍人・官僚の關係者を占め、中流・上流階級を形成した。この層は教養もあり、文化の前進に大きな役割を果たした。彼らは新しい漢語語彙を日常語に導入したばかりでない。江戸時代に芸者や茶屋女などが使う言葉であった「です」を地方出の官吏や書生が東京語と思って使いはじめ、やがて、下町へも広まって標準語として定着したとき、また、「であります」という遊里の女の間を、田舎出の官員や洋書生が使い、演説に使う言葉となし、やがて、教師が説明のために使ったりする言葉としたとき、山の手に住人たちの東京語の成立に果たした役割は小さくない。

だいたい江戸は、江戸時代後半から文芸書の出版によって、わが国の言語文化の中心となりつつあった。それゆえ東京の言葉は、明治初年からすでに全国に通用する共通語の位置を得ていた。そこで、その東京の口頭語で文章を書こうとする新しい機運が動いてきた。

明治初期の文化の一目標は自由民権の思想である。人民の権利と義務の自覚を促す教化活動のためには理

解し易い文章が必要である。そこで、啓蒙思想の先駆者福沢諭吉は『学問のすすめ』その他を少ない漢字によつて書き、加藤弘之は『真政大意』をゴザル体で書き、植木枝盛は『民権自由論』を民衆に分り易いマス体で書いた。ついで、いわゆる鹿鳴館時代に入り、極端なヨーロッパ主義が文化の主流を占める。社会一般の激しい欧化主義の中で、漢字を捨てて、ローマ字を用いよ、仮名を用いよという国語改良論が力を得てくる。「かなのくわい」「羅馬字会」が発足し、仮名やローマ字による文例が発表され、賛否両論が新聞紙上でたたかわされた。しかし、そこで使われた文章は依然として漢文直訳体であり、分ち書きに関する工夫が足りなかつたので、社会一般の流れを左右することはできなかつた。

(大野晋著『日本語の年輪——日本語の歴史——)

ここで、実際の文章を引用して右の論文の参考にしたい。それは明治四年(一八七一)に書かれた(山崎栄作編『陸奥紀行』)の日記文であるが、東京の上原和兵衛という人が絵画と狂歌も入れて書いたものである。「十月十四日 吉日にて旅立を悦び」寺嶋新助を従者として出発し「十一月廿八日 奥州北郡南部七戸本町、盛田与左衛門方へ着、并ニ逗留之事」といった文章である。旧暦十一月二八日は新暦にすると翌年の一月八日に当たる。七戸では寒中だったのである。

扱、支度をとりにて座敷へ通さるに、炬燵なければ、炉に炭火を起し三人輪になり当りけるに、障子ハこげ茶色にて破れ損じたり。また雨戸ハ損じて建付ず、寒風裸身を通し、爰ニ逗留中如何して凌んと案事暮しけれども、せんかたなし。明日ハ専蔵殿ニお別れなれば、東京行の書状を認め箱館に東京商社渡島屋方ニ海老屋

おさたとの居候へば、是へ向て頼遣し。外ニ野辺地佐藤屋文平方へ今日当着之趣相認、是又、専蔵殿へ頼置、今宵ひハふしにける。

十一月二十九日

互ニ別れをおしみ、専蔵殿申けるハ、私義、近々の内用弁して帰るなり。必らず無事で御待被下べしといふて暇乞して立出けるニ、雪降りければ、別れに狂歌を読む。

陸奥へ三人連の旅まくら 積森田雪も解て又逢ふ

と口すさみ、別れてより山田屋新七方へ趣。昨夜当着いたすなり。又、重兵衛殿よりの書状を渡しければ、一見して私方へ御越し之義がてんゆかず。文平方へハいまだ御越し無之哉といふ。依而文平殿へハ今朝手紙を以申遣す也。然るに同人申には、私方よりもつげで在るに依而申遣すなりといふ。また重兵衛殿認遣し候書状を差出し如此なりという。頓とがてん参らず暇乞して立帰りける。明て、

十二月朔日

扱、障子ハ其儘紙をはがし張替呉るなり。炬燵も拵らへ呉けるニ依而漸々凌ぎよし。扱、重兵衛殿の手紙ハ役ニたたず、其儘ニ打捨置方可然はり^マと後悔いたし臥にける。

十二月五日

扱、新七事、改一と改名致し居るなり。文平方へ申遣しけれども便りもなく、早々参りて談示いたしたく矢竹に思ひ候得ども、路金ニつきて手も足も出ず。髪ハ盛岡にて結し儘、湯ハ一戸の泊りにて這入し儘にて髭

ハぼうぼうたり。実に島人を絵書し姿の如し。嗜ても届かず、顔を見合せなさけなき在さまなりと、わずか残の端下銭を詠めて、空敷休ける。

十二月六日

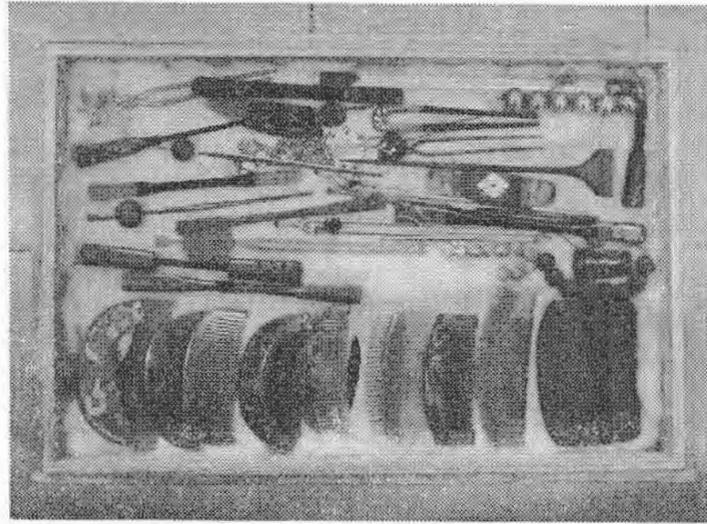
光陰ハ矢の如し、空敷月日を送りける。扱、けふハ格別の吹雪にて雪積る事五六尺余り。板戸の透間よりハ座敷へ吹込ミ襟際へ降り掛けるこそ。何ともたとへがたきこちなり。縁側へ吹積る雪ハ四五寸ニ余るなり。忒人ハ路金ニはなれ、手も足も出ず。唯炬燵に居づくまり居りける在さまハ、髪ハみだれて火の付如し髭ハ凡五分ニ余りて、忒人ハ白髪まざりて六拾余りの老婆の前ニ似り。忒人ハ黒々として毛深き女の前の如し。口聞時ハ互に彼の代呂ものが前で物いふニ似たり。此姿を察し見るに独人がたま〜里へ来るが如し。いかんともなさけなき在さまなり。扱、七ツ頃（一六時ごろ）ニもなりける頃、漸々と風もなき。然るに勝手にて餅搗杵の音聞へければ、扱ハ今宵ハ我等ニ馳走するならん。またハ稗搗音やならんか心配いたし、襖間の透間より勝手を伺ひ見るに、是全くの餅なり。しかし色くろければ、何餅ならん杯と評議いたし居りける内、膳をすへて栗餅御馳走いたすといふニ付、漸々案心いたし、せんを見るニ平ニ粟の塩善哉。猪口に黒砂糖少し入て在り。皿ニなます、小皿ニ香のものなり。好物なれば至極味じわめよろしく、沢山馳走になりて嬉しさの余りに読る。

杵音にこころ嬉しく待夜食 盛田す平に粟のぜん哉 （勝手の餅搗と部屋で小躍りの絵に贅書）

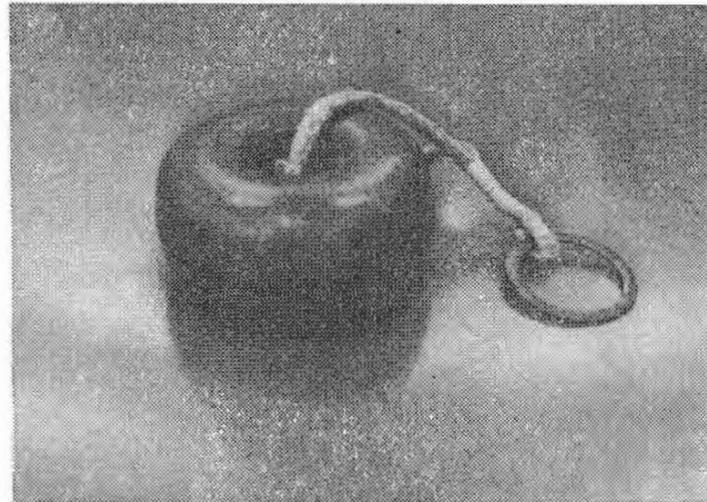
裸襦絆ぬひで炬燵に吞たば粉 煙りと友にうきをわする （絵あり贅書も達筆である）

右『陸奥紀行』によれば、「三月上旬巳之節句、山谷（山屋）薬師堂」に参詣のため上原・寺嶋氏の兩人を盛田良助（盛田与左衛門長男）が案内して行き別当処の宅で休んでいる。また三月二四日には小川原村にも右兩人を良助が案内人となって「明神」参詣をしている。前者は習俗の觀察記事となり、後者は風光を讚美している。

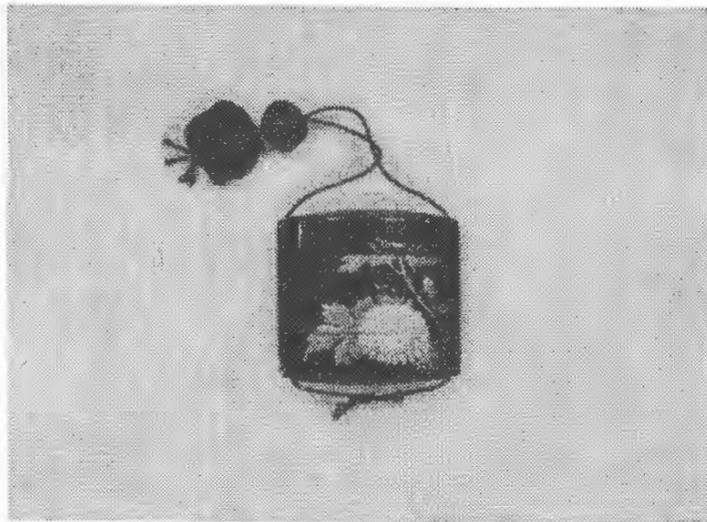
八月盛田与左衛門が「副戸長被免八月二八日組頭拜命 同人」という記事があり、「四民苗字ヲ許サル依而旧姓を復し石田トシ名ヲ準三ト改ム」（『日記』石田準三）盛田与左衛門が石田準三となり、長男も石田良助と称



明治初期婦人髪結に用いた櫛・飾挿等



明治初期の馬鈴



明治初期の煙草入れ

することとなったのである。七月七戸郵信局創立があり、青森県七戸支庁ができています。

明治六年（一八七三）二月二四日「切支丹宗禁制の高札撤廃」（『青森県近代史年表』）は、文明開化に向う必須条件であった。ヨーロッパの先進国が近代文明とキリスト教と関連するが如き印象を示している以上、「切支丹宗禁制」は近代化の中止に外ならない行為であるからである。この「高札撤廃」こそ、五カ条の誓文にいう「官武一途庶民ニ至ルマデ各其志ヲ遂ゲ人心ヲシテ倦マザラシメンコトヲ要ス」る施策の根本であり、「智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ」との趣旨に合致する国民の協力を促すことになるものである。

「同七年六月二七日石田良助青森県が行う社寺境内調に雇われ六ヶ所村、東通村などに出張」（『日記』石田準三）、この年には七月一日城内に校舎新築という記録が見られる。

同八年四月一〇日青岩寺の僧墓の中に「翔蓮社鳳營応心和尚」の墓が建てられ、「京都・智恩院」で「往生」とか「四戸伝平・次男」とも刻記されている。この僧墓の主は、学徳修業善智識衆にすぐれて京都・智恩院（浄土宗の本山）で認められていたが、同輩ライバルの妬みから毒殺されるに至ったということである。

同年一二月二日旧藩儒者千葉才蔵卒する。六六歳だったという。門人は碑を建てて師の徳を顕著にした。高弟山本末吉・高坂清助等が追悼会を設けて、年々会合する。弟子及び後継者の厚情は長く祭祀するところとなる。

同九年七戸町浦町に孝子石田タネがおり、七戸に車駕行幸の際「畏れ多くも」祝寿金を賜わるといふ榮譽に浴している。

この年、岸俊武が『新撰陸奥国誌』を書き上げて、県に報告している。これは同五年に青森県から各村の実地

踏査を命じられていたものである。その巻第五九に北郡の見出しで、七大区の概観文がある。

新撰陸奥国誌巻第五十九

北郡

七大区

当大区は当郡の南にあり全区は半平原にして西に大山並峙ならびそはだち津軽郡の界をなし其平野は荒蕪不毛ぶぼうの地多く海に近処ちかき湖沢星散し南に奥入瀬川あれども原野は乾燥し暴風不時おきに起て禾苗を損傷し甚しければ畦疇けいちゆうをも飄騰とうす因ちなみに民家は多く山陰の林叢又は溪澗の窟地くぼちに構ふ海には魚網の利ありて殊に海鱸いわし多く駄数を以て算量す油となし臘ろうとなして殊邦に輸す又鮭鱒鱻さけますずさきかれい多し近年三本木原新墾あれども水利乏しく成熟の功全たからずと云ふ東は東海に臨み西は大山脈南北に互わたりて津軽郡に界さかひ南は三戸郡に連り北は北湾に添ひ六大区に連る小区すべて凡七を統すぶ

「荒蕪不毛の地多く」は、原野が荒れ地であって折角畑地にしても、うねを風が吹いて種苗もろ共無くしてしまうという乾燥地帯であり、人家は多く山陰の林や草むら、谷間など窪みを利用して建てられている。七戸地方は火山灰地の上に腐植土があつて畑地にすれば乾燥期には、軽い土質のため飛散することを表現している。東風のこと「やませ」の気候的（霧雨）な害については、論じていないけれども、もの寂しい光景を連想させる文章で、漢文調で書かれていることに注目したい。

翌一〇年（一八七七）一月に「瑞竜二十一世規外和尚」に対する「中興許状」が、法光見住西有穆山によって

「亀鑑者也」と賞揚発行を見たことは、前に「廢仏毀釈」の中で触れて置いた。この年は「明治六年の政変」によって野にあった西郷隆盛を擁して鹿児島健児が「勝てば官軍、負けては賊の名を負はされて」（徳富芦花『灰燼』の冒頭にある語）、西南の役を起こした年である。前年になるが、次の辞令（和紙―縦長一八センチメートル、横長二六センチメートル）がある。

生 兵

上坂申間

一等兵卒申付候

事

明治九年十月廿一日

陸軍中佐 山 地 元 治

十和田湖町在住の小笠原孤酒の所見では「最古の軍隊手帳」も残っているので、摘記して見たい。これは「仙台鎮台兵」の「軍隊手帳」（縦長八三ミリメートル、横長九五ミリメートル和紙で縦とじ）であって、「明治拾年十月程 鹿児島県下 御城より 申間 上坂美松」と並べて書いてあるが、

明治十年正月八日仙台出立塩釜ニ着 海屋ニ泊リ翌九日午後十二時三十分ニ同所ヨリ小船ニテ発シ石浜ニ午後三時ニ着直チニ金州丸 蒸気船ニ乗込ミ六時三十分ニ出帆、同十一日午後九時ニ東京品川沖ニ着、其夜蒸気船ニ泊リ翌十二日午前六時ニ品川ニ上陸、同所湊屋ニテニ食致シ午後四時ニ同所出立五時三十分ニ東京府

下麻布鎮台第一連隊第一大隊ニ入隊、勤務致シ候処、大阪出立致スベキニ付六月一日午前十一時同所出立、新橋ヨリ午後一時ノ汽車ニテ発シ、同一時三十分ニ横浜ニ着、同所ヨリ午後四時小船ニテ品川丸蒸氣船ニ乗込ミ同六時ニ発帆、六月三日正午十二時神戸港ニ着、午後二時ニ上陸致シ海峰通り二丁目林中屋ニ泊リ、四日滞在シテ同七日午前同所ヨリ同九時ノ汽車ニテ発シ同十時三十分ニ大阪府下本備前屋敷陣營ニ入隊致シ、六月十(略す)七月二十四日午前一時東本願寺出發シ、同日午前八時大阪ニ着、本町カリ陣營ニ入隊、同月二十六日同所出立、午後二時ニ神戸ニ着直チニ熊本丸蒸氣船ニ乗込ミ出シ同月二十九日午前一時ニ鹿児島県下国府ト申ス処ニ上陸、七時ニ福山ニ着、同日同所出立、同日午後十一時都城ニ着二日止宿同月三十一日同所出立同日午後十一時ニ高城ニ泊リ八月一日高岡ニ泊リ二日佐出原ニ泊リ三日高鍋ニ泊リ翌四日美々津ニ着、此処ニ至三成川ヲ隔テ戦有リ、八月九日迄(不詳である)同日午前八時ニ二旅團裏切ニテ此処(不詳)翌十日賊降参二百名余有リ又翌十一日賊降参四百名余有リ同十二日五十人余有リ(略す)十九日迄賊降伏有リ同二十日午後十一時日向国美々津出立(略す)二十三日猪岳高山ニテ大番兵張り(略す)此処ニテ九月一日迄大番兵ヲ張り(略す)十八日午前六時ニ出立同十時ニ鹿児島ニ着、磯ノ浜元島津忠義公ノ屋敷へ東伏見宮様護衛兵ニテ入隊、九月三日頃ヨリ賊軍鹿児島旧城籠城致処九月二十四日午前四時ヨリ官軍四方ヨリ進軍シテ同賊降伏ニ相成磯ノ浜二十八日午前十時ニ出立(略す)都城ニ着、此処ニ十月六日ヨリ十二月十四日迄為警備屯在致シ(略す)午後五時ニ鹿児島城下高見馬場ニ着、此処ニ三日滞在二十一日午前十一時出帆二十四日午前六時東京品川港ニ着、同所ニ上陸致シ四日滞在ニ付品川駅四丁目越前屋ニ止宿、二十八日正午十二時ニ

出立午後五時千住ニ泊リ二十九日草加昼大沢泊リ三十日粕壁昼松戸泊リ三十一日栗橋昼古河泊リ十一年（一八七八）一月一日小山昼小金泊リ二日雀宮昼宇都宮泊リ三日宇都井昼喜連川泊リ四日佐久山昼小田原泊リ五日越堀 芦野泊リ六日白坂昼白川泊リ七日矢吹昼須賀川泊リ八日郡山昼泊リ九日本京昼二本松泊リ十日八丁目 昼福島泊リ十一日郡昼藤田泊リ十二日越河昼白石泊リ十三日宮昼大河原泊リ十四日槻木昼岩沼泊リ十五日中 田昼仙台ニ帰着致シ、直チニ陣営ニ入隊仕り候（この軍隊手帳には墨書してあって、難読のため小笠原孤酒 浄書のものによった）。

仙台より一年がかりの遠征であった。これでわかることは、富国強兵の基が漸く成ったことである。さらに、中央と地方と連繫する文明の利器通信制度ができ、博愛社創立（佐野常民による日本赤十字社の起源）を見たり、『日本開化小史』（田口卯吉）の発刊があったりしている。また上北地方に洋傘・マントが入る（『上北町歴史年表』）といった「ハイカラ」さんの登場やら、本式の断髪が盛んになっている。世の中は中央集権の新政府が六年から七年まで内部的に、がたついたもの大勢において大きく進展する緒について、いわゆる内政充実の意見がリードをして行ったのである。同一一年には、それまでの動乱勃発も鎮圧されていて、一路文明開化へと進んだ。

（二）七戸の文化

明治一八年（一八八五）九月二三日戊辰の年に、野辺地戦争で銃創を負った小野政之助の一七回忌に当たって墓石を新しくした。墓碑銘は漢文（白文）になっているが、青山浄晃の解説を次に掲げる。

小野政之助ハ旧津輕藩士也。戊辰之役ニ其先鋒ト為リ来テ野辺地ニ戦ヒ銃瘡ヲ被リ南部藩兵ノ擄トスル所ト為ル辞色屈セズ。數自刎ヲ謂フ而將ニ其義勇ヲ憐ミ医ヲシテ益篤ク其疾ヲ視セシム。愈エズ竟ニ七戸ニ歿ス。実九月二十四日也。夫同氣相感ス誰カ昔而同情相憐ムニ其彼我ヲ論ゼン況ンヤ昔他藩為リ今同県為リ。我曷ゾ其レ奈何吾衷ヲ洩ラサザラン、今茲ニ其十七回忌辰ニ値ヒテ七戸之志士感懷禁ズル能ハザル也。乃チ碑ヲ建文ヲ刻す 嗚呼 其相合者有リ以テ無窮ニ告クト云爾。(註 云爾は漢文の結語である)。

一七回忌の読経は青岩寺三世欠畑貞山和尚によって行われた。「七戸之志士」が心を寄せた美挙といわれる理由のわかる文章なのであるが、当時の七戸では、まだ志士気分が充満していたことの表明でもある。

これは明治二五年一〇月に同青岩寺本堂右上壁に大きな額を掲げ納めた人々にまで、影響を与えている。青岩寺山門を入れて左手にある大きな銀南木の下に「小野政之助墓」が建て替えられ、その後も回忌毎に法要が行われており、少なくとも昭和四二年(一九六七)の一〇〇年照光忌には筆者も供養に列席確認をしている。この一八年には凶作だったと記録され、六月には旧藩儒者・高観先生米田義幸が七一歳で卒している。また八月七戸町南町孝婦・大村かんが一〇年以上病床にあった姑を看病して、孝道を尽したという事で木杯一組を賜っている。それから右の小野政之助墓の建て替えである。七戸では人情が篤実であり、学問もまた漢文ではあるが士族といわれる人たちによって受け継がれている。勿論、教育の普及は郡下を中心ということもあって、新国家としての下達という他動的な学問ではあるが、相当なものになっている時期だった。

中央関係年表によれば、「硯友社結成(尾崎紅葉等)○小説神随・当世書生氣質(坪内逍遙)」とあり、文学

的進歩が著しくなっている。その辺の事情を左に、引用文によって紹介する。

一二 言文一致の運動がおこる

このような機運（欧化主義運動など）の中で、新しい、美しい、格調ある文章を発見すべく苦心を重ねたのは文芸家たちであった。ヨーロッパの文学は、口語と文語との距りが大きくない。しかし日本では、文学の言葉と口語の言葉との距りがあまりに大きい。口語では「お角さん、此あひだはお稽古がお休でよいねへ」「アゝおまへもかへ。わたしもね、お稽古のお休が何よりも〜最う〜〜一いばんよいよ。夫だからお正月の来るのがおたのしみだよ。」「アゝネエ。お正月も松が取れると不景気だねへ。」（浮世風呂三編巻之上）というような会話をしながら、文章となると、次のように書いていた。「話説す、伊太利亜国のベニスといへる所に、其性残忍酷薄にして、貸たる金を促ること最も厳しく、常に不当の利子を貪り、毫も慈悲心なきものから、人として之を悪まざるなく……」（人肉質入裁判。英国シエキスピア氏原著、井上勤訳述。明治十六年刊）当時の意識が阻んで、口語で美しい、本格的な文章を書くことは、たやすく達成されなかった。

その先駆者の一人、二葉亭四迷は、新しい文章の規格を求めて、坪内逍遙から、当時評判であった円朝の講談の速記を参考にしてはどうかと示唆をうけ、口頭語による文章の型を創作することに苦心した。「浮雲」はその最初の作品であり、つづいて、ツルゲネフの小品の翻訳「あひびき」「めぐりあひ」を世に示した。新しい文体はやがて倦きられ、江戸時代の井原西鶴の文章を模範とする人々も現れた。しかし、尾崎紅葉が

「多情多恨」を口語文で書くに及んで、その磨かれた文章は称賛をあげ、言文一致はようやく安定した力を示した。その後、自然主義文学が文壇の中心的勢力を占めるようになって、言文一致体は、小説の一般的文体となった。

(大野晋『日本語の年輪』—日本語の歴史—)

前にも引用した論文の続きであり、中央では、尾崎紅葉の小説が人気を得て言文一致体の文章に移行し始めたというのである。その影響によって七戸地方の文化が、どれだけ変化をしたか、特に文学的表現においてどんな文章が書かれていたかというに、文語体の文章が一般であり、精々漢字に片仮名を交えて書いており、中央の言文一致体の文章の影響は全く無かった。

その証左とも見られる文章などが、明治二五年一〇月青岩寺本堂の大掲額に見られる。これには当時の郡役所などに勤務していた人が多く、今日在町の人たちの先祖の名も見え、文学的素養のあった人たちの掲額なのである。掲額の主文と漢詩は全くの白文であるものを、読み下しでできるよう片仮名を入れて置く。

小野政之助をたたえる大額

板面に墨書されてある漢文・漢詩、和歌及び俳句並びに奉讃者の氏名などは次のとおりである。

死スルニ其ノ所ヲ得テ之ヲ真正ノ武士ト謂フ戊辰馬門之役ニ小野政之助ハ我カ旧藩津軽先鋒隊為リ問道ヨリ南部ノ陣ヲ襲ヒ馬門ト野辺地トノ間ニ戦ヒ利不ズ之ニ死ス政之助其一人也。状貌ハ壮大勇武ノ名ヲ以テ前ニ挺シテ奮闘セルモ丸ガ数所ヲ貫イテ野辺地川傍ニ顛躓キ遂ニ其ノ所ニテ獲ラルル所ト為リ七戸ニ送ラレテ死

ス挙止ハ自若トシテ臨終ニ属シ人ヲ感ゼシムルニ足ルコト甚シキモノ有リト云フ。抑人之死ハ不同ニシテ其ノ蹟ヲ見ルニ痴情者死スル有リ皆之ヲ犬死ト謂フ。政之助死ノ如キハ敵愾ニ於ケルモノ真正ノ武士ニ非ズシテ何ゾヤ。死其ノ所ヲ得ズシテ何ゾヤ。嗚呼、本月本日は何タルノ日ナルヤ。其ノ二十五年目ノ戦没日ニ当ルノ日ニシテ、前夕ノ今スナワチ南津陣ヲ一轄シテ、マサニ初之叱咤奮闘ハ一場ノ話ト化シタルモ、七戸地方ノ志士及び各衙吏員相謀リ既ニ墓石ヲ建テテ其ノ不朽タルヲ表シ今又扁詩歌若干什ヲ以テ香華院ニ其ノ神靈ヲ慰ム余ヲシテ一言ヲ弁ゼシメ即チ明治廿五年十月弘前葛西於菟ガ誌シタリ

月影々寒ク白露清シ 龍泉山畔碑名ヲ読ム 悲風流水忠魂遠ク 空シク幽明ヲ隔テ至誠ヲ慕フ 都賀 一学
 戦役風光天地更 柏城亦豈弘城ト異ラン 青岩寺畔魂順慰 長ク貞砥有リ姓名ヲ表ス 生駒 如保
 数個槍痕乱軍ヲ認ム 一生膽氣殊勲ヲ憶ス 忠魂死セス餘香骨 秋草花開ク古寺ノ墳 服部 尚義
 馬倒レ刀折レ野之涯 号令不振先驅旗 殉国精神何処ニカ去リシ 青岩寺畔ニ残碑ヲ弔フ 秋山 政次
 豹ハ死シテ皮ヲ残シ君則名 名照丹青万世榮 護国忠魂向処在 泉龍山上白雲横ル 鈴木 武八
 擬慰忠魂々在不 蘋繁弔古轉牽愁 昊天休注斜風雨 月黒青岩寺畔秋 豊島 常喜
 追想当年如奕棋 未心許国死何辞 幾枝花紫観音菊 偏向孤墳高处垂 打越 権蔵
 颯々金風愁易生 此間況也野蚤鳴 今朝来弔青岩寺 手把蘋繁薦古堂 小田桐喜根蔵
 落木蕭々秋色深 青岩寺畔日将沈 靈魂可慰梵城奠 其亨庶羞清酌心 牧野 昌太

夙唱勤王雄氣勃 青山此処埋豪骨 忠魂義魂凜如霜 古寺秋高殘月掛 加賀 啓蔵

聞説戊辰革命天 朝野物論殆豈然 右之國歩頗艱險 左之藩響奈情纏

活眸憐君明大義 挺身銳意膺賊鞭 炮烟影冷秋旻月 鐘鼓風羶曠原辺

一朝軍機逢蹉跌 空齋精志入九泉 英靈記否五々曉 郷友拭淚奠墓前

秋冷如水夜分明 月冷風悲懷古情 柏葉城頭祭忠骨 墓門深処野蛩鳴

林鐘如悼叩斜曛 奠了蘋蘩弔古墳 一路寒花秋雨裡 香烟散作暮山雲

星霜廿五跡悠々 碑畔低回幾惹愁 追遠有人魂可慰 斜風細雨暮山秋

愁雲漠々雨斜々 古戰場寒噪暮鴉 擬祭忠魂何処是 青山影裏折芦花

馳突銃槍林立中 男兒為國殺斯身 庶羞清酌人欽奠 秋冷黃茅野寺風

筒の火の あかき心を 国の為め つくして消えし 人をしぞおもふ 従七位 大道寺 繁 禎

はく太刀の ひとり抜出て すてし身の 残しし名こそ 世々にかがやけ 正八位 長利 仲 聽

ふる雪に しろしのいしは うづもれて いとどむかしの ひとをしぞ思ふ

ますら雄の 正しき道を ふむ人の みさをし高く 世に残るらむ 長利 龍 雄

おのづから 身をさす太刀の 光こそ 世々に残りて 消さざりけれ 斎藤 修 吾

つるぎたち 身をうち捨てし 武士の あかき心を しのぶ雄々しき 小田桐 基

袖ぬれて しのぶもを^トし おくれじと すすみて消えし 小野の朝露
 消えていま 世になき人の おもかげも しのぶなみだに うかぶこのごろ
 とるたちの はかなかりしも 武士の まことつくしし 名こそくちざね
 いさき起 君がほまれや 尽ぬらん 馬門の浜の むかしおもへば
 あたし野の 露と消ても 君が名の 外が浜辺に 今も残りし
 あら^{ナミ}涛に隠れし 小島 彰^{アラ}われて 其の名知られん 海の内外^{ウチノト}に
 国のため 君のためとて 捨つる身の ほまれは千代に 残りけるかな
 死するとも 名をば穢^{ケガ}さじ 武士の みさほ^オや千代の 鑑^{カガミ}なるらん
 君のため 国の為めとて 消えし身は よろず代までも 名をやかをらん
 国のため 尽し果てにし たけき名を いさほ^オもながく 世に伝ふらん
 さらぬだに あはれは深き 秋の野に 袖打ぬれて むかしをぞ思ふ
 国のため 死せし其の名の 顕^{アラワ}れて いく世経ぬらん 小野の碑^{イソノイシ}
 国の為め 最も^{イト}尽せし 功^{イサオ}しに 身は消えにしも 名こそ残れり
 津軽男の 名をば残して 七が野に つゆと消えにし 人をしぞ思ふ
 秋風の ふくにつけても 忘れぬ 心の紅葉^{モミジ} 手向^{タムケ}つるかな
 大君の み為に染し武士の 心紅葉や いく千代の秋

山田 稻城
 林 春之進
 渡辺 健輔
 田中 助勝
 植西 居完
 君田 常親
 清水 良正
 西村 八次郎
 橋本 昂
 柿崎 豊次郎
 吉村 孝五郎
 石塚 清峻
 金井 節
 浅田 八十八
 安藤 正憲
 中原 忠貫

敷島の^{シキジマ} やまところの あだ桜 はなちる里に 名をば留る^{トドム}
 君が為め 身ハ野ざらしと なる人の 苔の下にも みるるいさほし^オ
 光り行く 世をもおしまず 君がため あらしに散りし 小野の桜木

万代も 替らぬ後の 月夜かな

枯木にも 秋は来にけり 蔦紅葉

仲々の 心とげしや 霊まつり

砕けども 香ゆかしや 菊の露

露消えて 日のさしかかる 花野かな

忠と孝 露に残すや 十符の浦

丹秋は 今あらわれて 菊の出来

消えし身の 露に残して 秋の月

砕けても 露に光りや 萩の月

花散りて 跡の詠めや 萩の露

田中啓吉
 石岡八郎
 石川準十郎

池水
 士英
 月珠
 雨石
 喜風
 陸仙
 竹孔
 瓢月
 露堂
 野柏

忠協天倫義通鬼神我同志輩為祭納額以伝千秋

第一章 文 化



明治 25 年 10 月 の 大 納 額

松野豊	高松啓太郎	能登谷誠一	牧野昌太	永田浅之助	柿崎豊次郎	鈴木太平治	太田定寧	和島源吉郎	三上周吉	黒石正大	豊島常喜	桑折長秀	浅利八郎	柳川克巳	都賀一学
蜷名辰之助	葛西助作	一戸徳三郎	大島勝三郎	永田千丈	鈴木敏吉	吉村孝五郎	藤田郡内	西村八次郎	小田桐喜根蔵	笹森正夫	斎藤新太郎	服部尚義	打越権蔵	石塚清峻	船水経吉
	清野良一	花田乙之進	加賀啓蔵	葛西猛千代	猪股喜吉	上田豊馬	柴田文策	大橋三郎	秋山政次	佐々木九郎一	斎藤京三郎	佐藤鉸男	成田萬	生駒如保	葛西清敏

発起人

石 罔 八 郎

下 山 儀 六

鈴 木 忠 一

野 呂 楯 城

明治二十五年十月 東巖藤田郡内書（朱印二を押捺）

この額は青岩寺の本堂に入ると直ぐ右上に掲げられており、横長で二九八センチメートル、縦が一三六センチメートルもある大きなものである。その表現文は漢文であり掲額の性質上から白文であるが、解説に便利なように読み下しと振りがなを施した。このような有志たちの文学表現の一方で、青少年による回覧誌の作製が起こって来ている。その目録程度の資料ではあるが、次に紹介して置く。

明治二九年（一八九六）四月二五日発行が、その第一号で誌名は『双鶴』とされていた。創刊の経緯については和田四郎の記録によれば「双鶴社について藤治郎が昭和貳拾年に思い出を付記した文章」を発見原文のまま発表している。藤治郎は四郎の厳父で、その日記も残っており当時のことがわかる資料なのである。

橋本東三氏七戸に双鶴社を立て、青少年を叫合し、余が父が当時監守たりし郡役所議事堂の附属室、会合に便なるにより、事務所を余の居室に置きたり。ために社員の出入絶えず、ことに夏冬および学年末休暇には群をなして往復たゆるなし。（略す）余一人ありしたため社友の集合に適合し梁山泊の感ありしなり。この状

態は余明治三十三年六月、天間林村白石赴任まで続きたり。(梁山泊は中国の故事から豪傑などの集合所) この社員数十人中今生存の人をあぐるに橋本東三、秋山秀雄、盛田保三、福士進、米内山一郎、米田勇(死亡ともいう)。福田政吉、小山寅次郎、福士光直(途中退社)和田藤治郎と拾指を屈するに足らずなりぬ。死して最も惜しまれしは前野康躬氏にして頗る文才あり、師範一年にして死去せらる。尊父は南部信民に随従し、江戸表より七戸へ来り一時君侯の別荘に監守をなしたれば小学時代しばしばあそびにゆきたり。詳細な日記であるが、右は思い出の記である。さて『双鶴』誌創刊号の目次を見れば、次のとおりである。

明治二九年四月二五日発行

第一号

発行の主旨 発起人識(氏名なく、社説の形)「双鶴」は端麗で品格ある紋章で「向い鶴」ともいう。論説(この見出を設けて)

商業振起論

目的変更論 前野長頭生

烈士喜剣論 橋本右内

文苑(この見出で随筆などがあつた)

同二十九年八月七日発行

第二号

論説

日本男児之本領

山本竜雄
橋本右内

(その他文苑の見出で短評があったようである)

同三十年三月一日発行

第五号

社辞 丁酉之新歳

論説

一陽復来ノ感 冀北散史

史叢

徳川時代略歴(統) 丹雪生

(その他) 文苑

寒燈の下書感慨 潭翠生

詩歌

同三十年六月二十六日発行

第六号

論説

第一章 文 化

果断 在弘 橋本東三

文苑

敢テ農家ノ諸君ニ告グ 和田海山

史叢・劍光閃々・詩歌（それぞれ見出が独立していて、歴史、世評などがあつた）

同三十年九月一日発行

号 外

論説 (discourse)

少年の進歩 柏葉庵住人

(その他) 潭翠 試筆

文叢・劍光閃々

同三十一年二月二十日発行

第九号

社説

明治戊戌の歳を迎ふ

花雲朧月（見出）

愛国論

緑陰清泉（見出）

秋日漫遊の記

杜鵑血啼（見出）

歳暮の感

紅楓樵歌（見出）

清月夜

和歌三首

皜嶺寒月（見出）

無明庵雜記

（その他）

社告（数件）

和田藤治郎の日記の抄録（和田四郎騰写）は明治二九年一二月七日から始まる。「博文館から少年世界着本、投書をしばしばしているが一回だけ掲載された」とあり、『双鶴』社に関するところを採録すれば

明治三〇年一月三日かねて注文中の詩作自在がとどく。双鶴社会員新年茶話会を福士君（進？）宅で開く。二月八日諏訪・小林・双鶴社にのせる投稿のことや雑誌の交換などでしきりに来往。

（このころ父藤右衛門は楨・野辺地・浜善様の御用をつとめ、ひまひまには薪取り青物採り、また魚釣りな

どをやった。)

三月二八日榎様(泰造)遊学のため父藤右衛門、沼崎までお見送り、なお出発にあたり双鶴社同人壮行会を開く。

三月三〇日双鶴は第五号発行、三月の年度末休みのため、わが家に学生が集り大へんにぎやかになる。

五月中(作田正登様より筆工代二十四銭。この人は作田の別当の長男で文才があり郡役所に雇われていた。後、上京していくばくもなく死去。双鶴社の客分であった。)

六月一六日盛田保三様より廿九年一月発行の太陽を頂戴。六月二六日文庫の発行で「小文庫」の創刊が出る。双鶴社でこれを購読することとなる。考え物とか文章を投稿、文題「銭」の文章が掲載された。

三十一年二月一日兄藤太郎荒屋分教場から蒼前四戸様の家を借りて移り、通勤するため家財道具を運搬さしあたり不用な物は父と藤治郎との現住所城内郡会議事堂の監守屋にうつした。

同三十一年四月二十六日盛田保三様上京入学(慶応)藤治郎に中学購義録を下さる。(この頃『少国民』・北瞳館『少年世界文庫』を購入また当時雑誌『明星』)

四月二十七日徴兵検査、役場主任、村長等の協議によって黒田開業医の診断書で不出頭許可

双鶴社については橋本氏より前野康躬追悼雑誌発行、投稿蒐集の件連絡(同三三年一月一九日)があったが発行の有無については、多分、橋本氏が編集したのではなからうかと推定している。和田藤治郎日記には身辺多事「脚病」で苦しめられた様子が出ており、編集までには手が回らなかったであろう。



靴磨き(日露戦争ごろのもの)

『双鶴』とは南部家の紋章の「向かい鶴」に由来する雑誌名であることは、前に記したが今でも印象に残っていることは題目や見出し・内容の風格ある文章であって、巻頭言(創刊の辞)などには『双鶴』の気高さを讚美するものがあり、社中一同の気品尊重を強張してやまないものがあった。表紙の文字はもちろんのこと、社告の墨痕は鮮やかであって目を奪うばかりであった。橋本東三は当時のペンで全編を黒色で書いているのであるが、模造紙をB5判より小さくA5判よりは大きく裁断して、右端の二カ所を絹紐で結びとじてあるという体裁の「手づくり本」だったので、活版に劣らない価値のある資料なのである。

遠い日の記憶をたどると「論説」中であつたか「文苑」中であつたか「七戸の人々の食事は粗末である」との観察文があつたし、「陸地に棲む動物の大きいものは象(マンモス)であり、海洋の方には鯨がいる。したがって陸地よりも海洋の方が広大である。」と書いて、海洋を生息する動物の大きさを支持して堂々と論じていたのは浜中幾治郎であつたように思う。橋本右内の筆名は橋本東三で、前野長頭生は前野康躬のそれであろう。その他の雅号・筆名は誰かわからないが、植泰造の紀行文も読んで爽快な感じが残っている。

双鶴誌は日清・日露の戦争期に、この地方の青少年が智識と情操とを駆馳して文章に表現し、雑誌を編さんしたものであり、品位と風格を如実にした逸品というべきである。

これは回覧によって、同人の研さんに資したものであり、同人だった

人々が、その後社会的にも国家的にも有為有力な人となっていることは申すまでもない。

その後輩に与えた影響としては、このように回覧をするグループ手づくりの雑誌が、その後も続き昭和の初めあたりまで、風習として残っていたのである。その名だけを挙げると『瓊林』（進歩及第生に賜った宴の意）・『少年団誌』などが、時代に応じた文化的表現の具体例といえるものである。中央文化の地方への波及は、新聞や雑誌によって、自主的な労作をしようとする気風を郷土七戸においても生みつつあったのである。

（三）寺院文化

明治三〇年（一八九七）一月二六日の和田藤治郎日記に「山崎得髓師に文章和歌の添削をお願いする書面をさしあげる」とあり、翌二七日には「お許し下さる旨達しがあつたので、二十八日にお礼の手紙をさしあげる」のであるが、同三三年三月二〇日「瑞竜寺にお伺いし、本日より漢籍の御教授を拝す」というように三年後に初の漢籍勉強をしたようである。盛田稔著『瑞龍寺史』に次のように記載されている。

得髓は漢学と仏学の素養深く、禅機鋭俊、弁才縦横、兼ねて詩を能くし、墨跡雄渾たるものがあり、明治二十年代より大正初期における青森県仏教界の明星と仰がれたのみならず、東北に得髓ありと宗門に畏敬せられた。それでいて得髓はよく人にしたわれた。老人でも子供でも、相手が誰であれ得髓は喜んで相手をした。特に漢詩や和歌が得意であつたので、詩の会を作り指導をした。高田則孝、西田寛治、生駒如保、熊谷保吉、森田重次郎、和田藤治郎といったような人々が主なメンバーであつた。

同『瑞龍寺史』中の「瑞龍寺関係年表」によれば、「明治二〇年（一八八七）二三世雪庭得髓和尚」「入院」

とあり「大正三年（一九一四）雪庭得髓和尚遷化。世寿六十八歳。」と記録されてあるから、満二七年間の住持と見てよいのではないか。明治も開化が進んで日清・日露の戦争を経験する日本国にあって、東北隅といえども忠思想一色となり、青少年の表現する文化活動も凶画・書道・演説などに戦争に関するものが見られたことは、想像にかたたくない。しかしながら、心を沈潜できる文化を寺院の指導によって確保できた人たちが、多かつたことは漢籍が残っていたり、各寺院の境内に見られる顕彰碑などの現存物によって、これを証明づけ七戸文化の基底といふべきものを知ることができるのである。

三 中央文化

(一) 中央指向

昭和の今日ではマスコミによって、地方に直結しているのであるが明治三〇年代となって相当な文化水準となったというけれども、七戸地方に住む人たちにとって中央文化は遠い憧憬の対象であった。同三一年岡倉覚三等によって「日本美術院」が結成され、さらに文芸面では尾崎紅葉の『金色夜叉』、島崎藤村詩集『若菜集』の発刊に続いて大町桂月の『黄菊白菊』の発表があり、大塚甲山も『文庫』の常連投稿家となっている。

正岡子規が『歌よみに与ふる書』を書き出し、与謝野鉄幹・同晶子らと対立して三二年に「根岸短歌会」を創立、三三年には対立する「新詩社」が創立され『明星』の創刊が行われた。『中央公論』の発刊を見たのも、この年であり、この頃、鉄道唱歌が流行ともある。また八月に大塚甲山が浦野館村に「磧水吟社」を起こしている。



夏目漱石の戯画（言文一致の作家）

七戸「双鶴社」の文筆活動については前記のとおりであるが、新渡戸稲造が『武士道』を書いて世界的に名声を博しているのも、七戸の青少年に影響を与えずにおかなかった。学術的、文芸的、宗教的その他各種の文化活動をする地方青少年たちは、それぞれ自己確立への道を進むに至った。再び和田藤治郎の日記を次に抄録する。

三三年（一九〇〇）一月一日双鶴社のことで橋本氏と米田氏と議論。橋本氏の慎重論と米田氏の発展論とで夜十時過ぎに至り散会

一月十一日同社友前野康躬（師範一年生、詩文優秀）死去。（和田日記は具体的に悼惜の情を表わし十二日の葬儀の様は涙をさそうものがある。）

七月二十二日和田藤治郎が天間林村白石分教場へ雇教員として赴任していたが、七戸に帰省して学生、双鶴社友と会う。事務所は川原町高田則謙宅に移っている

（七月二十三日以降間もなく、川原町高田則謙宅焼ける。「双鶴社書籍その他全部焼失」）。

和田藤治郎は病氣と闘い、しかも、七戸小学校（黒石正大校長）が企画した『藩翰譜』等の執筆に参画していることも、その日記でわかる。

彼と大塚甲山との交友は、三一年二月五日甲山から「雑誌にて芳名を承る願くは余等も交友たらん」という来書（『和田日記』）に始まる。翌三二年甲山は京都まで旅行をしている。身を以て中央の文化を吸収していた甲山が「磧水吟社を起す」（三三年）のも故なきことではない。さらに、甲山について驚くべきことは、三五年に十和田湖を探訪した事実である。彼は後に『太陽』四〇年一月号に「十和田紀行」として、この事実を発表している。大町桂月が『太陽』主幹の烏谷部春汀に導かれて十和田湖を訪れるのは、四一年であるから先覚の明があつたとしなければならぬ。

奥瀬村の入口に招魂の祭ありとて旗旒飜翻と風にひるがえり茶店芝生につらなり、晴衣の男女老若集うこと多し。

草花に幕はる村の祭かな

村につきて十和田までの里程を問えば十里もありというに今はとても叶わねば宿を求めんと思ひ、先ず郵便局におもむきて葉書を認め且つ局長と語るに、趣味ある人なれば座舗に上りて日暮れまで語ろう。蜻蛉斜暉を浴して室に入る。この人山の案内にくわしく詳らかに告げられ山より携え帰れる由の奇石などを示さる。一泊を乞いしに「小供がおうくて」というに詮方なく辞し去りて十和田神社の別当殿の本宅というを訪いしに九十ばかりの聾の婆一人居るのみで何の要領をも得ず、隣りの大なる家におもむき、強いて一夜の宿を求

む。

庭のさま物古りたり。下りて徜徉せば川音幽に聞えて竹篔にきりぎりす声急に、池の辺の桃の落葉、鈴なりの梨は黄に実れり。泉石花卉久しく手入れぬ様なれども奥涼奇鬱おのづから山中を示し、小耐おどりて馬蘭の根にかくれ、朝顔は「オンコ」の樹の枝にすがりて凋る。いまだ咲き初ぬ菊の根に雲低く這う。

玄関を上げば祭もどりの少女二人美しき衣裳を脱ぎちらし、えび茶の袴をたたみおりしが、しだらなき姿を見られしを恥じろうか可愛し。山奥の子とは見えず、この家のつねの風儀の正しきをさえ想見せしむ。給仕に出し時二つ三つ物言えかけしも口ごもりてよくは答えず。唱歌の本などあらば呉れたやと思う。

夕餉の後この家の主人年三十の程と見ゆるが来り物語す。十度も十和田湖に上りし由にていとこまかに山路を説く、得るところ多し。いたく農事熱心にして経験談あまた聞かす。十歳の時父に別れ、三十余人の案内を統率し、三個の分家を出し一方ならぬ苦勞を積み、無念のことも多かりしが今は心安しという。

廊下に出れば缺月老杉の梢にかかりて山気膚を襲い、水声滔々として秋正に關なり。

終宵雨のごとき湍声に夢みだれて結びがたく、頻鳴く三光鳥の音に起き出で庭に下れば霧はれわたりて草樹の雫滴ること雨のごとし。朝日青珠をかけたる柿の梢にかがやき、朝顔面白う咲きみだれぬ。苔の露を踏みながら、翠微の大氣を吸い、水車の響に耳をすます。

日出三竿に達して草鞋と弁当とを充分に用意し、昨夜の宿を辞して村外れより追入瀬川のはとりに向う。この道は漁夫などのみ稀に通うに過ぎざる由なれども我の山道をとらずしてこれに向えるは上流の奇観と瀑

とを見んがためにして一、二里の余も遠き上にいたく嶮しと聞けど。稻田の間を通り女郎花さき満てる野を過ぎ、四、五の小村に道を問ひ、ようやく川のほとりに出でぬ。

このあたり尚稲田蕎麦畠あり。野人に逢えば皆々いぶかりて「どこへ行きますのだえ、タッタ一人かい。」と言わざるものなし。やはり日本語なるは嬉しけれど、不案内の身の单身通るに難きこと、この語によりても知らるるなり。

山道や樵歌聞こえて女郎花

川を右手に眺めつつひたすら進めば新開の畠のところどころに枝なき枯木枒がさとして天を指し、樵夫きこりの小屋に焚火のあとの灰雨に凝り、樺など樹の枝にかけ忘れたり。

響き来る松の嵐に埋れて

絶間がちなる谷の水音 芦庵

なるもの彼方此方より妙たえなる響をかなでて、石より垂れ、砂を走り、木の葉を埋め草を生じ、岩に苔あり緑ふかく、水に華あり浮きて紫なり。涼々そうそう溪々かわんかわん皆独木橋まらきばしを架せり。近づけば浴し居りたる山禽引きしほりたる声立てて飛び去る。一度これを掬すれば甘醴かんれい清冽、神泉の如く天あめの真名井まないの水の如く、心澄み気さわやかに亦一点の塵想を止めざらしむ。

路今は全く尽き只白沫はくまつさく削崖を啣くはむのみ。こわ如何いかん。ここにて餓死せんかと悲みあせりければ、とり落とせる包み物ころころとまろぶにそれやりてはと我も一緒にころびくんだり、ようやくつかまいし頃は青潭せいたんを去

る三尺、濁うずまきて呑まんとぞ待まてる。葡萄蔓ぶどうづつのどにからみて幸さいに生命せいめいをひろい心静かんかに考かんがるに、きのう奥瀬の人の行くに善しと言いひしことなれば全く道なきことはあらず、かかる時はせけば迷うものぞと、おもむろに浅瀬せんを求めて彼方の岸あしに渉わたりしに、道かと覚おぼしきもの落篠おちのなどの間まにあり、いとおぼおぼしけれど詮せん方かたなければこれによりて進み行く。下流かたがはにては河中の石只厚く苔むせるのみなりしが、今は小さき島の如く樹木おの鬱うと繁茂はなせり。

されども滝は我の目を逸すること無かりき。子の口の大滝以前に二つありていづれも彼岸に懸れり。一は細くして布を掛けたる如く、一はいささか広くして白沫飛んで霧の如し。いづれも数十丈しよちうへきの峭壁きけつの虧缺きけつより一直線に下りて文人画によくある型なり。

若しそれ子の口の滝（銚子の滝ともいう）にいたりては大湖の落ち口にして高さ高からずといえども幅広く、鞆どうとうとして岩石を動かし万木に響き、飛沫大霧を作して衣巾たちまち湿う。ナイヤガラ瀑布の小なるものと思えば大差なし。困りしはただここに道の絶えしことなり。前面は滝、左は絶壁危岩にしてその間より一道の流来れるあり、鳥ならでは争いかでか飛び越えん。唯一つここに背を露せる岩あり、これに足をかけ滝に上りこまぬようにし毛虫の如く這いのぼらば或は越ゆることを得べし。包と傘とを背に負い一步をあやまたば水底の苔と消えん戦々として縫りし石のかたかたと鳴りて今にももげなんばかりなる、息も止まるばかり。ようやく上り終り木の間の坂路を上りけるに、忽ち見る緑蔭より紫烟むらさきる湖水うみ渺々びようびようとして露あれ夕陽黄金の光を細波の上に射乱して見る目まばゆきばかりなり。思わずオウ、オウと叫びて走り寄れば今までの激潭げきたんとひ

きかえ、漣さざなみゆるく動きて明晶けいび螢微かがみの如く白石かぞうべし。石に腰して搏飯はくはんを食らい水を掬むすぶ。(戸館宰編集『十和田文庫』第四号より抄録した甲山の「十和田紀行」文である)

文語体の美文麗句の連続である。当時の文学作品の一般的なスタイルであり、読みなれた筆者にとっては一陣の涼風を感じる。戸館宰の解説によれば「桂月は奥入瀬溪流のところはわずか七〇〇字くらいですました。」とし甲山は「舟子に拒否されたために」「湖上からの探勝はついに長蛇を逸した。」となっている。甲山はこの年に上京しているが、その前に十和田湖に行ったのである。「上京の途すがら追入瀬川の源を遡りて」と「湖上の月」の二篇の詩もあるということである。和田日記に導かれて、この詩人の文章を紹介することとなったが、上北町上野の人であり、その方面で詳しく紹介されるものと期待して、この辺で大町桂月の七戸来遊を記録しなければならぬ。

(二) 地方文化

大正一四年(一九二五)五月二三日に現在の十和郡十和田湖町蔦温泉に居た大町桂月が、同町の太田吉之助(元、吉司)の案内で七戸町の西に横たわる八幡岳(一〇二〇メートル)に登山し、東に下って来遊したのであった。この時の『案内記』が太田吉之助によって詳細に書かれてあるので摘記することにする。

五月二十三日晴五時に蔦を出発して七戸に向ふ当時人跡未踏の地竹の荒山を踏破する難所故、八幡岳の頂上神社にて一泊せなければならぬと考へ一泊の要意して握飯十三個外準備し、持来りぬ荷物は相当に重し谷地温泉よりは道なく太き地竹を別けて一步一步踏みしめて、五間行きては待つ拾間行きては先生(大町桂月)

を呼び来たるを待つて拾時漸く石倉山の南麓に達す。爰処にて小屋こびるを喰べて半時程休み出立す爰処より八幡岳に上ぼりとなる。地竹太く長く別けること容易ならず此度は先生私を呼ぶ事幾度なるを知らず。頂上に達したるに残雪ありて歩行容易となる。然るに爰処より裏八甲田連峯を見ると写真にて見る瑞西の山岳の如く至高に見ゆ先生喜ぶこと限りなし。太田是れが一文をなすと立つて動かず。手帳に書くこと数度、偉らい処を見た大喜なり。私、先生に教はりて初めて北八甲田の雄大至高なる山岳美を知る。

七戸の諸兄是を知るや否や。先生の此の裏八甲田の一文ならずして終りたるは返へし返へしも遺憾に思ふ。岳上の神宮に達して拝す。戸は風に散らばつて居り日の当たる処に休み昼食を取る。午後耆時なりき。

先生に昼食をしながら八幡神とは何んと言ふ神様を祭りし者かと尋ねたるに、先生曰く普通八幡神とは八幡太郎義家か応神天皇と聞く。八幡宮は平地に祭り里に近かき処か町にあるを常とす。然るに此の八幡宮は三千余尺の高峯にあるは國中此の八幡丈けなるべしと思ふ。これは神様の御神体が違ふのでなからうかとの話。其の上先生爰処は眺望頗る良し南部平野を一望に入れん。太平洋を望む景は何とも言へぬと喜ぶ。

先生何となく是の八幡宮は他の神社とは違ふ研究の価値ありと話さる。而して八幡岳の眺望と言ふ一大文章が出来ると喜ぶ。後に私、皇祖皇大神宮の歴史を知るに至り初めて八幡岳に祭る神を知るに至る。

先生手帳を出して北八甲田及び小川原沼の遠望を書く。時午後三時なるを以て出立す。半里程残雪ありて歩行よかりしが、道路となると山路を水流れて川をなしザブザブ漕ぎながら下る。山館部落に着く安心して休む其処に子供達五、六人珍らしがり側に來たる。食物は先づ用なしと思ひ皆与へんとしたるに子供達にぎりめしは握飯

や魚を取ろうとせず後去あとしざりに去る。終つひに取るものなし止むなくリュックに入れて山館を去る。先生声を上げて笑ふ。太田君又一文出来たとの話。一里程下だれば豆播まきの人々六、七人居る。此の人々に握飯を与へんと話したるに皆喜ぶ、依而凡てを出して与ふ豆播く人々の喜ぶ事限りなし。豆播きの喜ぶに先生また一文成ると手を打って喜ぶ。自分には何がなんだかサッパリ判わからず只荷の軽くなりしをヨカッタと思ふ。七戸町に下だり瑞竜寺に和尚（飯坂円収）を尋ね御茶を馳走され、和尚の案内にて成田旅館に入る。爰処に逗留して坪の石文を探知する事を定む。

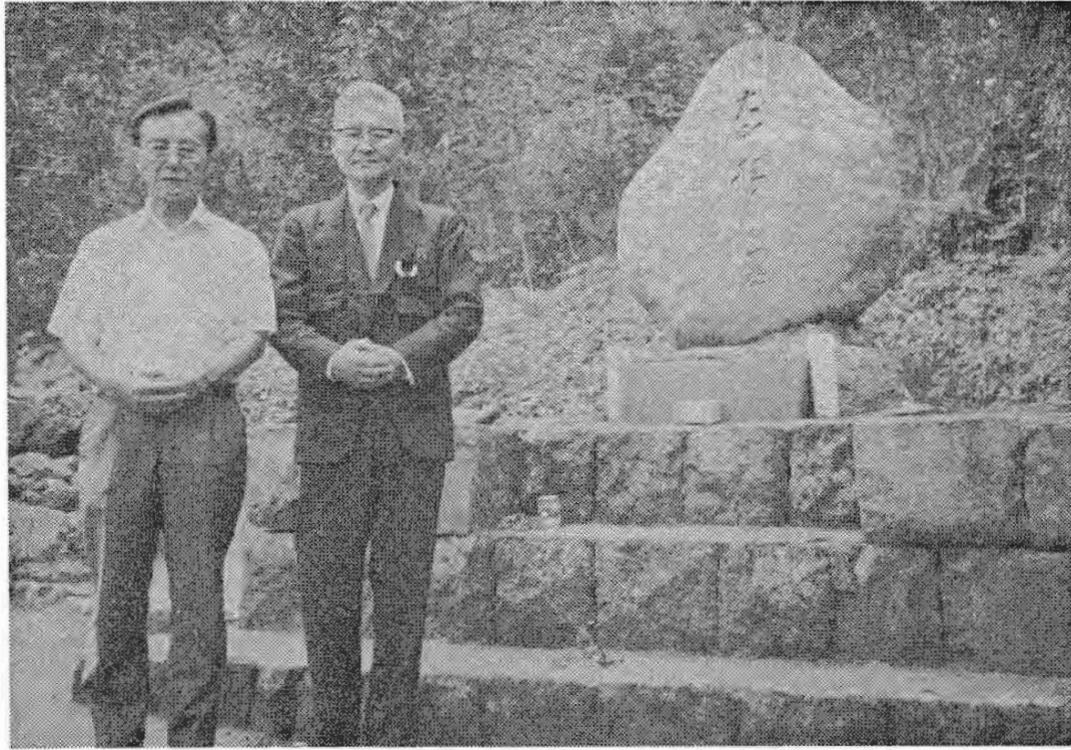
夜宿の成券氏を初め小原第吉氏、和尚様尚二、三人来訪せられて先生の喜ぶ事限りなし。

爾来廿四日廿五、廿六の三日間の記事は七戸有志の日記に一任す。

七戸に止まる事四日廿七日七戸有志の御厚意を謝すコンナニ厚意あるモテナシを受けたる事なしと喜ぶ。

出立に際し小原氏「盛喜の丹那に御願ひして盛喜の蔵の酒を見せてやらん」と案内す。大町先生「蔵の酒」を見て驚く。辞去の折り主人より「生酒」一升を貰ふ。「此の酒は生酒故へ飲む折、水三割を交へて飲まれまし」と教はり、御礼して倉を出で七戸有志と写真をとり馬車にて三本木町に急ぐ。

太田吉之助の手記は、まだ続いて最後には「小笠原耕一村長来たる」となり「空徳利を持上げ大笑、終へに先七戸より貰え来たる生酒を思出し私を呼びて、七戸の倉の酒ある筈其れを出せと言ふ。私困った事になったと思ふた故へアレハ蔦に行き水を割って御上がりにならないと呑まれぬ酒だと」早く座を立て蔦に行くように促して「蔦に行きまして、かあさんに水を割って貰って飲みませう」というのであるが、村長と先生は「何処で呑



上北郡十和田湖町蔦、大町桂月の墓

むとて差支なかるべしと主張段々大声となる」いまだかつて聞いたこともない二人の怒声のような要求に負けて「酒を出して水を割る事を話して、私は帰宅することにした」という結末になった。それは二人の歓喜と化し、「爰処にて呑み連れ立って向ふ道夫橋上にて残半分を水も割らずに呑み、大町先生歌へば小笠原村長踊り居りたるを法量の人々見たりと後に話に聞く。翌日二人共、容体よからず。先生はあれ程好きな酒も口にせず床に付く終へに六月十日辞世の歌を残こして黄泉の客となる。噫々悲哉」

昭和十一年（一九三六）一月草稿『郷土読本』に、前記の桂月随行記（太田吉之助）で期待されて「七戸有志の日記に一任す」とある記録が出ていたので再録する。

大町桂月先生の来遊

文豪大町桂月先生は晩年日本全国の山岳行脚を楽しんだ。先生は最終の行脚地として七戸町に來られた。大正十四年の晩春十和田山中蔦温泉を発し、我等が仰ぐ

八幡岳踏破。八里の山路を健脚にて夜七時着。山装束の儘先づ瑞竜寺飯坂円収氏を訪づれ、道すがら手折られた蕨を手土産にされた。桂月先生は昨冬以来蔦温泉に滞在中にて、七戸来遊を飯坂先生と約束せしを果されたのである。盛田喜平治氏も大いに歓迎の意を表せられた。滞在中に附近の史蹟を捜り、又書会も催された。七戸巡遊中は野に山に目に触れる蕨は手折りて宿に持帰り、食膳に上せ賞味飽くことを知らなかった。五日間滞在したが、最後の日の送別の小宴にて小原第吉氏が先生に尋ねた。先生は非常に蕨を愛せられるから伯夷叔斉の後裔ではありませんか。先生は哄笑両手を挙げて頭を押へ満面笑を湛えられた。一座も哄笑した。先生はやがて伯夷叔斉の采薇の歌を高吟せられた。十和田に帰られ二週間もして忽然死去された。七戸桂月会では此の思出多き蕨原料の桂月糖を製し十和田名物の一に加へて先生の英霊を慰めてゐる。七戸滞在中の作。

△千曳神社にて

石ぶみの跡を尋ねて思はずも千とせの松葉に逢ひにけるかな

よしや今石文なくもつぼの里ますらたけをの忍ばるるかな

△盛喜の酒倉にて

身をかへて樽にならばや倉の中一百石の酒をたたへむ

△盛喜農園にて

三代になるといふなる農園の木立繁りて宮新しき

△工藤翁の喜寿を祝ひて

玄関に駕籠乳母車梨の花

△三浦山にて

門に入りて事務所へ三里さくらかな

△天間川川狩

川狩の涯し川原や揚雲雀

。

七戸を一步出づれば河鹿かな

「伯夷叔齊」とか「采薇の歌」とかの語がこの「大町桂月先生の来遊」に出ているが『広辞苑』（岩波書店）によつて「叔齊」を引くと、「殷の処士。孤竹君の子、伯夷の弟。父に自分を世嗣にする心があったが、弟であるといふので受けなかつた。周の武王が殷の紂王を討つに當つて、伯夷と共に、臣が君を殺弒する不可を説いて諫めたがきかれなかつたので、周の粟を食らうを恥じて首陽山に隠れ、わらびを食つて餓死したと伝える。」と出ている。また『大事典』（講談社）には「采薇の歌」は「伯夷・叔齊の兩人が、首陽山に隠れて作りし歌」とし、『字源』に「登_二彼西山_一兮、采_二其薇_一矣、以_レ暴易_レ暴兮、不_レ知_二其非_一矣、神農虞夏忽焉没兮、我安適_レ帰乎、于嗟_レ徂兮、命之衰矣、遂_レ餓_二死_一於首陽山」と歌詞があり、これは「彼の西山に登り其の薇を采る。暴を以て暴に易える、其の非なるを知らず。神農虞夏（平和な時代）は忽焉として没した。我はいずこに行けばよいか、悲しい

かな死あるのみ、命は衰え、この首陽山に遂に餓え死にする」という意味に解される。桂月が蕨を好んで食したのでこの故事を話題とした。

さて、大町桂月は八幡岳の眺望や里人とのやりとりで一文成ると数度いって喜んでいるが、八幡岳に関する漢詩が二つ見つかったので紹介しよう。

八幡岳上八幡祠 八幡岳の高きに八幡の祠あり

神徳巍然鎮北陲 神徳はすぐれ秀でてこの北辺を守りたもう

南部津軽春鶯底 神の山すそは南部も津軽もみな春もやに沈み

兵頭一睡拜朝曦 岳上に一眠りして朝の御来光を拝する

次の絶句は『上北新聞』で発見したのであるが、大町桂月が八幡岳を越えて来た際の話から、同氏の作と推定する。

八幡岳作 八幡岳にて作詩

奥州山上八幡祠 奥州山上に八幡の祠あり

源氏遺跡多此祠 源氏ゆかりの地に此の祠多く

宇佐鶴岡何是比 宇佐八幡宮、鶴が岡八幡宮あれど何ぞこれに比せん

八幡此是最高祠 八幡これこそ最高所の祠なり

桂月の書で親しみのあるのは横幅で、当時四泊した成田旅館の東南の一間に「山秀泉霊」の額、西北には「敬

業愛人」が掲げられている。十和田湖町の禪寺でも桂月の書を見たように思う。独特な書体で書いてあるのが面白いといえるのではないか。

中央に文名を高めながら、蔦温泉という山中にあって自然を愛し人情に触れ、健脚を発揮して八幡岳を越えて七戸に来たことは、その一挿話に過ぎないのであるが、それが地方文化に何かの示唆を与えているものと思う。

四 終 わ り に

(一) 俳 句 結 社

大正五年（一九一六）大塚甲山らの「二劫吟社」（七戸）結成（『青森県近代史年表』二一五ページ所載）とあるのは、大塚甲川ら云々と訂正すべきであろう。甲山は明治四四年（一九一一）に、もう病死しているのであるからである。甲川は甲山の弟で理吉という本名であり、大塚家具店主として活躍した外俳句などを作っている。「二劫吟社」の結成に寄与したことは、想像することができるし、事実と断定してよい。ただ戸館宰編集の『青山哀囚歌集』の中にある「年譜」には、この俳句結社を大正七年の事としている。また、『二劫句鈔』

序

創立一周年記念出版に際し本書改むる処の俳句は悉く二劫吟社同人の作に係り其の材料は大正七年八月より同八年七月に至る一ケ年間の雪人、座石、横斜三先生選を洩れ無く蒐録して我大日本帝国々学俳諧の美を永遠、郷土及国史の一端の華と飾たく希望するものなり。

大正八年晩夏

編者識

を読めば正しくは、大正七年八月創立ということが判明するのである。以来文献としては昭和十一年（一九三六）一二月まで、この俳句結社の業績が続いているのである。米内山木人、増田怪火、大塚甲川らの中心人物が、戦中も元気で、戦後にもなお衰えなかった様子から判断して二〇年以上は、結社としての形体を保ったのではないかと想像できるものである。

さて、その第一回の句会の模様を紹介すれば、阿心庵雪人宗匠選で題は川狩、炎天、夏木立、螢、日傘となっていて二〇句を数えることができる。うち「佳調五句」を挙げると次のとおりである。

炎天や金仏光る堂の前

左文

川狩や町中の橋に人たかり

甲川

我帽に露おく宵や飛螢

山勇

仮初の的場つくりぬ夏木立

牛歩

踊子の日傘並ぶや橋の下

王山

第十二回

題（雲の峰、団扇、螢、百合、短夜）

佳調五句

燦としてはりに映りし螢かな

怪火

浴室やかゝみの前の波団扇

一 亀

断崖に一もと咲ける早百合かな

松 葉

団扇胸に何を悶ゆる女そも

桃 村

くものみね崩れくゝて豪雨哉

同 人

一夜庵座石宗匠選

贈られてさて如何にせん絹団扇

召 水

飛行機の突破してけりくものみね

怪 火

ほたる火や車胤を偲ふ貧書生

(車胤が螢火で読書のある故事がある)

松 翠

凱旋の父を囲みて明易き

桃 村

出来たりな富士によく似た雲の峰

一 亀

木村横斜先生選

水涸れて焼石つゝく雲の峰

酒 骨

団扇胸に何を悶ゆる女そも

桃 村

雲の峰牛群れて海に下りけり

四 方 手

籠ぬけて機の糸這ふほたる哉

柏 翠

贈られてさて如何にせん絹団扇

召 水

大正八年九月一日発行

二劫吟社

これは「非売品」の記念誌となっている。

大正九年の記録によれば、事前に会員から集められた句を宗匠（先生）に選をしてもらい「佳什二十一句」と「再考佳什八句」とに分類され最後に、「五光逆列」とあり五光中の最後列は怪火の作で次の句になっている。最優秀句ということであろう。この選集は達筆で墨書された独特の和とじ本となっている。

我植ゑしすすきに野分きく夜かな

怪火

大正一四年乙丑晩秋では、「天・地・人」に分類され「天」位は次の句になっている。

百舌鳥晴の山に響くや斧の音

怪火

昭和一一年一二月仏南宗匠選では「佳調」三七句に達し、「五客」、「三光」とあり「追加」が添えられている。「陸奥七戸二劫吟社月例句集抜句」であり、課題は「冬隣る秋の動物」となっている。撰者は六月の場合と同じく「旅顧客中」であった。

三光

家三代名残に鳴くやむし一途

米内山木人

むし鳴くや月に佇む俳詣師

鷹山無底

一山の僧静まりて虫の声

浜田一路

追加

(二) 短歌結社

短歌について観察するとき、明治・大正・昭和と一つの流れ系統といってもよい傾向歌人が、郷土七戸から輩出している。大塚甲山、青山哀囚、秋本啄果及び宮浦香城並びに欠畑茂平らであるが、大正一五年（一九二六）三月五日『上北新聞』の創刊号が見られるに至って、この系統は順次結社へと発展しているのである。この新聞主幹の太田一二は自身も短歌に心を寄せ紙上一面に上北文芸欄を設けている。七戸文芸復興期ともいうべき昭和初頭には新しい短歌の盛行を見るに至って「草日社」の創立と相俟って「甲山の遺志を継承して」青山哀囚が中心となり、いわゆる日本歌壇でいう「明星派」的傾向を示す。与謝野鉄幹・同晶子らが新しい歌としたものは、浪漫的であり、優美耽溺の文学的傾向のものであった。事実、大塚甲山は上京して鉄幹に自分の詩を示したことがあり、県歌壇を驚かした「燃ゆる火の胸の琴」二五〇首という短歌を東奥日報に発表しているのである。また青森には、甲山の影響下にあった七戸の「郷土学生会」なるものがあって青山哀囚と森田甲浪とが、その場で知り合い大正期における七戸の文学的復興をもたらす源泉ともなるのである。

第一章 文 化

哀囚は自己の詩歌を創作するとともに、甲山の「燃ゆる火の胸の琴」に魅せられており、これを金科玉条として解説し研究して後継者へ啓示の文章を示している。もちろん秋本啄果は、その文章を読み後輩として、また歌人として草日社の盛り立てに尽力して先輩の教えに従っている。その結果は、大塚甲川、橋本甲鶴、大咲半介、宮沢宵泣、月丘影二、鈴木名緒子、高屋春子、水島幸子、作田致知、川村星歌、目白丘文子、赤石林蔵等が草日

社の発展を表し、つぎつぎに短歌の発表を見るのである。

その文学的発表者の氏名は多くは匿名であるけれども、代表者の実作をしばらく鑑賞することにしよう。

松の木の一粒の種子その中にひそむ力の不思議を思う
「祝創刊」(『上北新聞』)

家具材の乾燥小屋を吹き渡る春風の中若者ら歌う
大塚家具工場、新町

雪解けの裏の水田にあひる群れきょうも春日の中に泳げり
甲川

そのころの歌に啄果の作があり、甲川の後輩ではあるが、七戸短歌グループに属し大正・昭和の短歌の主流を形成するのに力があつた。啄果は石川啄木を模範として、「明星」派に繋がっている。大正一五年一二月作に次のような短歌がある。

別れ行く友とこの夜をしみじみと語り汲む酒酔いは早しも

父の位牌をふところにして悄然と流離の旅にのぼる友かな

昭和二年一月の日常の歌

職人の身のはかなさよおのずから人に詔へつちくせう癖もつきたり

人の世の言葉忘れしその如くもの憂うれき心今日も黙もだしぬ

同年二月作

ひとしおに思いしのぼる雪の夜を蝦夷地えぞの姉に便り書くかな

同年六月、野にいでて



哀因青山勝信の墓

我が心疲れ果てしな母にさえものをいわざる日の多きかな
 人を怖れて野にいでにけり草にねて啄木の歌をひとり友とす
 陽をあびて草にまろべば憂い^{うれ}なしかっこうも鳴く山ばとも鳴く

同三年六月七日甲山忌ともいうべき団体墓参が行われ、墓標（「鈴蘭の葉のみ茂れる高原に臥して真白き夏の雲見る」甲山のこの歌を墨書）を建てた。その折の作歌は「思い出の丘」と題して『上北新聞』に発表された。
 涙^{なみだ}はいずる夏草の丘に我たちて大き詩人の魂^{たま}を偲^{しの}べば

地に眠る^{たま}霊^{ほほえ}も微笑む今日の日か沼の面光^{おも}
 り山は晴れたり 以上 啄果

この団体墓参は草日社同人の面々であり、
 青山哀囚も加わっていた。

落葉かきおちば盛りつつ子等あまた
 むれ居る庭に冬陽あまねし

哀囚二首

みめきよき子もちまじり散り布き
 し落葉の中にさざめき遊ぶ

桂風集

『桂風集』（自昭和二年三月至同四年一月）から抄録した歌である。青山哀囚は青山勝信が本名であり、別に木暮一作・赤石林蔵の名で歌論を書いたり、短歌連作を発表している。短歌及び年譜については前に引用したとおり戸館宰が編集してある。

その他草日社同人の作については、割愛を余儀なくして終ろうとしている。

(三) 尾 響

『七戸郷土誌』稿に次のような「七戸八勝（南海一夜庵坐石）」が載っている。

柏城址遊禽 学童の唱歌に和する百千鳥

瑞龍寺青嵐 針桐の轟々として青嵐

種馬場桜狩 嘶ける駿馬千本の桜哉

三浦山眺望 花に月に雪に百里を一眺め

八甲田晴雪 雪晴や七戸富士に旭輝

青岩寺鐘声 鐘の音に木の葉ひらく淀む哉

千本松今昔 焼け残る一本松や色かへす

天神林霜葉 碧流に映ゆる紅葉の錦かな

右俳諧の宗匠（先生）として七戸の八勝景を讚美させたとおり、七戸は美しい自然地形と清い泉水に恵まれて
いる。気候的には東風寒雪はあるけれども、これを克服して生きている以上に郷土愛を強化せしめるものがある



鷹山宇一画伯作品（昭和20年前後）

のである。郷土を離れて中央で活躍されている人が「上北町から七戸町に入る際木立を抜けて、広がる郷土の風景山河は何ともいわれないほど美しい」という。

望郷の念は誰にでもあるが、中央画壇で二科会理事、東洋美術学校教授鷹山宇一画伯における故郷との繋がりは端的であって、その作品は町役場を初め学校・寺院その他で見ることができ、昭和五五年（一九八〇）一月二日から同四日まで（文化祭）七戸町文化協会主催で、同画伯作品展が行われたこと、七戸町役場の三階大会議室の北壁を飾る「ぼたんにからしし」（牡丹に唐獅子）の絵（幕状白布横に長く五二三センチメートル、縦が二六三センチメートル）は鮮明雄渾であるが、この絵は同画伯が戦時疎開で七戸に滞在中に盛田文造（花菱会代表）のために描いたものであると聞いている。物資缺乏の折に木綿の白布や絵具を存分に用いた画伯の心意気が感じられる。

終戦後、この絵幕が演芸会とか講演会演壇のバックなどに使用され七戸の文化高揚に一役を買っていたということである。そのころ、青岩寺山門の前に通称幼稚園（金子聖海保育園長）があって、各種の文

化活動も多く、ここで行われ、例の絵幕もまたここで使用されたという。「芸術は長し」というけれども、このように画伯の絵が今日も町民の目を喜ばしめることは、画伯の郷土を忘れない恩恵なのである。

近年七戸町文化協会が種々の単位文化グループの助長を行い、産業文化祭も町を挙げて盛んになっている。文化の町を築くために、それぞれの単位グループの発展を祈って、この項を終わりとする。

第二章 福祉・官公衛・公安・運輸・通信・医療等

第一節 福祉

一 近代初期の福祉

隣保互いに相扶け、万民挙ってその生を楽しむという社会の姿は、人々のみなねがうところではあるが、貧困に苦しみ病災に悩む人々は、古今を問わず東西といわず、まことに数知れない程である。

ために、古来多くの人の善意に訴え、或いは行政の力をもって、それら不幸を背負った人々を救おうとする幾多の方途が講ぜられて来た。

古くは大宝元年（七〇一）の大宝律令に相互救済制度や備荒儲蓄制度を定め、養老七年（七二三）光明皇后が

興福寺に悲田院・施薬院を設けて窮民を救ったことなど、歴史書の中にも数多くその例を見ることが出来る。

しかし、福祉に対する考え方は、現在のように国民等しく福祉を享有する権利として認めるといふよりも、困窮者救済という行政の立場で、或いは一般にしても慈善的な色彩の濃いものであった。そして旧藩時代から明治にかけては、この厚生福祉の任務は当然藩又は政府の責任においてなされたのであるが、その末端はすべて肝入ないし戸長（当時の町村長）であり、隣組の責任者である伍長であった。

明治二年（一八六九）は凶作のためこの地方民みな生活に苦しんだのであったが、藩では明治三年二月一日、領内救済のため、新渡戸伝を派遣して太政官に訴えるところがあつたし、明治五年八月二六日、七戸支庁より各戸長に発した「各区役人職掌規則」の中に、「戸長ハ一区内惣人員ノ長ニシテ、区内士農工商ヲ論ゼズ、各其ノ心力ヲ勞シ、作業職事ヲ相励ミ、每家毎村風俗淳美ニシテ老幼鰥寡^{カンカ}皆其所ヲ得……中略……皆其注意ノ良否ト世話筋ノ行届ト否ラザルトニ寄ル所ナレバ、平常一切ノ事ニ心ヲ尽シ、区内取締筋厚ク心掛クベシ」とあるなどは、そのへんの事情を物語っているものといえよう。

由来、南部地方はその気象上の影響をうけ、凶作・飢饉に陥ることはしばしばで、これにまつわる哀話・悲話など、枚挙に暇のないところであるが、これに対して藩や政府は種々の方途を講じて窮民救済の途をさぐつたのであつた。しかし、その中の重要な柱としてはやはり住民組織の末端における隣保相扶が建て前とされ、公的扶助制度を補完する形をとつていたことは、明治四年の「棄児養育米給与方」や明治六年の「三子出産ノ貧困者へ養育米給与方」の制度という公的救済の裏にも窺われるところであらう。

凶作史に特筆されて残る明治三五年（一九〇二）の大飢饉や大正二年（一九一三）の大凶作となると、政府救済の手も及ばず、いわんや隣保相扶けるどころではなく、おのれの食を求めて地獄絵図さながらの悲惨事さえ見られたという。ちなみに明治三七年は大豊作となり、反当一石七斗五升六合（一〇アール約二六三キログラム）もとれたのに、前々年大凶作年の明治三五年には僅かに県下平均六斗二升（九〇キログラム）、上北・下北・三八地方は皆無作という有様だったというから、窮民あげて山野にわらびの根を掘りつくし、餅に松皮をつきまぜて食糧としたということも成程とうなずかれるところであろう。

何しろ凶作年表によると平均三・五年に一度の凶作だというから、農家はむろんのこと、他の業種もおしなべてその影響をうけて常に貧しく、藩政時代に於ては上藩主から下農民に至るまで、その後は行政側の財政から庶民の台所に至るまで、一様に窮乏生活を余儀なくされたのであった。

そしてそれらの救済のために抜本的な対策がないまま、殆んどその都度対策に追われて、大正末期の方面委員制度へ続いて行くのである。

この中の対策の一つとして見られるのは、現在七戸町字野左掛八九に三一ヘクタール余の面積をもつ社団法人上北郡教育会所有の山林である。この山林は大正中期、当地方が見舞われた凶作に対して、全国から救援金が寄せられたのであったが、上北郡役所は窮民救済の資とした残余を充てて、この土地を買い入れ、後々この植林・育林によって窮民をうるおそうとしたものであった。後に郡役所廃止の際、大正十一年八月二六日の郡会決議によって育英事業のためという条件の下に上北郡教育会に無償譲与されて今日に及んでいるのである。

このような一、二の救済策はあるようであるが、総じて一時の応急対策に追われていたといった方がいよいである。

このほか民間の活動として明治一〇年の博愛社に始まる後の日本赤十字社や救世軍・YMCAその他の社会事業団体の活動などがあるが、中央ならいざ知らず、また奇特・特定の人々に限られた活動で、末端の七戸町あたりでは殆どその恩恵に浴することがなかったらしい。

二 方面委員

国民すべての自立した生活を保障し、国民の連帯意識に支えられた、豊かで安定した家庭及び地域社会を形成することが、社会福祉の目的とするところであるが、この目的達成のための各種施策の淵源をなすものは、今を遡ること六〇年前の方面委員制度であろう。

はじめ大正三年（一九一四）に勃発した第一次世界大戦の影響をうけて、我が国の産業経済界は未曾有の好況を呈したのであったが、その反面通貨膨張と物価の騰貴を呼び、生活困窮にあえぐ者が少なくなかった。

時の岡山県知事笠井信一は、これら貧困者の実態を調査して驚くと共に、恒久的防貧のために済世顧問制度を創設した。この活動は救貧というよりもむしろ要保護者の心身の健全をはかり、職を与えて生業につかせることによつて、自力更生に導くという防貧ということに重点を置いたものだといわれる。

これが、後の方面委員制度の母胎となるのであるが、これにつづいて大正七年大阪府知事林市蔵が、平素から

地域住民の生活実態を調査掌握し、そのよき相談相手となって生活指導にあたるような委員制度を設けることの必要を痛感、種々調査研究の末生み出したのが、大阪府方面委員規程であるという。

その任務の主なるものを挙げると次のようなものである。

- (1) 一般生活状態調査のため、自ら区域内の巡視または家庭訪問を行うこと。
- (2) 調査の結果は台帳に記入、異動のあるたびに加除訂正を行うこと。
- (3) 生活困難な者があるときは、その原因を調査してこれを取除く方法を考究すること。
- (4) 公私の救済機関と親密な連絡を保ち、臨機応変の措置を講ずること。
- (5) 方面委員会は毎月少なくとも二回以上開くこと。

やがて、これらの活動が世の注目を集め、全国各地に方面委員、濟世顧問、救済委員、福利委員、保導委員、奉仕委員などの名で相ついで制定されていった。

昭和三年（一九二八）には全国の道府県にこの制度が制定され、昭和六年四月には全日本方面委員連盟が結成されるまでに至った。そして、この仕事にたずさわる関係者の粘り強い運動が効を奏し、昭和四年に「救護法」の法律制定を見ることが出来、その実施にうつされたのは昭和七年一月一日のことであったが、これにより救護事業について方面委員は、正式に市町村長の補助機関としての地位を占めることとなったのであった。しかし、何分にもこの委員制度は、市町村や都府県内に任意に設けられ、独自活動を行ってきたということから、全国的に統一された力とはなり得ない憾みがあった。

こういう事情に対処するために、昭和十一年一月一四日勅令をもって「方面委員令」が公布され、翌一二年一月一五日をもって施行された。これによってバラバラな名称も活動内容も全国的に統一され、市町村補助機関としての地位も確立されるに至った。

その主な内容はおよそ次のようなものである。

- (1) 隣保相扶・互助共済をその指導精神とする。
- (2) 設置主体を道府県とする。
- (3) 任期は四年とする。
- (4) 選任については公平を期するため、方面委員詮衡委員会の意見を聞いて決める。
- (5) 名誉職とし、金銭的報酬をもとめることのない、よき隣人としての奉仕に喜びを見出すような人を任命する。

七戸町としても、当然方面委員の委嘱を見たはずであるが、委員については資料を入手出来ず、後の調査に俟たなければならぬ。

三 民生委員

(一) 方面委員から民生委員へ

太平洋戦争という不幸な体験を経て、わが国は新たに民主主義国家として生まれ変わったのであるが、このこ

とは福祉に対する考え方も大きく変えていった。

昭和二〇年（一九四五）八月一五日、終戦の詔勅と共に不幸な太平洋戦争は終わりを告げた。しかし、国民の生活の苦しみはまた、そこから新たに始まった。戦争のために枯れつくした資源と荒れた山河、そこへ戦地からの帰還者とかつての外地から迎えた引揚者、あまつさえこの年は三六年来という大凶作、人々は働くに職なくただ街頭に溢れ、子供たちの多くは欠食児童となって虚ろな瞳を激ませているといった有様。冬を迎えて薪炭事情もままならず、三戸小学校では遂に週四日、一日三時間という食と暖房をにらみ合わせた緊急措置を講じたという記録が残っているが、他の地方とてもほぼ似たような状況におかれていたと思われる。このような事態に心を痛めた政府は、昭和二一年六月一三日には、「食糧危機突破対策要領」を発表して食糧の確保につき米側の援助も求め、青森県議会に於ては、「食糧危機突破決議案」を可決して県民の決意を促すところがあった。アメリカからの輸入食糧としてとうもろこしや缶詰が県内に配給されて喜んだのは、この年の八月のことであったが、物資の有り余る今日からは想像も出来ないほどであろう。このように戦前から終戦後にかけては、国が行う施策も民間の行う活動も、どちらかという国民の生活と福祉の向上を図るといふよりも、生活に追いつめられた窮民救済という恩恵的慈善事業的な色彩が強かったのに対し、戦後は憲法第二五条にうたわれている「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とする、国民の生存権を確保せねばならぬという国家責任の立場からの施策となってきた。従って、従来の方面委員制度もこのような新時代に即応して、内容の改善充実が要請され、昭和二一年九月九日法律第一七号をもって制定を見た、旧生活保護法の制定と時を同じく

して、この年の九月一三日に「民生委員令」が制定された。これにより、福祉行政第一線機関としての機能を十分に発揮することが期待されたのである。その主な改正点を摘記すると、次のような諸点があげられよう。

- (1) 「隣保相扶・互助共済」という観念から「仁愛」の精神に
- (2) 「方面委員」という名称から「民生委員」に
- (3) 都道府県知事の委嘱から厚生大臣委嘱に
- (4) 事項担当委員制も採用
- (5) 民生委員推薦会の創設
- (6) 任期を二年に短縮
- (7) 指導監督責任は知事に
- (8) 市町村長に指示権付与
- (9) 任務と権限の明確化

この民生委員令に基づき、七戸町で委員を任命したのは同年一月一日のことであった。

(二) 児童委員

昭和二三年（一九四八）一月一日から全面実施されることになった児童福祉法（昭和二二年一月二日法律第一六四号）第一二条三項の規定により、民生委員は同時に児童委員にあてられることになった。この年の一月には児童委員の活動要領が示されたので、民生委員は、従来の生活保護法を中心とした救護活動から更に大き

く飛躍して、児童の福祉活動にまで活躍することとなった。

(三) 民生委員法に基づく民生委員

また、民生委員は生活保護法の補助機関、児童福祉法による児童委員としての役割のみにとどまらず、引揚者の援護、留守家族・遺族・母子家庭の相談援護、要援護者への物資配給、各種証明の発行、各種募金活動への協力など、国民生活にとつてますます重要性を増して来ていることなどから、ぜひとも国会の議決を得た法律に基づく制度にする必要ありとして検討の結果、昭和二三年七月二九日、法律第一九八号をもって民生委員法の制定を見るに至った。民生委員令と異なる主な改正点は次の通りである。

- (1) 「仁愛」の精神から一步をすすめて、「社会奉仕の精神」を基調とする。
- (2) 推薦会委員の構成を変えた。
- (3) 民生委員の資格要件を明示した。
- (4) 職務上の信条を明示した。
- (5) 任期を三年に延長。
- (6) 民生委員協議会を設置し、その責任者である常務委員を置くこと。
- (7) 国庫補助の規定を新設したこと。

この法律施行に伴い、七戸町では先に民生委員令により任命した委員を改選、新たに二四人の委員を任命した。内訳は町内から一八人（内婦人委員七人）、部落から六人で、この委員には工藤与左衛門・福士光直・工藤

き継いで来たものと言われる。

自主性……自発的、主体的に公私の社会福祉活動に参加するものであること。

奉仕性……住民と共に生きる、人間としての共感と連帯意識のもとに報酬を目的とせず福祉向上に力を尽くすこと。

地域性……一定の地域に足場を置き、地域住民と公立機関を結ぶパイプ役をつとめる民間人の立場であること。

(六) 民生委員の任免

民生委員は法律第五条によって、町長の委嘱した若干名の民生委員推薦会委員が推薦した候補者を、知事が審査推薦し、これを厚生大臣が委嘱することになっている。

民生委員の人数は、法第四条により町長の意見に基づき知事が決定することとなっており、七戸町の場合は五人で、次の人々がそれぞれ担当区を分担し、（昭和五六年現在）行政の末端機関として社会福祉の増進に挺身しているのである。

なお、民生委員活動の中心となる総務は、松本岩男（昭和五六年）である。

第三六表 担当地区別民生委員（昭和五六年）

地区名	氏名	地区名	氏名	地区名	氏名	地区名	氏名
城内(上)	前田吉太郎	城内(下)	駒ヶ嶺照子	新町	川村栄蔵	北口	小山きよ
				東大町	畑口福太郎		

横下町	小林ちゑ	下川向	菩提寺イソ	川原町	坂田良子	大荒	大池喜一	道地川目	西野幸四郎
袋町	盛田百合子	館野	山田アヤメ	柏葉町	浦井三郎	倉岡川目	小倉松雄	荒中見	大平佐之助
小川町	高山憲一	太田野	佐々木靖雄	新川原	佐野スミエ	作田川目	向中野鉄男	野沼寺	小山正夫
上川向	松本岩男	南浦	榑原喜美	向町	苔米地悦子	上川目	川村末治	川去	中野信忠

四 生活保護対策

終戦を境に、社会情勢はすべての面にわたって大きな変貌を遂げていったのであるが、国民の生活も、戦時中の耐乏生活と、戦災・引揚・インフレの進行に伴う物価高騰等によって極度に窮迫し、救済を必要とする生活困窮者が激増するに至った。政府はこのような事態に対処するため、総司令部の助言と援助のもとに「生活困窮者緊急生活援護要綱」を策定し、宿泊・給食・救療・生活必需品給与・食糧品補給等の援護を実施した。

しかし、これらの対策は、あくまでも応急的・臨時的なもので、恒久的な福祉施策というものではなかった。そこで、政府は従来の諸施策に根本的な検討を加え、「救済福祉ニ関スル計画」の案を作成、総司令部の指導を仰いだのであったが、ここで示されたのが福祉の国家責任・公私の完全分離・無差別平等の原則で、これが後々までわが国福祉政策の基本となったものと言われる。

政府は、この趣旨を体して総合的な検討を加えた結果、昭和二一年（一九四六）九月に「旧生活保護法」（昭和二五年廃止）の公布を見ることが出来た。これは従来バラバラに行われ、また慈恵的な慈善事業色の強い傾向

第二章 福祉・官公衛・公安・運輸・通信・医療等

第37表 生活保護法による扶助状況

年度	区分		生 活 扶 人	活 助 員	教 育 扶 人	住 宅 助 員	医 療 扶 人	そ の 他 助 員
	被 世 帯 数	被 保 護 員 数						
昭和35年	80	223人	181人	69人	85人	79人	0人	
36	80	223	181	69	85	79	0	
37	97	275	243	98	119	78	4	
38	94	268	250	99	100	93	2	
39	110	286	264	98	102	142	2	
40								
41	135	330	289	105	132	177	8	
42	151	339	292	95	149	157	10	
43	158	354	319	108	176	168	3	
44	152	345	311	99	148	154	3	
45	152	349	317	97	156	132	2	
46	152	318	280	92	145	139	0	
47	148	278	278	79	141	156	2	
48	161	305	272	85	171	175	2	
49	155	304	262	67	140	164	0	
50	145	282	250	61	132	121	0	
51	150	288	261	53	141	163	0	
52	163	330	310	68	173	124	不詳	
53	157	313	286	63	164	136	〃	
54	154	311	284	58	172	222	〃	
55	149	315	296	66	173	185	〃	

から脱却し、国家責任の下、科学的専門技術的な社会福祉事業へと抜本的な改革を加えた点で、まさに画期的なものと言えよう。

以来、小範圍の改正を幾度か経た後、社会保障審議会の勧告により検討の結果、昭和二五年五月四日に現行「生活保護法」の公布を見た。この法律はその後数度の改正が行われているが、基本的なものは変わらず、国が生活に困窮するすべての国民に対し、無差別平等に最低限の生活を保障する原則に立って、運用されているのである。

七戸町における生活保護状況は第三七表の通りであるが、昭和二六年の生活扶助人員二四一人、生活保護総計四五六人と比較するとき、世の推移を見るようで興味深い。昭和二六年は戦後の混乱から立ち直り、やや平静を取り戻した頃であり、昭和四〇年頃を境にして増加傾向を見せているのは、高度経済成長時代の一つの歪みと見られることも出来るのではなからうか。

七戸町で、最初に民生委員法に基づく民生委員を置いた昭和二三年四月から同一二月までの各種扶助金給与状況は、次表の通りである。

第三八表 各種扶助状況（昭和二三年）

種 別	扶 助 総 額	延 人 員
生 活 扶 助 金	三七六、一六四円	五二、〇七八人
医 療 扶 助 金	二一六、九四三	二、三七八

助産扶助金	二七〇	二
葬祭扶助金	一、五〇〇	三
生業扶助金	〇	〇
総計	五九四、八七七	五四、四六一

五 児童福祉対策

(一) 児童委員

すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。そのためすべての国民に、児童が心身ともに健やかに生まれ、育成されるような責務を負わせているのが、児童福祉法の理念とするところである。

その推進と実現のために、現場の第一線に立ち、社会福祉行政の協力機関として活躍するのが児童委員であるが、この児童委員は法第一二条三項により、その地区の民生委員が充てられることになっている。

児童委員は常に行政と住民のパイプ役として、担当区域内に身寄りのない児童や非行児、家庭で保護のゆきとどかない心身障害児など保護指導の必要な児童、また、保育に欠ける児童や保健上必要はあるが経済的理由のため入院助産を受けられない妊婦、又は母子寮に入所させる必要のある母子世帯などの発見につとめ、発見の際は、福祉事務所・児童相談所・役場等関係機関に連絡して、適切な措置が講ぜられるように取り運ばなければならない。



七戸保育所全景

七戸町における児童委員数（即ち民生委員数）は二五人であるが、全員をもって七戸町民生・児童委員連絡協議会（略称七戸町民児協）を設け、総務を中心として相互の連絡協議を行い、任務の円滑な遂行を図っている。

現在（昭和五七年）、七戸町にある児童保護施設は公立保育所五、法人立保育所一、公立児童館二、法人立養護施設一、公立精神薄弱児童施設一の計一〇カ所である。

(二) 公立保育所

何れも町立として、七戸保育所は天神林に、第二保育所は蛇坂に、町内の南北に位置して設置せられ、野々上保育所は中村、上川目保育所は高屋敷に、それに倉岡保育所は僻地保育所として、倉岡生活改善センター内に設けられている。

これら施設の概要は第三九表の通りである。

(三) 社会福祉法人光塵会明照保育園

明照保育園の淵源は今を去る四〇数年前、青岩寺に設けられた給食托児所に始まる。

第三九表 公立各保育所概要（昭和五六年）

保育所名	開設年月日	所在地	保育定員	職員定員
七戸保育所	昭和四七・四	字天神林 一九一二	九〇人	一〇人
七戸第二保育所	〃五〇・四	字蛇坂 一五	九〇	一〇
野々上保育所	〃五〇・五	字中村 五五―八八	六〇	八
上川目保育所	〃五〇・七	字高屋敷 一一一	六〇	八
倉岡保育所	〃四九・一〇	字倉岡 五六―一	三〇	二

七戸^{美光}野々上農繁期保育所

畏クモ

皇后陛下ニハ生産増強ニ資スヘキ保育所ノ新設拡張並ニ季節保育所御奨励ノ思召ヲ以テ御内帑金下賜アラセラレ候ニ付茲ニ謹ミテ伝達候也

昭和十八年六月十一日

厚生大臣從三位勲一等 小泉 親彦

これは、昭和一〇年（一九三五）飢饉による窮迫社会に灯をともしようものと、浄土宗務所と毎日新聞社社会事業団の計画と支援により、青岩寺内に金子聖海（後美光園長）の手により開設したもので、東北凶作地帯開設三四カ所の一つであったが、後婦人会その他団体の援助を受けながら、順次作田・大池・蒼前などに拡げて行った。この事業は終戦の頃まで続く。

上の伝達状は、金子聖海の開設した美光・野々上季節保育所のものである。

このことについて、昭和十一年編さんの『七戸郷土誌』は次の如く述べている。

事業 (註 青岩寺の事業をいう)

昭和十年二月ヨリ大本山増上寺庶務部ヲ辞職シタル宗務所社会課凶作救援部勤務金子聖海氏帰坊シ課長島野禎祥氏指導ノ下ニ給食托児所開設同年六月ヨリ農繁托児所引続開設シアリ

昭和十五年、青岩寺三四世鈴木琇応及び盛田文造(後、初代公選町長)の後援によって、金子聖海が青岩寺門前に園舎を新築し、七戸保育園として通年保育を始めたのが、今日の明照保育園の基礎となった。

戦後、児童福祉施設として厚生省から認可のあったのは、昭和二三年六月三〇日のことであるが、この施設は夜間、私設ながら昭和二一年以降、半ば公的な公民館として開放され、昭和三八年に町立公民館が建設されるまで、文化・教育施設として町民に親しまれたものである。

昭和三六年五月一日、金子聖海園長は、同時に経営に当たっていた美光園の方に専念することとなったので、その後をうけ、青岩寺三五世青山浄晃住職が園長となり、名称も明照保育園と呼ぶこととなった。

昭和三九年、町より都市計画事業遂行のため園舎移転の要請があり、東京大学吉武研究室設計のもとに、現園舎が建築されて落成をみたのは、昭和四一年一二月二三日の事であった。

現在の社会福祉法人光塵会明照保育園となったのは、昭和三九年一月二四日の事であるが、これにより社会福祉事業としての公共性が確保されることとなった。

園舎は昭和四四年に一部増築、総面積五二九・四九平方メートルで、一歳児から五歳児まで一二〇人を六クラ

スに編成、一二人の職員が「みどりの大木に抱かれ、鐘の音を聞きつつ育つ子らに幸せあれ」と祈りながら保育に当たっている日常である（昭和五六年）。

(四) 中央児童館・城南児童館

児童館については、児童福祉法（昭和二二・一二・一二法律第一六四号）に次のように規定されている。

(児童厚生施設)

第四十条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設である。

七戸町中央児童館は、七戸町字東槻木一九番地二に位置し、一三二五平方メートル（四〇一坪）の敷地に、一八八・一平方メートル（五七坪）の木造モルタル塗平屋建の建物で、内に子どもための集会室・図書室・遊戯室などを設けている。この施設は昭和三九年度、一六〇万円の国県補助金を得、総建設費二八五万円をもって建てられたもので、翌昭和四〇年四月一九日の開館である。

職員は現在（昭和五六年）、児童館長が城南と中央を併せ担当しており、他に保母（児童厚生員一人）が月曜から金曜までの午後、城南児童館から派遣されて指導に当たり、他の曜日及び時間は閉館となる。

この児童館は、一時期保育所の代替施設として幼児保育事業を兼ねて行ったこともあったが、昭和五六年度以降は、専ら児童のための施設として一般の児童に解放され、活用されている。

城南児童館は七戸町字館野三二―一五に、昭和五六年四月に開館されたものである。この用地はもと県蚕業指



城南児童館全景

導所のあった所であるが、同所が五戸農事試験場に吸収合併となった跡地を、町で払い下げをうけ、この施設を建設したものである。

敷地面積八七三九・八七平方メートルの広々とした中に設けられており、建物は木造モルタル塗平屋建二六〇・二三平方メートル、屋外運動場三八〇〇平方メートル、その他四六七九・八四平方メートルとなっている。

施設内部は、児童用としての遊戯室・集会室・図書室等が広くとられており、子どもたちはこの中で、伸び伸びと遊戯や学習にとり組んでいる。

児童厚生員（常勤）は二人、内一人は週五日間を午後、中央児童館の方へ派遣となる。館長は非常勤で、昭和五六年七月一日付をもって松宮久一郎（元小学校長）が任命された。

館の運営については対象が児童であることから、多くは午後の利用となっているが、土曜日は午後四時までとし、日曜は休館となる。

児童は平常日、午前一〇時から午後五時まで自由にこの施設を利用できるほか、館には習字・縄とび・工作絵画・将棋・郷土研究の五クラブが設けられて、延二四一人の児童が登録し、日割りによって指導者の指導をうけている（昭和五六年）。

(五) 社会福祉法人美光園

美光園は児童福祉法に基づき養護施設で、乳児（満二歳未満）を除き、保護者のない児童・虐待されている児童・その他環境上養護を必要とする児童を収容して、これを養い育てる施設である。

この施設は、さきに七戸保育園を営んでいた金子聖海が、かねてから養護施設の必要性を痛感していたことから、盛田文造（当時の町長）その他の人々を動かし、北口（上町野八二）に土地一〇〇〇坪（三三〇〇平方メートル）、民家八〇坪（二六四平方メートル）を獲得、これを改造して昭和二五年（一九五〇）九月七日、児童福祉法による定員二〇人の養護施設として発足したことに始まる。

以来、数度の増築や定員増をくり返し、現在（昭和五六年）敷地三〇二五平方メートル、建物面積一三〇二・七六平方メートルの規模となり、幼児一四人、小学生三一人、中学生一七人、高校生八人、計七〇人（内三歳未満児五人）の大世帯となっている。

人員を男女別でみると男児四三人女児二七人で、出身市町村は次表の通りである。

第四〇表 出身市町村別児童数（昭和五五年）

市町 村名	青森市	八戸市	弘前市	三沢市	十和 田市	七戸町	上北町	野辺 地町	東北 町	五戸 町	百石 町	三戸 町	階上 町	天間 林村	福地 村	東通 村	六ヶ 所村	相馬 村	計
人数	四人	二七	二	一〇	四	三	一	一	五	一	三	二	一	一	二	一	一	一	七〇

この七〇人の子どもたちの中、両親の揃っているのは僅か二人で、残りは両親ともないのが二六人、父又は母の片親だけが三四人、父或いは両親とも入院中のものが八人となり、何れも幼い中から不幸な影を背負った不遇の子どもたちである。

この施設への入所の手続きは、地区の民生委員を通して、福祉事務所か児童相談所に相談すると、実地調査の上収容の必要があると認めたととき入所させることになっている。

また、義務教育である中学校を卒業すると、里子となって転出したり、保護者の更生によって親元へ引きとられる極く一部の者を除き、大部分のものは本人の適性と能力に応じ就職して行くこととなる。その中、本人の希望と能力によっては、高校進学も認められており、その数が年々増えてきているということは、大へん喜ばしい事である。

なお、この施設が開設されてから本園に世話になった子どもたちの総数は五二八人（昭和五五年）に及んでいるという。

(六) 公立もみのき学園

もみのき学園は、児童福祉法第四二条の規定に基づく精神薄弱児施設で、知恵おくれの児童を入所させて保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とするものである。

ここでは、隣接して建てられた県立七戸養護学校と密接な連繋のもとに、主として生活指導・職業指導を行い、野菜類の栽培、家畜飼育、鉢花の栽培等により職業的生活習慣を養い、自主性・社会性を培うことを指導の内容としている。

昭和四一年（一九六六）十一月一四日、上北地方一三市町村の賛同を得て、「上北地方精神薄弱児施設事務組合」の設立を見た。園舎の建設その他の期間を置いて、学園の開設されたのは昭和四三年の六月一日、収容定員は五〇人であったが、父母をはじめ関係者に与えた光明は大きなものがあつた。

昭和四六年には、第二期工事として重度棟を含む一〇二八・〇五平方メートルの増築を行い、収容定員も重度二〇人を含め一〇〇人となった。

この施設への入園は、原則として、上北地方一三市町村内の義務教育就学年齢該当児童であり、知能が重度・中度・軽度で要保護性の強いものから優先的に、知事が入所措置を決定したものといふことになっている。但しこの措置で、児童相談所が特別必要と認め許可を与えたものについては、満二〇歳位まで在園が認められるが、その他については、「からまつ寮」・「ぎんなん寮」等大人用の施設に移籍するか、又は家庭に帰ることとなる。

現在（昭和五五年）の入園状況は別表の通りである。

第四一表 知能指数別園児

IQ	男	女	計
25以下	三	一	四
26～50	二九	一七	四六
51～75	一〇	一一	二一
その他 (不明)	一八	一一	二九
計	六〇	四〇	一〇〇

第四二表 就学状況 (県立七戸養護学校・昭和五六年)

計	女	男	別性		部
			学	年	
一〇	三	七	1		小 学 部
八	四	四	2		
八	四	四	3		
五	〇	五	4		
九	二	七	5		
三	二	一	6		
四三	一五	二八	計		中 学 部
一二	五	七	1		
八	〇	八	2		
一一	四	七	3		
三一	九	二二	計		
一六	八	八	1		
九〇	三三	五八	合計		

第四三表 出身市町村別児童・生徒数

市町村名	人数
十和田市	二三人
三沢市	一九
野辺地町	六
七戸町	三
百石町	五
十和田湖町	二
六戸町	五
横浜町	七
上北町	四
東北町	四
下田町	三
天間林村	三
六ヶ所村	七
青森市	二
八戸市	二
五戸町	二
田子町	一
平内町	一
浪岡町	一

註 上北管内九一、管外九、合計一〇〇

園長は、昭和四三年の創立から昭和五〇年三月末まで初代福館恵が、翌四月から二代目現園長小倉政雄である(昭和五六年)。

六 老人福祉対策

(一) 現 状

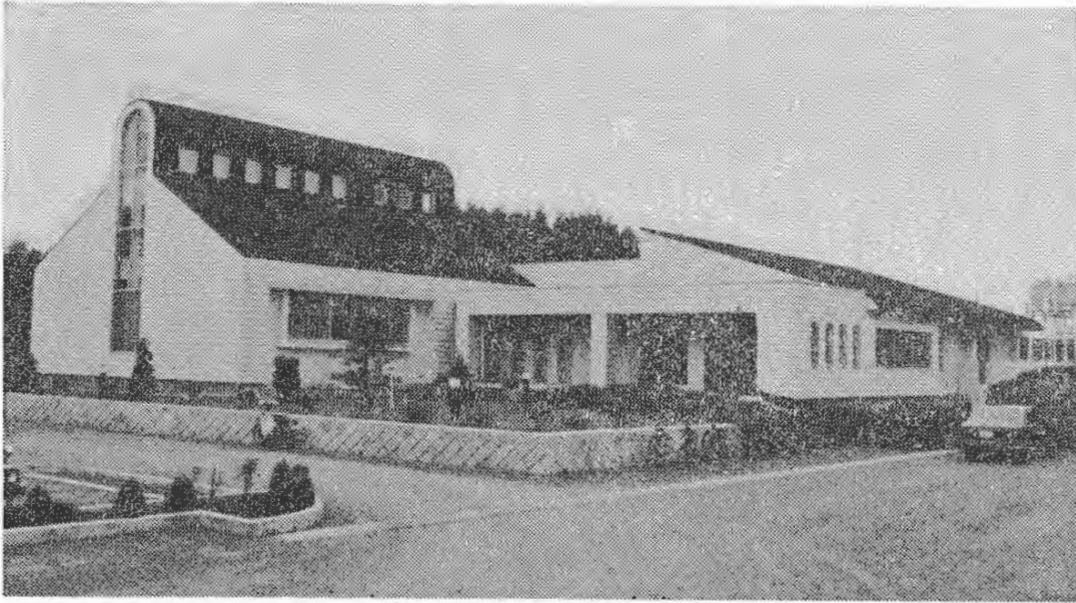
わが国は現在高齢化社会に向って急速に進みつつあり、その速さは世界に類をみない程だといわれている。あの調査によると、六五歳以上の、いわゆる老人と呼ばれる人口が、昭和五五年において八・九パーセントを占めていたものが、昭和七〇年になると一二・七パーセントとなり、八〇年になると一五・四パーセント、老人人口がピークに達すると推計されている昭和九五年には、実に一八・八パーセントになると見られている。これは、現在一人に一人が老人というのに対して、四〇年後には五人に一人というようになり、急テンポでもって高齢化社会に進んでゆくこととなる。

人口構成の中に占める老人の比率の高いということは、その社会における生産労働力の低下ということだけでなしに、社会福祉の面からも多くの問題をはらんで行くこととなる。殊に、近来核家族化の傾向が一段と強まってきた中においては、深刻な問題であり、その対策に万全を期さなければならぬ。その一は「援護を要する老人」に対する対策であり、その二は「生きがいを求める老人」に対する対策である。

前者については、「一人ぐらし老人」・「ねたきり老人」・「病弱老人」及び介護人や、家庭奉仕員等の問題があるうし、後者については、高齢者就労・専用居室・生きがい事業及び老人クラブや、慰安・休養、その他各種施設の問題等が考えられなければならない。

(二) 七戸町としての対策

「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与した者として敬愛され、かつ健全で安らかな生活を保障されるものとする」、これは、昭和三八年七月一日に法律一三三号をもって制定された老人福祉法が、第一二条に規定し



新築された老人福祉センター

た基本理念であるが、町ではこの趣意に添い、概ね次のような事業を行っている（昭和五六年）。

- (1) 老人医療費の支給（昭和五五年度支給額、五七六〇万三八二二円）
- (2) 老人健康診査（六五歳以上各診療機関で）
- (3) 福祉バス運行（昭和五〇年度購入、五九人乗）
- (4) 福祉センターの運営（管理を社協に委託）
- (5) 敬老年金の支給（八五歳以上の老人に年額一万二〇〇〇円）
- (6) 老人クラブに助成（町老連・単位に対し年額一〇六万円）
- (7) 敬老会実施（満七〇歳以上）

（三）七戸町老人福祉センター

七戸町では福祉行政の一環として、昭和六〇年完成を目標に膝森地区に「福祉の里」を建設すべく計画中であつたが、たまたま字立野頭一四九番地に試掘中のボーリングが温泉脈を掘り当てたので、昭和五六年（一九八一）八月二三日その主要施設である老人福祉センターの建設にとりかかった。そして翌五七年三月をもって工事を

終え、同四月一五日から利用が開始された。これはすべての町民が利用出来るが、特に六五歳以上で町に住所のある老人は無料となっている（昭和五七年）。

この施設は鉄筋コンクリート平屋建、建築面積五五五・四五平方メートル、総工費一億三七一〇万円で建設されたもので、一度に三〇人入浴可能な浴室と、手足の機能の衰えた人々のための機能回復訓練室、舞台付四五畳和室の娯楽集會室、老人の健康管理や生活相談を行う相談室、小會議などにも利用できる図書室を備えており、毎週火曜日には老人を対象として午前二回、午後一回の無料送迎バスが出て便をはかっている。

近くゲートボール場・温泉プール・日本庭園などを附設して、文字通り「福祉の里」としたい構想であるが、緑映える美しい牧場と、雄大な八甲田連峰を望む風光明媚な環境と相俟って、町民特に老人にとってはこの上ない贈りものとなることであろう。

（四）七戸町老人クラブ

七戸町老人クラブは、「翁草会」にその発祥を求めることが出来る。

翁草会は昭和三二年（一九五七）一月、福士進・工藤郷輔・米内山一郎・楨泰造等の発起によって結成されたが、その趣旨は「時折り寄り合い、懐しい思い出を語り合い、互にむつまじく楽しむことは人生の快事であり、且つ老後唯一の慰安」であるとし、六五歳以上の男女は自由に入会でき、会則も会費もないといった発足のしかたであった。

創立当時はわずか八人の会員であったが、老人の欲求にうまく応えたものと見えて急速に会員数を伸ばし、昭

和四〇年の会員名簿には、実に二一人の多きを数えることができる。もっともこの数の中には七戸町内会員のみならず、七戸出身の他都県や県内他市町村在住者も若干名含まれてはいるが、それにしても、この会の活動がいかに魅力に富んだものであったかが推察されるところである。

翁草会は、毎年一度諸連絡・報告を兼ねた『翁草会誌』を出していたが、その第八号（昭和四〇年一月一日）日活版刷七三ページ）に次のようなことが書かれており、そのへんに老人の心をひきつける魅力がひそんでいるように思われる。

そこで翁草会は創立当初からお互いの心の安らぎを求め、心よるべを温めるため、年寄り達が相集い昔語りし乍ら、かつてありし日の小学校時代の修学旅行の気分を偲びつつ神仏鑽仰信心を兼ね、観光旅行の楽しみをするやら、或は亦知名の士を招聘徳育の訓話、学者の老人の健康法乃至環境衛生など心身の健康法を見たり聞いたりしてきているのであります。

老人福祉法の制定は昭和三八年七月一日であり、同八月一日から施行されたのであるが、翁草会は会員の増加によって単一団体としての運営が困難になって来たし、一方ではクラブの結成によって公費の援助が得られるということから、次第に活動に便利な小単位に分割されて独立の老人クラブとなり、七戸町老人クラブは単位老人クラブの連合組織の形をとって今日に至っている。

町老連は昭和五六年、町からの助成額は一六万円、町社協からは八万円の育成費をもらい、運営活動費として

単位老人クラブは現在（昭和五六年）町内に、城内・新町・城東・中央・城西・城南・城北・向町・新川原・蒼前・館野の一一クラブ、部落に、野々上・上川目・道地川目・倉岡の四クラブ、合計一五クラブあり、総人員は九七四人に及んでいる。

会長は、初代翁草会会長福士進から槇泰造、橋本作治とつづき、法制定後の老人クラブ会長として、附田市三郎、三上定吉を経て現会長渡辺多蔵（昭和五六年）に至っている。

事業としては、①一般会員対象の講演・講座、②幹部研修会、③福祉バス利用の社会見学、④社会奉仕―公園及び各地域の社寺公共施設等の清掃、⑤その他クラブ単位の地域に即した事業であり、昭和五五年一二月には第一回老人クラブ作品展を開催したが、その見事さは、「さすが……」と町民を感嘆させたものである。

昭和五三年から三カ年間、城内老人クラブが南部地区一カ所の県老連モデルクラブの指定をうけ、その内容充実に一段と精彩を加えたことは特筆していいものと思われる。

渡辺会長は郡老連の会長も承っており、ともに事務は社会福祉協議会藤田清書記がこれをとっている。

七 身体障害者福祉対策

身体障害者福祉法は、昭和二四年（一九四九）一二月二六日法律第二八三号をもって公布されたものであるが、町としてはその趣意を体し、第一線の民生委員、身障者の団体である「身障者福祉会」などと緊密な連繋のもとに、主に次のような施策を進めている。

八 精神薄弱者福祉対策

計	内 部	肢 体	言 語	聴 覚	視 覚	障 害 級						
						一 級	二 級	三 級	四 級	五 級	六 級	計
三九	二	一四	/	/	二三							
四九	/	三二	/	五	一二							
三三	二	二五	一	四	一							
七八	一	五一	一	一八	七							
六三	/	五九	/	/	四							
六三	/	一五	/	三九	九							
三二五	五	一九六	二	六六	五六							

第四四表 身体障害者手帳交付状況（昭和五六年）

昭和五五年度身体障害者手帳交付状況は次表の通りであり、また七戸町身障者福祉会会長は初代加賀清四郎から太田一二、石田喜太郎を経て、現在（昭和五六年）は畑口福太郎である。

- (1) 身体障害者手帳の交付
- (2) 補装具の交付及び定期点検補修
- (3) 身障者福祉会への助成（昭和五六年度八万五〇〇〇円、町社協からは五万円）
- (4) その他法令に定められてある事項

七戸町として行政の立場から精薄者福祉対策として進めている主なものには、次のようなものがある。

- (1) 民生委員と協力し、援護施設へ入所など福祉措置の必要な精薄者があった場合は、関係機関と協議してこれを世話すること。
- (2) 精薄者家族の相談に応じこれを援助すること。
- (3) 障害者手帳（愛護手帳）を交付すること。
- (4) 重度障害者に対し福祉手当を支給すること。
- (5) その他関係法令に定められてある事項。

精薄者援護施設としては、児童の場合は公立もみのき学園（七戸町）に、成人の場合は公立からまつ寮（天間林村）、また軽度の人のための授産施設公立ぎんなん寮（上北町）があり、何れも上北地方教育福祉事務組合の設置にかかわるものである。

町内小・中学校の特殊学級に在学する児童生徒の保護者をもって、昭和五五年七月二日「七戸町手をつなぐ親の会」の発会を見たのであるが、この会に対し町では五万円、町社協では三万円を助成し、総額一五万一〇〇〇円の予算（昭和五六年）をもって相互の研修に努めている。会員は二人、会長は美光園々長金子聖海である。

なお、町内における精神薄弱者台帳登載数は次表の通りである。

第四五表 精神薄弱者調（昭和五五年）

性別	在宅		福祉施設入所		その他施設入所		計
	者	児	者	児	施設入所	その他	
女	八	二	二	一	一		一四
男	三	〇	三	五	二		一三
							二七

九 母子福祉対策

母子福祉法は、昭和三九年（一九六四）七月一日、法第一二九号をもって公布された。そのねらいとするところは第二条に次のように書かれてある。

（基本理念）

第二条 すべて母子家庭には、児童がそのおかれている環境にかかわらず、心身ともにすこやかに育成されるために必要な諸条件と、その母の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。

この法律の趣意にそつて町としては概ね次のような施策を行っている。

- (1) 県が行う貸付け事業の世話
- (2) 母子家庭に対する生活相談
- (3) 児童の医療費給付

- (4) 母子福祉会への助成
- (5) 町独自の生業資金貸付事業
- (6) 福祉バス・町営住宅等の優先利用

県の行う貸付事業は、母子家庭の行う事業又は子の修学資金であるが、二〇年償還で無利子又は極く低利で利用できることから母子家庭にとっては大きな助けとなる制度であり、特に七戸町は、関係者の指導によって郡内利用の六割方（昭和五六年現在）を占めている状況である。

(3)の「児童の医療費給付」については、国と県が各二分の一負担で、義務教育内にある児童生徒の医療費負担を無料としているものである。

(4)の「母子福祉会への助成」は、昭和五六年度町費から年額五万円、七戸町社会福祉協議会から五万円が運営費として支出されている。

(5)の「町独自の生業資金貸付事業」制度であるが、昭和五三年に十和田信用金庫から母子福祉のためとしてうけた寄附金三〇万円に、町としても昭和五四年度以降毎年二〇万円を加え、これを原資として母子助け合い資金とし、母子家庭の福祉向上のため活用してもらい感謝されているものである。

七戸町母子福祉会は、法制定以前は母子会の名で呼ばれていたが、その創立は昭和二八年（一九五三）二月のことであり、初代会長は鈴木真理であった。現会長菩提寺いそは二代目であり、事務所は会長宅に置く。会員数は五〇人、お互いに勤めをもつ身であるので、毎月一五日を定例集会日と定め、諸連絡からいろいろの勉強の機

会などとし、若々しい活動をつづけているので他から注目を浴びているようである。

この会の規約の目的と活動内容の項には、次のようにうたわれている。

(目的)

母子家庭が、健康で文化的な生活が営めるよう、会員相互の生活の安定と自立向上を図ることを目的とする。

(七戸町母子福祉会活動内容)

- (1) 母子福祉法並びに児童福祉法及び国民年金制度についての研修。
- (2) 福祉資金貸付制度の研修と活用。
- (3) 母又は児童の就業に関する連絡及び要請。
- (4) 母子福祉施設の活用。
- (5) 親子交流活動。
- (6) その他目的達成に必要な事業。

昭和五三年(一九七八)福祉事務所で行った「母子世帯等の調査」によると、その把握世帯数は次表の通りである(七戸町の分)。

第四六表 母子世帯等の調査(昭和五三年)

世帯数	母子世帯	寡婦世帯	父子世帯	父母のいない児童の世帯	計
一〇五	一四九	六	一〇	二七〇	

人	員	三二〇	四三二	二二三	三三二	七九七
---	---	-----	-----	-----	-----	-----

一〇 社会福祉協議会

福祉国家の建設とか、福祉社会のまちづくりとかいうもののねらいとする所は、その社会に住むすべての人々が、老若に拘わらず、障害の有無を問わず、ともに支えあい、理解とおもいやりによって、身の不遇に泣く者の一人もない楽しい地域共同社会を築き上げるところにあることは申すまでもない。

そのためには福祉行政施策のみでは到達し難く、やはり地域住民の主体的な参加と活動の中でつくり出されていかなければならない。そのねがいをもって設立されたのが社会福祉協議会（略称社協）であるが、県社協は昭和二六年（一九五一）九月二〇日に設立され、引き続き県下各市町村に設けられて行った。七戸町社会福祉協議会の設立は昭和二七年一月一日で、町内有志により結成したものであるけれども、当初は殆ど民生委員が主で、事務所も役場内におき、事務担当は厚生課職員が当たっていた。

のち昭和四四年一月二二日には規約の大改正を行い、事業内容を豊かにし、会員の層も厚くして会の発展を図った。この規約の目的条項には、「本会は、七戸町地域内における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を促進し、地域全体の社会福祉、保健衛生、その他住民の福祉を増進することを目的とする。」とうたわれており、事業の主なるものを挙げると次のようなものである。

(1) 社会福祉の増進に関する計画の樹立推進

- (2) 社会福祉事業の調査研究
- (3) 関係機関・団体・施設の連絡調整
- (4) 共同募金・日赤事業、たすけあい運動への協力
- (5) 心配ごと相談所の開設
- (6) 低所得者に対するたすけあい資金の貸付
- (7) 世帯更生資金の貸付

七戸町字影津内九八―五九に、もと県保健所の建物があるが、保健所が蛇坂に新庁舎を建てて移転した後、町では若干の手を加えて町福祉センターとし、昭和四九年九月一三日よりその管理運営を町社協に委託することとなった。

この施設は、事務室の外各種会合のための大広間（和室）一、老人いこいの室専用（和室）二室あり、そのほか入浴施設を備えて、老人のために（男女隔週一回）浴場を無料で利用させている。

この管理委託を機に、社協は事務所をこの福祉センター内に置いて独立し、専任の職員を設けて本来の活動を一層拡充することが出来るようになった。

昭和五五年度に会の実施した主なる事業は次のようなものである。

- (1) 心配ごと相談所開設（五〇日、一〇二件）
- (2) 国民たすけあい共同募金運動（大口募金一六九件、四八万八〇〇〇円）

- (3) 県社協委託貸付事業―世帯更生資金―(四件、二六五万九〇〇〇円)
- (4) 町社会福祉センター委託管理(センター利用一二三件、娯楽室及び風呂利用―老人―四四九六人)
- (5) 福祉活動費の援助(四団体、二二万円)
- (6) 要・準保護家庭児童生徒への修学旅行費援助(五〇人、八万七五〇〇円)
- (7) たすけあい資金貸付事業(二一件、五五万円)
- (8) 県・郡福祉大会参加(三回・延四〇人)

事業内容の充実に伴い、各市町村の社協は次第に法人組織化されて行く中で、七戸町においても是非とも法人化すべきであるという意見が高まって来たのであったが、何分にもその基礎条件となる専任職員最低二人と、それに伴って生ずる経費負担が困難であるということから見送られ数年を経た。

しかし、関係者のたゆまぬ研究と関係筋への熱心な折衝が実を結び、遂に昭和五六年(一九八一)五月二五日の総会において、従来の任意社協の解散と、新「社会福祉法人七戸町社会福祉協議会」の設立方を決定したのである。

法人化のための複雑な手続を経て、厚生省から正式に許可のあったのは同年一〇月二六日であった。

法人化前の歴代会長は、初代菩提寺市五郎、二代盛田信一、三代楨良太郎、四代附田市三郎、五代松本岩男で、六代山本大二郎のとき社会福祉法人となったのである。

やがて町では昭和五七年四月、膝森地区に老人福祉センターを建設、利用開始したことに伴い、社会福祉協議

会事務局もここに移り、町との委託契約の下に同施設の管理運営に当たることになっている。

因みに影津内に所在したものと社会福祉センターは、町保健センターと名称を変え、町民の健康保持や福祉の増進に役立てられることとなった。

第二節 官 公 衛

一 ま え が き

七戸は藩政時代から、北郡(こおり)(上北・下北)の中、七戸通りの統轄官庁が置かれて、上十三地域の中心となってきたのであったが、廃藩置県後も時には七戸県が設けられて県知事が置かれ、時には第七大区の区長任命といった変遷等もあった。一貫して当地方行政の中心地としての地位には変わりなく、その状況は第二次大戦の直後まで続いて来た。

従って、国及び県の行政出先機関や各種の研究、事業の施設・機関・団体等の設置も、七戸を中心に多く見られたが、それらの中には時代の要請により漸次内容を変えていったもの、廃止となったもの、拡大されたもの、縮小されたもの等、幾多の変遷の姿を見ることが出来る。

以下、ここに明治以降の官公衛についてその概要をたどり、記録に止めることとしたい(昭和五七年調査)。

二 現在の官公衛

(一) 国の機関

農林省奥羽種畜牧場

所在地 七戸町字鶴児平一番地

沿革 明治二九年六月一二日奥羽種馬牧場として現在地に設立、明治二八年頃よりその誘致運動を始め、東北各県及び県内数カ所の候補地に対抗して遂にこれに成功したのは、中央にも知己の多い工藤轍郎其の他の力に負うところが大きいといわれる。総面積二二四二ヘクタール、種牡馬九、繁殖牝馬一四二その他とも合計三六三頭、昭和二一年五月、青森種畜牧場と改称。同二二年一〇月、奥羽種畜牧場と改称、従来馬の他に役肉用牛の導入開始。同二五年、用地七〇〇余ヘクタールを自作農創設のため開放。同四二二年肉用牛牧場として整備開始。同四四年、馬の増殖廃止。同五〇年、肉畜振興対策に伴う牧場整備完了。同五一年九月、開設八〇周年記念式挙行、用地の開放しはばあり、この年の総面積一五〇二ヘクタール、職員数場長ほか九八人。

事業の概要（昭和五五年）

- イ 国の肉畜振興対策に伴う牧場整備種雄牛二五、種雌牛五九〇、子畜・育成畜合計して一二〇〇頭に及ぶ
- ロ 家畜の改良および配布
- ハ 飼料の生産、年間総量一万三〇〇〇トン



家畜衛生試験場東北支場

農林省家畜衛生試験場東北支場

所在地 七戸町字海内三一番地

沿革 昭和五年一月一七日、大正一五年頃より農林省に於

てこの設置問題が研究されていたが、故小原平右衛門等の奔走も効を奏し、種々曲折を経た後、国立獣疫調査所七戸支所として地方三支場の中最も早く現地に設立。同二二年五月二六日、農林省家畜衛生試験場東北支場と改称。

事業の概要（昭和五五年）

- イ 馬の伝染性貧血、伝染性流産腺疫の治療と予防
- ロ 牛の「ピロプラズマ」パラチフスの治療法研究改善
- ハ 馬の脳炎、豚の死産予防法の研究改善
- ニ 各種疫病の予防並びに治療用のワクチン、血清製造及び必要に応じた払下げ
- ホ 専門技術者養成
- ヘ 原因不明の疾患調査と対策

青森地方法務局七戸出張所

所在地 七戸町字笈田四三四番地五

沿革 明治二十一年九月十五日、八戸治安裁判所出張所新設。同二十一年一〇月五日、七戸二四四番戸に漆戸半兵衛の建物及び宅地二畝二一步を村有志により買上げ、無料提供をうけて開所。同二十三年八月一日、司法省令第四号により管轄区域改正、野辺地区裁判所七戸出張所となる。同二十二年六月二十五日、七戸村字七戸二六一番地山本勇吉の建物を借上移転す。大正二年四月、青森区裁判所七戸出張所と改称、昭和七年九月一日、町で庁舎を字町二二番地二に新築移転す。同二十一年五月一日、青森司法事務局七戸出張所となる。同二十四年六月一日、青森地方法務局七戸出張所と改称。同五三年三月二四日、庁舎新築現在地に移転。

七戸郵便局

所在地 七戸町字七戸二二三番地二

沿革 明治五年七月一日、七戸郵便役所を七戸町二〇三番地に開設。旧七戸藩管内を取扱区域とする。同八年一月、名称を七戸郵便局と改称。同二五年一月一日、名称を七戸郵便電信局と改称。電信事務開始。局舎を七戸町字七戸二四六番地に新築移転。同三六年四月一日、七戸郵便局と改称。同三七年一二月九日、沼崎郵便局独立分離。同四二年七月二五日、局舎を七戸町字七戸一五三番地に新築移転。同四三年三月二六日、大深内郵便局独立分離。大正四年七月二六日、天間林郵便局独立分離。同九年四月一日、

電話事務開始。昭和三年一月一六日、局舎を七戸町字七戸一四一番地に新築移転。同三一年一二月一日電信機による電報取扱廃止、三本木電報電話局扱いとなる。同三七年七月一日、七戸電報電話局新築営業開始により関係事務廃止。同三八年八月九日、局舎を七戸町字七戸二一三番地二に新築移転現在に至る。

七戸電報電話局

所在地 七戸町字寺裏二八番地一

沿革 昭和三七年九月三〇日、庁舎新築落成式挙行。従来三本木電報電話局で直接扱っていた電報電話を処理。局舎敷地一九二五・四平方メートル、局舎面積一〇五五・四一平方メートル

乙供営林署七戸担当区事務所

所在地 七戸町字向田一四番地二

沿革 明治一九年五月、青森大林区署七戸林区派出所開設。同二一年九月七日、七戸小林区署設置。同三九年七月一日、奥瀬小林区署に合併、七戸保護区となる。同三九年一月三日、三本木小林区署と改称。大正一三年一二月二〇日、青森営林局野辺地営林署七戸保護区となる。昭和二二年一月一日、乙供営林署七戸担当区事務所となる。同三三年六月、現在地に移る。昭和五七年三月、現在所管面積三八〇〇ヘクタール。

(二) 県の機関

青森県七戸保健所

所在地 七戸町字蛇坂五七番地二七

沿革 昭和二二年七月一日、七戸町役場（七戸町字七戸三一番地）の一部を借りうけて七戸保健所を開設、従来警察が担当していた衛生行政を取り扱い、郡下各町村保健婦の指導に当たった。管轄区域上北郡内五町一カ村。同二四年一月六日、七戸町から七戸町字影津内九八番地五九の敷地（一七四六・二八平方メートル）の寄附をうけ庁舎竣工。同二六年一月一日、優生保護法にもとづく七戸優生結婚相談所が併設となる。同二七年五月一日、三本木保健所設置により、管轄区域二町六村となる。同二七年五月二七日、併設の七戸優生結婚相談所を七戸優生保護相談所と改称。同二七年八月二二日、併設性病診療所設置、同三〇年二月一日、三本木市制施行に伴い管轄区域二町五村となる。同四九年三月三〇日、現在地に庁舎を新築、移転。

青森県上北教育事務所

所在地 七戸町字蛇坂五七番地二六（七戸町教育センター内）

沿革 昭和一七年七月一日、各郡に地方事務所が設けられ、総務課に視学二人が配置される。同二〇年、総務課分室「教育室」を専用。同二二年四月一日、上北地方事務所教育課となる。同二二年一月一日、教育委員会法施行により「上北地方教育事務所」として地方事務所より分離独立（七戸町字七戸四八番地三）。同二五年一月一三日、七戸町字七戸二二番地（旧消防屯所）に事務所移転。同三一年四月一日、

上北教育事務所と改称。同四一年七月一日、七戸町字七戸三三番地二（旧七戸警察署）に庁舎移転。同四八年六月一日、七戸町字蛇坂五七番地七戸町教育センターに移転、現在に至る。

青森県上北地方福祉事務所

所在地 七戸町字蛇坂五七番地二六

沿革 昭和二六年一〇月一日、社会福祉事務所設置に関する条例（昭和二六年九月一九日、県条例第六二号）により上北社会福祉事務所として発足、七戸町字七戸四八番地三、上北地方事務所庁舎に於て執務。同二九年五月一日、上北地方福祉事務所と改称。同三〇年二月一日、三本木市誕生、一町三カ村管轄外となる。同三三年九月一日、三沢市誕生管轄外となったため九町二村の管内となる。この後庁舎の腐朽はげしく、また十勝沖地震（昭和四三年）により入居不能となり、七戸町消防署跡（字七戸三五番地一）、七戸町文化服装学院跡（字七戸三二三番地）に転居。同五三年七月、現在庁舎に移転。

青森県七戸警察署

所在地 七戸町字笹田川久保二〇番地二

沿革 明治七年一月、七戸に見廻方が配置された。同八年四月一日、七戸に第七大区警察出張所が開設された。同九年二月、野辺地・三本木・百石・泊に屯所を置き、上北一円を管轄した。同一〇年二月一三日県下に五警察署、三六分署が置かれ、七戸は野辺地署の分署となる。同一三年六月七日、字七戸一二六番地に七戸警察署昇格設置、野辺地・三本木・百石の三分署を置く。同三八年一〇月、七戸町字七戸三

三番地に庁舎新築（落成式は翌三九年一月一四日）。同四三年一〇月、警察電話青森七戸間開通。大正一五年七月一日、勅令一四七号により野辺地・三本木分署独立、七戸町・大深内村・浦野館村・天間林村の一町三カ村を管轄。昭和二三年二月一日、警察法施行により自治体警察七戸町警察署発足。同二八年一月一日、自治体警察を廃止して国家地方警察に編入し、七戸地区警察署となる。同二九年七月一日、国家地方警察を廃止、青森県警察として発足、七戸警察署となる。同三〇年二月、三本木市制施行により大深内村は三本木警察署の管轄となる。同四〇年一二月、字笹田川久保二〇番地二に現庁舎新築移転。

青森県営農大（旧農業研修センター）

所在地 七戸町字大沢四八番地八

沿革 明治四五年四月一六日、県立種馬育成所として現在地に開設決定。大正元年一月七日、七戸産馬組合事務所内に於て事務開始。種畜の育成繁殖種付その他畜産に関する施設研究調査を目的とする。同二年一月二一日、新庁舎に移転。同二三年一〇月、青森県種畜場と改称。馬・牛・豚・綿羊・山羊・家兎等の繁殖、育成、払下げ、貸付等の業務を行う。昭和元年までの育成種馬数一五〇頭に及ぶ。昭和一一年四月、青森県役馬利用指導者養成所を併設（年間二〇人前後）。同二〇年四月、青森県有畜農業指導所を併設、将来農家の主婦となる女子青年を対象に、畜産加工・農産加工・家庭生活改善等の指導を行った。昭和二三年四月、青森県役馬利用指導者養成所と青森県有畜農業指導所を統合し、青森県有畜農業指導所として種畜場に併置。同二四年四月、種畜場は野辺地町に移転し、青森県有畜農業指導所として独

現況

(昭和五六年)

立。昭和二八年四月、青森県農業総合研究所七戸実験農場と改称。同三一年四月、青森県有畜農業指導農場と改称。同四〇年四月、青森県有畜農業指導農場と青森県開拓指導農場(十和田市所在)を廃止し、青森県農業研修所と改称のうえ、青森県農村青年研修館を併設。昭和四五年四月、清和寮(男子寮)建設。同四七年四月、青森県農業機械化センター(青森市所在)を統合し、青森県農業研修センターと改称。同五五年四月、青森県農業研修センターを廃止し、青森県営農農大を設置。

修業期間 二カ年

入学定員 一学年七〇人

教育施設 建物敷地 九五〇アール

農用地 四一八八 //

機械練習場 一八〇 //

山林 九一二 //

合計 六二三〇 //

上北土地改良事務所七戸地区建設事業所

所在地 七戸町字影津内六三番地二

沿革 昭和四六年、県南土地改良事務所七戸支所として開所、作田ダム(昭和五七年完成)及和田ダム(昭和

六〇年完成)の建設を任務とする。同五六年四月一日、本所の名称変更に伴い上北土地改良事務所七戸地区建設事業所と改称。

県立七戸養護学校

所在地 七戸町字蛇坂五七番地五一

沿革 昭和四三年六月一日、上北地方精神薄弱児施設組合設立「もみのき学園」開設(定員五〇人)。同四三年

七月一日、青森県第二養護学校もみのき分校開校(小学部三学級、中学部二学級)。同四七年四月一日、収容園児五〇人増、八学級編制となる(小学部五学級、中学部三学級)。同四八年四月二日、新校舎一三二九平方メートル竣工、もみのき学園より移転、一〇学級編成となる。同四九年四月一日、独立昇格して青森県立七戸養護学校となる。同五三年一月一七日、屋内体育館完成。同五三年四月一日、もみのき学園重度棟に派遣教室(もみのき分教室小学部一学級)設置、小学部七学級、中学部六学級、計一三学級となる。同五四年四月一日、もみのき分教室中等部一学級設置、計一四学級となる。同五五年四月一日、在宅訪問学級が設置され、小学部九学級、中学部六学級、計一五学級となる。同五五年四月二八日、校地二三六二平方メートルが拡張される。同五六年三月二三日、校舎増築一五〇六・五三平方メートル、改築四三八・一九平方メートル。同五六年四月一日、高等部設置、小学部九学級、中学部五学級、高等部一学級、計一五学級編制。

現況 校地面積 一万五四三六平方メートル

校舎延面積 三五六四・五三平方メートル

児童生徒数 八〇人（小学部九学級、中学部五学級）

一〇人（高等部）

職員数 三七人

県立七戸高等学校

所在地 七戸町字館野四七番地

沿革 七戸町立実科高等学校時代

大正一五年四月一日、二月一九日付文部大臣認可「七戸町立実科高等学校」が七戸尋常高等小学校第二校舎（字七戸九番地一）に併置、開校となる（二年制）。昭和二年四月一日、文部省より四カ年制の認可があり「七戸実科高等学校」となる。同四年四月一日、修業年限一カ年の研究科新設。同一八年五月一日、学制改革により「青森県七戸高等学校」と改称。

。青森県七戸農業学校時代

昭和二一年四月一日、七戸町外三カ村学校組合立「青森県七戸農業学校」を設立、「青森県七戸高等学校（五年制）」は併置となる。同二一年四月九日、七戸町字館野四七番地に新校舎建築移転。校地一万一〇〇坪、校舎一〇五八坪。同二二年四月一日、学制改革に即応し、青森県七戸農業学校併設中学校に組織替えされ、在校生はそれぞれ併設中学校当該学年生徒となった。

。青森県立七戸高等学校時代

昭和二三年四月一日、青森県告示九七号をもって県移管となり「青森県立七戸高等学校」として発足。男女共学、普通科・農業科・家庭科の三科制とし、ほかに七戸高等女学校・七戸農業学校併設中学校も併置の形となる。同三七年一〇月三〇日、校舎増築（普通教室三、特別教室三）。同三九年十一月二七日、校舎増築（特別教室三、図書室）。同四二年十一月一〇日、体育館新築（九〇九・九八平方メートル）。同四三年一月一二日、校舎増築（特別教室三、酪農実習室一）。同四五年二月一〇日、同窓会館の寄附を受納。同四八年四月一日、砂子田農舎・実験室完成。同五三年六月二八日、管理棟新築二一六九平方メートル。同五三年九月一四日、一般校舎新築二七九五平方メートル、新校舎へ全面移転。同五四年九月五日、七高会館新築落成。同五四年一〇月一六日、酪農実習室・園芸棟外新築。

概況（昭和五五年度）

校地面積	二一万四五二九平方メートル
校舎等面積	一万三七四五平方メートル
屋外運動場	三万五三〇八平方メートル
実験実習地	一四万八八〇七平方メートル
生徒数	八五九名（本校分）
全日制 普通科	四五九人

全日制	酪農科	三人
〃	生活科	九人
〃	商業科	二六〇人
定時制		一人

(三) 事務組合の機関

中部上北広域事業組合事務局

所在地 七戸町字蛇坂五五番地八

沿革 昭和三九年十一月三日、「碎石施設管理組合」を設立し、天間林村大字天間館字志茂河原九五番地に

「公立天間林碎石場」を開設。同四一年四月一日、「七戸町外三カ町村病院事務組合」を設立、「公立七戸病院」・「公立七戸病院隔離病舎」を管理する事務所を七戸町字影津内九八番地一（病院）に置く。

同四二年二月二八日、「七戸地区消防事務組合」を設立（三カ町村）、「公立七戸消防署」の外、上北・

・天間林各分署を設ける。本部事務所は七戸町字影津内三四番地に置く。同四三年二月九日、「碎石施設管理組合」を「碎石施設モーターグレーダー管理組合」と名称変更。同四三年四月一日、「中部上北教育事務組合」を設立し、「教育委員会指導室」を、七戸町字寺裏二二番地七戸町中央公民館内に開設する。同四三年十一月一日、消防事務組合に東北町が加入、分署を設ける。同四四年四月一日、病院事務組合を「七戸町外三カ町村病院老人福祉事務組合」に名称変更。同四四年五月一七日、消防事務組合

を「七戸地区消防衛生事務組合」に名称変更し、「火葬場」を七戸町字太田一〇一番地に設ける。同四年八月四日、中部上北教育事務組合に東北町加入。同五年九月一日、中部上北教育事務組合の事業として、一万食処理能力の「学校給食共同調理場」を天間林村大字天間館字森ノ上一八〇番地に開設。同四年四月一日、「七戸町外三カ町村病院老人福祉事務組合」を「中部上北病院老人福祉事務組合」と名称を変更し、「松風荘」（特別養護老人ホーム、収容定員一〇〇人）を東北町字乙供一二三番地に設置。同四年四月一日、「碎石施設モーターグレーダー管理組合」「中部上北教育事務組合」「中部上北病院老人福祉事務組合」「七戸地区消防衛生事務組合」の四者を統合し、「中部上北広域事業組合」に名称変更。同四年八月一日、事業組合の事業として「公立小川原湖青年の家」を上北町字道ノ下一〇〇番地に開設。同四年四月一八日、「青年の家」を上北地方教育福祉事務組合に統合。同五年二月二〇日、中部上北広域事業組合の草地開発事業として、七戸町深山国有林内に「公立八幡岳放牧場」を開設。同五年四月一日、「中部上北教育研修センター」（鉄筋二階建六〇四・八平方メートル）を現在地に建築、組合事務局及び教育委員会が移転入居。同五年八月三十一日、庁舎増築（四二九・五平方メートル）。

註 昭和三九年以前、本組合結成に至るまでの沿革については、「公立病院」の項参照のこと。

現在の事業内容（昭和五五年）

イ 産業施設

公立八幡岳放牧場

ロ 医療施設 公立七戸病院・公立七戸病院隔離病舎

ハ 福祉施設 公立松風荘

ニ 環境衛生施設 公立七戸火葬場・公立中部上北清掃センター

ホ 教育文化施設 教育研修センター・学校給食共同調理場

ヘ 消防防災施設 公立七戸消防署（上北分署・東北分署・天間林分署）

ト 交通通信施設 公立天間林碎石場

公立七戸消防署（中部上北広域事業組合―消防防災施設）

所在地 七戸町字影津内三四番地

沿革 明治二七年七月、七戸村消防組が組織される。同三五年九月一日、七戸町消防組となる。昭和一四年四月一日、「七戸町警防団」に組織がえ。同二二年七月二八日、「七戸町消防団」に組織がえ。同二五年一〇月、七戸町字七戸二二番地より字七戸三五番地一に移転。同四二年二月二八日、七戸地区消防事務組合（七戸町・上北町・天間林村）が設定され、「公立七戸消防署」が設置された。同四二年一二月、消防署庁舎が現在地に完成、移転。同四四年五月一七日、七戸地区消防衛生事務組合に名称変更。同四七年四月一日、中部上北広域事業組合に統合。

公立七戸病院（中部上北広域事業組合―医療施設）

所在地 七戸町字影津内九八番地一

沿革 昭和八年九月三〇日、七戸町・天間林村・浦野館村・大深内村の一町三カ村が、産業組合法による医療

利用組合病院として、「保障責任利用組合柏葉病院」を設立。石田診療所に内科、駒ヶ嶺医院に外科を置く。同一〇年一二月一五日、一町三カ村組合立柏葉病院を現在地に新築。同一二年六月二二日、同じく一町三カ村をもって「七戸町外三カ村隔離病舎組合」を組織、病舎の位置は蒼前。同一三年一二月三〇日、隔離病舎を現在地に新築移転。同一九年一月、柏葉病院は解散、「青森県農業会七戸病院」となる。同二三年八月、「青森県厚生農業協同組合連合会七戸病院」と改称。同二八年三月、隔離病舎組合に甲地村が加入。同三一年三月、大深内村が三本木市合併により本組合脱退。同三三年一〇月、病院を七戸町が買収、「町立七戸病院」となる。同三九年一〇月、病棟増築工事完成、一般病床五〇床となる。同四〇年一月、火災発生、木造二階建結核病棟一一九八平方メートル焼失。同四〇年三月、隔離病舎をブロック鉄筋造に改築落成（二七床、一七四坪）。同四〇年一二月、新病院建設工事三カ年計画をもって始まる。同四一年四月一日、七戸町・上北町・東北町・天間林村の四カ町村により「七戸町外三カ町村病院事務組合」が設立され、病院及び隔離病棟がその管理下に入って「公立七戸病院」となる。同四二年一〇月、新病院竣工。同四四年四月一日、組合に老人福祉事業を加えて組織を変更、「七戸町外三カ町村病院老人福祉事務組合公立七戸病院」となる。同四七年四月一日、個別に組織されていた一部事務組合が統合され「中部上北広域事業組合—環境衛生施設」となる。

公立七戸火葬場（中部上北広域事業組合—環境衛生施設）

所在地 七戸町字太田一〇一番地一

沿革 昭和四四年五月一七日、七戸町・上北町・東北町・天間林村の四カ町村で設立していた「七戸地区消防事務組合」の名称を「七戸地区消防衛生事務組合」に変更し、火葬場を開設。同四七年四月一日、「中部上北広域事業組合」に統合となる。

概況 (昭和五五年)

土地面積 三七一一平方メートル

建物面積 二九七・二四平方メートル

施設内容 火葬炉 二基

管理棟 一棟

職員 二人

年間火葬件数(昭和五四年度) 四〇二件

中部上北教育委員会指導室(中部上北広域事業組合—教育文化施設)

所在地 七戸町字蛇坂五五番地八

沿革 昭和四三年四月一日、「中部上北教育事務組合」を設立(七戸町・上北町・天間林村)、同教育委員会を設置し「指導室」を設ける。場所は七戸町字寺裏二二番地七戸中央公民館内。指導主事・社教主事各一人。同四四年四月一日、指導主事二人、主事補一人となる。同四四年八月四日、東北町加入。同四六

年四月一日、指導主事三人、主事補一人となる。同四七年四月一日、中部上北広域事業組合教育委員会指導室となる。同四七年八月一日、小川原湖青年の家開設。同四八年四月一八日、小川原湖青年の家は上北地方教育福祉事務組合に統合となる。同五二年四月一日、中部上北教育研修センターを現在地に新築。同五二年四月一日、中央公民館より中部上北教育研修センターに移転。同五三年四月一日、指導主事四人、主事一人、主事補一人となる。

現況 (昭和五六年四月)

指導主事 五人 事務職員 二人

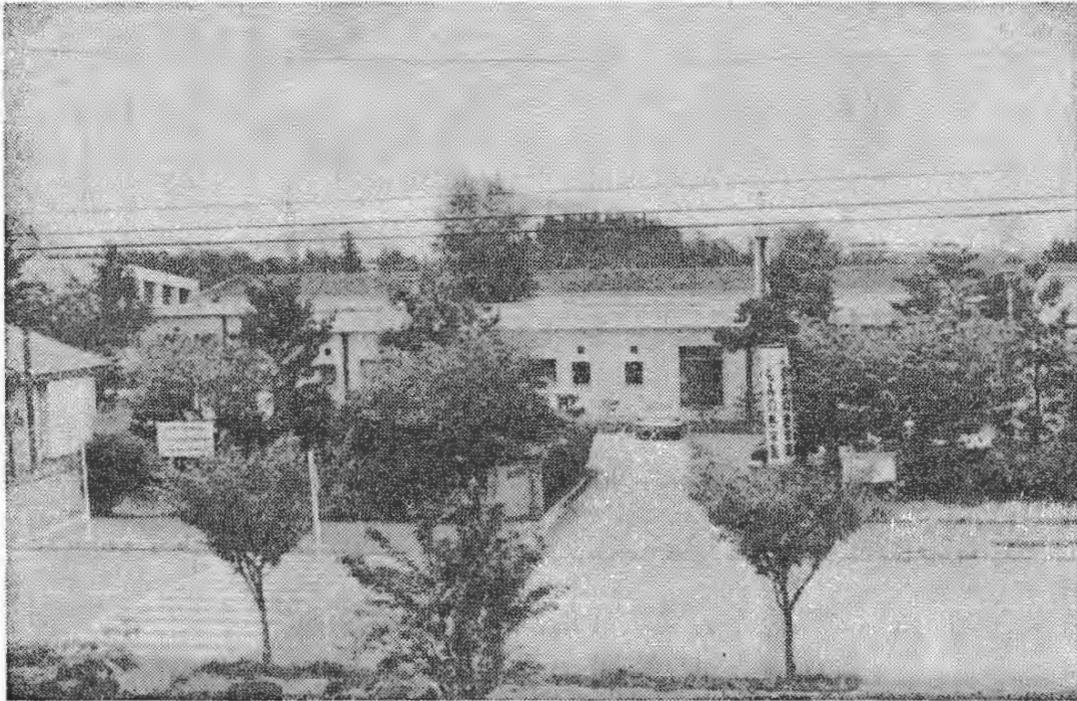
上北地方教育福祉事務組合事務局

所在地 七戸町字蛇坂五五番地八

沿革 昭和四一年二月二日、上北地方一三市町村をもって「上北地方視聴覚教育協議会」を設立、事務局を

七戸町中央公民館内におき視聴覚機器の共同利用を行う。同四一年一月一四日、「上北地方精神薄弱児施設事務組合」を設立。同四三年六月一日、「もみのき学園」開設。同四七年八月一日、中部上北広域事業組合の事業として「小川原湖青年の家」が開設されたが、同四八年四月一八日、「視聴覚教育協議会」・「精神薄弱児施設事務組合」が「青年の家」を吸収・統合して「上北地方教育福祉事務組合」となる(事務局は七戸町役場)。同五二年四月一日、庁舎落成により事務局を現在地に移す。

現在の事業内容(昭和五五年)



もみのき学園

イ 教育文化施設

公立小川原湖青年の家・

公立視聴覚ライブラリー

ロ 福祉施設

公立もみのき学園（精神
薄弱児施設）・公立から

まつ寮（精神薄弱者更生
施設）・公立ぎんなん寮

（精神薄弱者授産施設）

もみのき学園（上北地方福祉事務組合—精神薄弱児収容施設）

所在地 七戸町字蛇坂五七番地

沿革 昭和四一年一月一四日、上北地方一三市町村によ

って「上北地方精神薄弱児施設事務組合」設立。同

四三年六月一日、学園開設、該当児五〇人収容。同

四八年四月一八日、青年の家・教育研修センター・

視聴覚ライブラリー等教育文化施設を統合し「上北

地方教育福祉事務組合」に名称変更。

現況（昭和五六年）

敷地面積 二万六二三〇平方メートル（七九四八・四八坪）

本館建物面積 二二三八・八平方メートル（六七六・九一坪）

収容児数 一〇〇人

職員数 四五人

公立上北視聴覚ライブラリー（上北地方教育福祉事務組合―教育文化施設）

所在地 七戸町字蛇坂五五番地八（中部上北教育研修センター内）

沿革 昭和四一年二月二日、上北地方視聴覚教育協議会を設立、事務局を七戸町中央公民館内に置く。同四

八年四月一八日、上北地方教育福祉事務組合に統合。同五〇年六月九日、公立上北視聴覚ライブラリー

となり七戸町教育センター（蛇坂五七番地二六）内に移転。同五二年四月一日、事務局並にライブラリ

ーを現在地に移す。

現況（昭和五六年）

イ 主なる機材

フィルム数 一六ミリ 三八二本

八ミリ 五二本

スライド 二三本

県配置スライド 七〇本

映写機	一六ミリ	三台
V・T・R		一式
撮影機	一六ミリ	一式
職員		専任一人

(四) 町の機関

七戸町役場

所在地 七戸町字七戸三一番地二

沿革 明治六年三月、全国に大小区制が布かれたが七戸は青森県第七大区第三小区となり、七戸村と称した。

第三小区の範囲は七戸村・新館村・上野村・立崎村・八斗沢村・馬洗場村・大浦村・大沢田村・深持村・洞内村の一〇カ村、その中七戸村は川向町・小川町・下町・横町・新町・下川原町・柳町・袋町・後小路・南町・新川原町・川原町・石神通・本町の一四町内、同一七年、城内に戸長役場新築。同二二年四月一日、村制施行（市制・町村制公布は明治二一年四月二五日）。同三五年九月一日、町制施行。大正七年、七戸町字七戸三一番地に庁舎新築移転。同一四年、行政管内字数四八、部落数二九、戸数一五四八、人口九一五三。昭和五三年七月、現在地に新庁舎完成移転。鉄筋コンクリート造四階、三三八四平方メートル

七戸町立中央公民館

所在地 七戸町字寺裏二二番地

沿革 昭和二十一年一月一日、柏葉公民館（私設）を設置した。場所は美光隣保館七戸保育所（美光園）に併設、保育所の休日と夜間利用。公的性格をもった私設公民館として発足（現在の公民館活動の前身）。同二五年三月二五日、社会教育委員設置条例施行。同二五年一月二四日、公民館設置条例が郡下各町村にさきがけ制定され、町費をもって運営することとなる。同三三年四月一日、始めて専任職員配置。同三八年三月三一日、公民館建築落成（現在地）。敷地二二五一平方メートル、建物五五三平方メートル、建設費一三五四万円。昭和三八年五月五日、公民館落成記念県下俳句大会開催。同三八年七月二三日、落成記念式典を行う。同五五年四月一日、現在職員数専任三、兼任二。

七戸町立図書館

所在地 七戸町字寺裏二二番地（町立中央公民館内）

沿革 明治三四年、当時の七戸小学校長三浦定静、訓導苦米地半次郎の主唱により村民より寄附金や図書の寄贈を得て、上北郡所属図書館を発足せしめた（郡補助の関係から）。大正三年四月、七戸小学校職員の寄附及び卒業記念寄附金をもって学校図書室を設け、町立図書館の前駆となさしめようとした。二カ年間に約一〇〇円の資金を得た。同四年一月二七日、町立図書館を七戸小学校に附設した。これは大正天皇即位の大典を記念するため、町学務委員一致の決議をもって町長に建議、総額一五〇円の予算をもって開設された。昭和二二年、蔵書二八二九冊、入館者一八一人、館内閲覧四六冊、館外貸出し二九三七

冊、図書購入三冊（戦後予算緊縮のため）。同三〇年二月七日、図書館を七戸小学校から役場二階（教育委員会事務局併設）に移転。同三一年、蔵書数五二三四冊、利用冊数三五五冊（四～九月）、予算一〇万五〇〇〇円（購入費）。同三八年四月一日、七戸町寺裏二番地に公民館が新築されたので、その図書室に移転。同五六年四月一日、蔵書数一万三九〇八冊、年間貸出冊数一万六二七〇冊、図書購入費一〇〇万円。

七戸町中央児童館

所在地 七戸町字東槻ノ木一九番地二

沿革 昭和四〇年四月一九日、現在地に開館。敷地面積一三二五平方メートル、建物面積一八八・一平方メートル、館長は城南児童館長（非常勤）兼務、児童厚生員一人は城南児童館より派遣運営。

七戸城南児童館

所在地 七戸町字館野三二番地一五

沿革 昭和五六年四月一日、新築業務開始。職員非常勤一人、常勤二人。

町立体育館・讃道館（農村勤労福祉センター）

所在地 七戸町字蛇坂五七番地三六

沿革 昭和四九年七月二八日、讃道館着工。同四九年七月三十一日、体育館着工。同五〇年三月二〇日、讃道館（農村勤労福祉センター）完工。同五〇年三月二五日、体育館完工。同五二年一〇月二～七日、あすな

ろ国体ボクシング会場となる。

概況。体育館

土地面積 七八七九・七一平方メートル

建物面積 二七五〇・六七平方メートル

収容人員 一階一七五〇人、二階六七〇人、計二四二〇人

。讃道館

土地面積 二四七六・〇〇平方メートル

建物面積 五八二・四〇平方メートル

収容人員 七二五人

七戸町就業改善センター

所在地 七戸町字蛇坂五七番地三六

沿革 昭和五〇年一〇月一日、この町の農村地域に工業導入を促進し、農業就業構造及び農業構造の改善をはかることを目的として設置された。

倉岡生活改善センター

所在地 七戸町字倉岡五六番地一

沿革 昭和四九年一〇月、竣工・利用開始。僻地保育所併置、定員三〇人、職員二人。

概況 (昭和五六年)

研修室・実習室・会議室を設け地域住民の生活改善を図ると共に、各種研修に供用。

土地面積 一六六一平方メートル

建物面積 二九四・八四平方メートル

七戸町営スキー場

所在地 七戸町字左組地内

沿革 昭和三三年三月一日、七戸に於ける第一回全日本スキー連盟技術検定会開催、この頃から利用盛んになる。同三四年一二月、町営ヒュッテ(一〇坪)建設(四六年撤去)。同三五年一月、ロープ塔設置(二〇〇メートル)。同三五年一月九日、スキーバス運行。同四三年、町営ヒュッテ(八〇坪)建設。ロープ塔電動モーターに改造。同四六年、ナイター照明灯設置。同五〇年一〇月二〇日、特殊索道(リフト)設置。同五四年、ロープ塔一基増設。

七戸共同高等職業訓練校

所在地 七戸町字蛇坂五七番地三

沿革 昭和四七年一〇月一日、町の施設として建設。鉄骨二階建一部平屋。敷地三〇〇〇平方メートル、建物七一六・九二平方メートル。運営を職業訓練法人七戸職業訓練協会(七戸町・天間林村・東北町)に委託。

七戸保育所

所在地 七戸町字天神林一九番地二

沿革 昭和四七年四月、建物完成、園児の保育開始。定員九〇人、職員所長以下一〇人。

七戸第二保育所

所在地 七戸町字蛇坂一五番地

沿革 昭和五〇年四月、建物完成、園児の保育開始。定員九〇人、職員所長以下一〇人。

野々上保育所

所在地 七戸町字中村五五番地八八

沿革 昭和五〇年五月、開所、保育開始。定員六〇人、職員所長以下八人。

上川目保育所

所在地 七戸町字高屋敷一番地一

沿革 昭和五〇年七月、開所、保育開始。定員六〇人、職員所長以下八人。

幼稚園・小学校・中学校

別項「教育」の項に記載

(五) 法人施設

社会福祉法人明照保育園

所在地 七戸町字町七番地

沿革 大正一四年、青岩寺三三世智洵師寺内に仏教主義日曜教園を開設、明照学園という。昭和一〇〜一四年、

金子聖海師青岩寺給食保育所（農繁期）を開設。同一二年九月、蒼前に移設、美光隣保館と称する。同一五年六月、智洵師青岩寺門前に園舎を新築、七戸保育園（代表者金子聖海）と称する。同二三年六月三〇日、厚生省より児童福祉施設の認可を受ける（定員五〇人）。私立柏葉公民館を併設し、戦後社会教育のトップを切る。同三六年五月一日、青岩寺第三五世青山浄晃師が経営を承け明照保育園と呼ぶ。同三七年四月一日、定員六〇人。同三九年一月二四日、社会福祉法人光塵会明照保育園となる。同四一年一月二三日、寺内に新園舎竣工、移転落成式挙行。同四二年四月一日、定員九〇人となる。同四四年一月二〇日、園舎増築竣工。同四五年四月一日、定員一二〇人（六クラス）となる。

現況（昭和五五年）

園舎 第一次 鉄骨造平屋建 三八七・五七平方メートル

事業費 一〇三五万円

増築 鉄筋コンクリート造二階建一部

鉄骨造 一四四・九二平方メートル

事業費 七七一万円

定員 一二〇人（一歳〜五歳）

職員 園長一・保母九・調理二、計一二二人

社会福祉法人美光園

所在地 七戸町字上町野八二番地

沿革 昭和二五年九月七日、土地一〇〇〇坪家屋八〇坪に養護施設美光園設立、定員二〇人。同二八年二月一

八日、二〇坪増築、定員四〇人。同二八年十一月九日、四〇坪増築、定員五〇人。同二九年八月一日、

一〇坪の静養室増築。同三〇年四月四日、定員六〇人となる。同三一年六月二一日、定員六六人とな

る。同三三年一〇月一五日、二五坪増築。同三五年一月一六日、ブロック平屋三四坪の幼児室増築、定

員七〇人となる。同三五年五月一四日、社会福祉法人設立認可。同三八年八月三〇日、木造モルタル塗

子供会館二六坪、乾燥室等一〇坪増築。同三九年八月二一日、ブロック平屋建一〇五坪の男子寮建築。

同四〇年一〇月二五日、老朽整備事業として一一五坪平屋建新築。

現況 (昭和五五年七月一日現在)

敷地面積 三〇二五平方メートル

建物の面積 一二九五・四二平方メートル

収容児童数 七〇人

職員数 一九人

開設当初よりの入退所児童数 五二八人

(六) 主なる各種団体の機関

七戸町農業協同組合

所在地 七戸町字笈田川久保八番地

沿革 昭和二三年三月三〇日、同二二年一月公布の農業協同組合法にもとづき創立総会開催。同二三年四月

一九日、設立認可（県知事）。同二三年六月二六日、設立登記完了、業務開始。旧農業会の物心両面にわたる遺産をそのまま受け継ぎ、主として戦後の物資・食糧の統制機関的な業務を担当。同二六年一月、業績あがらず経営不振が続いたため、農協再建整備法による再建整備の指定をうけた。同三八年八月、名目組合員一九二人を除名し、その体質改善を図って組合健全化の道を歩み出した。同四二年六月組合事務所を現在地に新築、南町の旧事務所から移転。八月落成と併せて再建記念式典をあげた。同四三年三月、七戸りんご農協・七戸町開拓農協・南斗内開拓農協を吸収合併。

七戸町農業共済組合

所在地 七戸町字影津内九八番地五九

沿革 昭和二二年四月二日、組合結成・事務所を七戸町字七戸三一番地に置く。同四一年六月、事務所を七戸

町字七戸二二に移す。同五三年一〇月、事務所を現在地に移す（旧保健所跡）。

七戸町畜産農業協同組合

所在地 七戸町字荒熊内六七番地

沿革 明治一二年四月、七戸産馬組合が設立された。同一七年六月、県の「南部三郡産馬取締規則」により驪駒区を七区に区分、南部三郡産馬維持共会を設立。本郡は三本木組・七戸組・野辺地組と三カ所に分ち、各に種馬組合を組織した。同二年、県の産馬取締規則及馬籍取締規則により七戸産馬組合となる。大正四年、畜産組合法により七戸産馬畜産組合と改称。同六年、驪市場を字七戸二二に新設（旧産馬組合）。同一五年、七戸馬匹組合と改称。昭和二三年五月、七戸畜産農業協同組合となる。同二五年六月野辺地畜産農協吸収。同五三年三月二〇日、総事業費二億五四〇万円をもって現在地に新広域家畜市場を兼ね新築。

上十三地区森林組合七戸事業所

所在地 七戸町字影津内九八番地五九

沿革 昭和一七年二月三日、七戸町字七戸三一番地二（旧役場）に七戸町森林組合設立・登記、区域を七戸町・浦野館村とする。同五一年四月一日、十和田市西一二番町一二番地二、上十三地区森林組合に合併、現在地に七戸事業所を設ける。

荒屋平土地改良区

所在地 七戸町字館野三二番地一九

沿革 昭和二年六月一九日、荒屋平水利組合を結成、町役場に事務所を置く、同二六年九月一九日、荒屋平土地改良区に改組。同四三〜四八年、県営圃場整備事業。同五一年五月、登記完了。同五五年八月、現



七戸商工ビル

在地に事務所を移転。

七戸商店会協同組合

所在地 七戸町字七戸一二三番地二〇

沿革 昭和二八年一〇月、社団法人七戸商工会の事業部として、クーポン部・放送宣伝部を独立採算の形で事業開始。同三一年五月二三日、七戸商店会協同組合を設立、事務は商工会に委託。同四〇年八月、事務員二人を置き独立の事務所を設置。同四一年四月一日、日本商店連盟に加入、ゴールデンスタンプサービス事業開始。同四三年一月、現在地に七戸商工ビル完成移転。同五六年一〇月、創立二五周年記念式挙行。現在組合員五三店、職員六人、取扱高年四億二〇〇〇万円。

七戸町商工会

所在地 七戸町字七戸一二三番地二〇

沿革 昭和二八年八月、南町（七戸町字七戸一九二番地）

に県下最初の任意の七戸商工会設立。初代会長小原文平。県保証協会連絡所、中小企業相談所併設。同三一年、社団法人組織となる。同三五年六月一〇日、商工会設立総会を開く。同三五年一〇月五日、商工会法に基づき七戸町商工会が認可となる。同四三年一月、事務所を現在の商工ビルに移す。

日本軽種馬協会七戸種馬場

所在地 七戸町字荒熊内一五三番地

沿革 昭和三七年五月二〇日、馬産振興の目的をもって誘致設立、現在（昭和五七年）種馬四頭。

上川目土地改良区

所在地 七戸町字七戸一四一番地

沿革 昭和四二年一〇月一六日、組合結成、事務所を七戸町字七戸二二番地に置く。同四二年一二月、現在地に事務所移転。組合員一二六人。

七戸川内水面漁業協同組合

所在地 七戸町字前川原九番地

沿革 昭和五三年一月一六日、七戸川の魚族保護と増殖を目的として結成。

(七) 金融機関

青森銀行七戸支店

所在地 七戸町字七戸一五四番地二

沿革 明治三八年一〇月二日、第五十九銀行七戸支店を七戸町字七戸二九七番地に開業。大正二年三月一五日現在地に営業所新築移転。昭和一八年一〇月一日、第五十九銀行・八戸銀行・津軽銀行・青森銀行・板柳銀行の五銀行合併により青森銀行七戸支店となる。同一九年五月一日、七戸第二支店廃止によりその業務を引継ぐ。同五〇年一〇月二七日、改築中の新店舗落成。

みちのく銀行七戸支店

所在地 七戸町字七戸二一〇番地

沿革 昭和二二年九月五日、弘前相互銀行七戸支店が開設され、殆ど時期を同じくして青和銀行七戸支店も開設。同五二年一〇月一日、弘前相互銀行と青和銀行が統合となり「みちのく銀行」と改称。同五三年九月、現在地に新店舗を建築営業開始。

十和田信用金庫七戸支店

所在地 七戸町字七戸一二三番地二三

沿革 昭和三一年一月四日、三本木信用金庫七戸出張所として開設。位置七戸町字七戸一二一番地。同三二年七月一日、店舗を七戸町字七戸一三〇番地一に移転。同三四年七月一日、七戸支店に昇格。同三八年七月一日、十和田信用金庫七戸支店と名称変更。同四四年六月二日、店舗を七戸町字七戸一二三番地二三に新築移転。

青森県信用組合七戸支店

所在地 七戸町字七戸二一八番地三

沿革 昭和三〇年一月二四日、七戸町字七戸一九三番地（南町）に七戸信用組合創立。区域は七戸町・浦野館村・天間林村・甲地村の一町三カ村。同三六年一〇月、七戸町字七戸二一八番地三の現在地に店舗新築移転。同四六年七月一日、県下六信用組合合併により青森県信用組合七戸支店となる。

三 過去に在った主なる官公衛

(一) 国の機関

鶴児平郵便局

所在地 七戸町字鶴児平一番地

沿革 明治三六年一月一六日、一ノ坂郵便取扱所として七戸町字一ノ坂に開局。同三八年四月一〇日、一ノ坂郵便局となる。昭和八年四月一日、鶴児平郵便局と改称。同一六年二月一日、七戸町字鶴児平一番地に移転。同五五年三月八日廃局。

青森食糧事務所上北支所七戸出張所

所在地 七戸町字七戸九三番地

沿革 昭和二二年五月一日設置、同五四年一月三十一日廃止。

東北大学農学研究所牧野研究室

所在地 七戸町字館野三二番地

沿革 昭和一六年、昭和初頭から動きのあった設置問題が再燃、設置となる。字川去町有地二〇余町歩を提供、主として牧草の栽培研究を行う。昭和三〇年三月、研究の一応の任務を終え閉鎖。

(二) 県の機関

青森県蚕業技術指導所

所在地 七戸町字館野三二番地二

沿革 明治三十一年、蚕種検査法施行に伴い、七戸村に県蚕糸検査所が置かれた(弘前・五所川原・三戸と共に)。同三八年、蚕病予防事務所と改称。同四五年六月、蚕業取締所と改称。大正七年九月一三日、青森県原蚕種製造所開庁式(大正五年設置が議会通過、場所は野辺地・三戸を抑えて七戸に決定)。同一年一二月、県令第七六号をもって青森県蚕業試験場と改称。昭和一七年四月、戦時臨時措置により農事訓練所となる。同二二年四月、農事訓練所廃止となり、もとの蚕業試験場に復す。同二四年、県蚕業技術指導所となる。土地保有六・一八ヘクタール。同五五年三月三十一日、閉所、五戸町に庁舎を移す。

県南土地改良事務所荒屋平支所

所在地 七戸町字笹田四八番地一

沿革 昭和四三年四月一日設置、同四八年三月三十一日廃止。

青森県七戸地区農業改良普及所

所在地 七戸町字七戸三一番地

沿革 昭和二三年一月、青森県農業技術員七戸駐在所を置き、七戸町・浦野館村・天間林村を管轄する。同二五年二月、農業改良普及所七戸駐在所となる。同三〇年七月、七戸地区農業改良普及事務所となる。同三三年一月、七戸地区農業改良普及所となる。同四三年三月三日、普及所を廃止し十和田地区農業改良普及所に統合となる。同四三年四月、七戸町に連絡所を置く。同四六年四月、同連絡所廃止。

七戸家畜保健衛生所

所在地 七戸町字大沢四八番地八

沿革 昭和二六年一月二六日、開設、職員三人。管轄区域は七戸町・野辺地町・甲地村・天間林村・浦野館村・六ヶ所村・大深内村。同三九年九月一日、十和田家畜保健衛生所七戸支所となる。同四三年四月一日廃止となる。

上北郡役所

所在地 七戸町字上町野一三番地一

沿革 明治一一年一〇月三〇日、従来の大小区制を廃し郡制を布き、郡役所を七戸に置く。同三一年一月二八日、郡役所移転にからむ騒擾事件が起る。大正一一年八月二六日、郡有財産処分案、議会に於いて決する。同一五年六月三〇日郡役所廃庁式、同一五年七月一日郡役所廃止。

上北地方事務所

所在地 七戸町字上町野一三番地一

沿革 昭和一七年七月一日、全県下一斉に開設、上北地方事務所は上北郡一六カ町村を管轄。同二七年三月三一日、全県内の事務所廃止。

(三) その他

七戸水電株式会社

所在地 七戸町字七戸一三三番地一

沿革 明治四五年四月、会社創立企画調査。大正二年四月二〇日、会社創立資本金八万円。同三年六月、工事竣工、発電力二〇〇馬力。同三年七月一日、営業開始、区域七戸・三本木・天間林の五二五戸、一七三二灯。同三年八月二日、野辺地電気株式会社に電力供給。同五年、二万円の増資を行い、取付けを藤坂・六戸・下田・百石へ拡張、三五〇〇余戸となる。同八年五月、一二万円の増資を行い、大深内・浦野館へ拡張。同九年、田茂木に第二発電所増設、三沢村へ配電。同一〇年一二月、四和村へ拡張工事を行う。増資。同一二年甲地村へ拡張する。昭和九年二月二四日、県下全電力会社の統合許可。同一〇年三月、県営移管、新会社によって営業開始。供給電力、坪川一二七キロワット、田茂木一四二キロワット。

七戸町社会福祉センター

所在地 七戸町字影津内九八番地五九

沿革 昭和二七年一月一日、七戸町社会福祉協議会設立、事務所を役場内におく。同四四年一月二一日規

約改正。同四九年九月一三日、旧七戸保健所庁舎で町有となっていたものを一部改築、町福祉センターとする。管理運営は町社会福祉協議会に委託。各種福祉団体活動の場となるほか、老人クラブの為の専用娯楽室二あり、入浴施設は男女隔週一回（無料）。同五七年三月三十一日、老人福祉センター完成移転のため廃止となる。

その他主なる各種機関団体等

- (1) 七戸税務署（明治三二年設置）
- (2) 軍馬補充部三本木支部七戸派出所（明治三九年四月、天間林道ノ上地内に創設）
- (3) 青森県七戸養魚場（昭和三年創設、同六年小川原沼養魚場に併合）
- (4) 七戸養蚕組合
- (5) 七戸木炭同業組合
- (6) 七戸養兔組合
- (7) 七戸産牛畜産組合（明治三五年創設）
- (8) 七戸家禽組合
- (9) 青森県繭検定所

第三節 公安

一 警察

(一) 警察制度の変遷と治安

(1) 明治初期の警察

明治新政府が誕生してからしばらくの間は、その急激な変革のため人心の不安も大きく、加えて打ちつづく凶作のため世情騒然、しばしば一揆や暴動・騒擾等が起っている。明治三年（一八七〇）には七戸藩内の農民が騒擾を起しており、これが窮状打開のため、藩は太政官に救済を求め、二〇〇〇両の貸下げ及び南京米・秋田米等二〇五〇石を救助米としてうけ、急場をしのいでいる。なおこれら一揆に関する状況については、『七戸町史 3』第二章に詳述されてある。このような空気は全国的なもので、地租改正反対、徴兵反対、貢税減免を叫ぶなど、しばらくの間は一般に世情不安で、各地に盗み・押込み等が横行していた。

これらの事件に対処し治安の責を負うのは、勿論藩の役人であり時の警察当局であつたろうが、これは一種の軍政警察の性格をもっていたようで、その編成や変遷については今一つ明確でない。

明治三年「七戸藩庁に民事・刑事・藩学・軍事・駅逓の係をおく」とあるが、その中の刑事係というのが、今の警察と裁判所の役目を兼ねた権限を管掌したようである。

ここで、治安維持の上から重要な役割りを果たした戸長・副戸長制度を見逃すことが出来ない。

この制度は旧藩制時代にあった肝入制度の継承で、明治五年四月九日、太政官第一一七号の次の達しによって生まれ替わったものであり、文筆に通じた人の少なかつた当時であつては、余人をもつて代えることが出来なかつた関係から、大方は名称の改変にとどまることが多かつた。

一、庄屋、名主、年寄等都テ相廃止、戸長・副戸長ト改称シ是迄取来リ候事務ハ勿論、土地人民ニ関係ノ事件ハ一切為取扱候様可致事

今の制度でいうと、戸長は村長、副戸長は助役、聯長は町内会長、伍長は班長というように、縦の行政組織がきつちりと定められていた。

明治五年六月、県はこれら各区役人心得と同職掌について達するところがあつたが、その内容は行政一般事務のほか、村内の争訟教諭をはじめ、悪習の矯正、失火時の消防、盗賊や乱暴者の逮捕手配など、当該地域の第一次的警察任務を担当することとなつていた。そしてこの制度は町村制の施行される明治二二年（一八八九）四月まで続くのである。今その要点を抄出すると次のようなものである。

各区役人職掌（抄）

戸長

第一条 戸長ハ一区内総人員之長ニシテ区内士農工商ヲ不論各心力ヲ勞シ作業職事ヲ相励ミ毎戸毎村風俗淳美ニシテ老幼鰥寡皆其所ヲ得テ随テ区内共和富饒ナルト又ハ懶惰ニシテ事業ヲ勸メズ随テ貧民多ク毎村鹿

厲遊蕩ノ悪習ニ流レ富者モ驕奢淫逸遂ニ其産ヲ破リ区内蛮野ノ風ヲ脱セザルトハ皆其注意之良否ト世話ノ行届ト否ラザルトニヨル所ナレバ平常一切ノ事ニ心ヲ尽シ区内取締厚ク心懸ベシ

第九条 副戸長以下伍長等ヲシテ精勤セシムベシ尚其正邪曲直ヲ監視シ若シ背ク者アラバ庁ニ申立テ差図ヲ受クベシ私ニ黜陟褒貶等ノ事ヲナスヲ許サズ

第十五条 区内ニ失火アラバ消防手配ハ勿論失火ノ模様人馬怪我ノ有無等巨細取調早速管轄庁へ届出ベシ

第十六条 行倒人或ハ棄児変死等総テ事替タル事件ハ小事ト雖モ届出私ニ取計フベカラズ

副戸長

第一条……前略……都テ掌ル所ハ戸長ニ異ル事ナシ只指揮ヲ得テ行フノ別アルノミ

聯長

第一条 聯長ハ戸長ノ補助ニテ万事戸長副ノ差図ヲ受ケ奉職スベシ尤モ其村町ノ貧富ハ勿論静謐ナルト否ザルト皆其処分ニ依ル所ナレバ幾重ニモ心ヲ用ヒ小前ノ立行様工風肝要ナリ

第八条 村内官林アラバ時々見廻リ猥リニ伐木致ス者アラバ取押へ可申立若シ野火アラバ速ニ手配消防惣テ官林之内風折根カヘリ枯木等アリトモ私ニ取片付或ハ其儘差置等之儀無之様致シ早速管轄庁へ届出ベシ

第九条 盜賊又ハ不法乱暴ノ者アル時ハ可成速ニ搦捕訴出ズル様兼テ村中へ申シ談シ其手配致シ置ベシ

第十条 盜難ニ逢フ者アラバ其始末並ニ紛失ノ品々兼テ御布告之通明細ニ書認メ管轄庁へ届出ベシ

第十一条 村町内万一失火アル時ハ速ニ消防ノ手配致シ尚付火力過チ火等ノ事実人馬怪我ノ有無其他総テノ

模様書認メ戸長副へ届出ベシ

第十二条 行倒人或ハ捨子変死等有之バ早速戸長副へ届出ベシ都テ事替リタル件ハ小事ニテモ届出ベシ私ニ計フヲ許サズ

第十五条 男女ノ風俗ヲ正シ人ノ人タル孝悌廉恥ノ道ヲ衆ニ示シ墮胎博奕等ノ悪習ナカラシメ老幼ヲ存撫スベシ

第十七条 村町内争訟ノ事発ラバ双方ノ伍長ヲ立合セ其原因ヲ尋ネテ事ノ曲直ヲ糾シ道理ヲ推シテ之ヲ説諭スベシ若シ止ムヲ得ザルニ至リテハ戸長副へ申立ベシ

(2) 警察官の名称

明治四年（一八七二）七月一日は、廃藩置県によって七戸県が誕生した日であるが、九月四日には七戸県を廃して弘前県に合県となり、その月の二三日には青森県と改称して県庁を青森に移し、十一月二日には七戸に支庁をおくというように目まぐるしい変遷を経た年である。

青森県に始めての県治体制として民事堂職制が定められたのは、この明治四年一月二日のことであるが、この時七戸に支庁が置かれ、一四人の職員中に警察事務を担当する「捕亡」一人が置かれていた。捕亡の任務及び任用方法について『八戸警察署沿革史』に次の如く記されている。

初メ本郡ニ於テ各大区ニ捕亡ヲ配置スルニ当リ、志願者無キヲ以テ止ムナク旧目明シニ対シ殆ト強制的ニ任命セリ。捕亡ハ支庁ノ直接監督ノ下ニ専ラ警邏査察ニ当ル外、今日ノ如キ複雑ナル事務ナカリシガ、世運ノ

進歩ニ伴ヒ漸次任ヲ重ヌルニ至リタリ。当時未ダ制服ナキヲ以テ各々私服ヲ着シ巡邏セリ。捕亡ノ採用ニ付テハ実ニ単純ナルモノニシテ、試験ノ制度無キヲ以テ支庁長ニ於テ適當ナリトスル者ヲ採用セリ。

(『青森県警察史』)

菱田重禱^{しげより}が青森県令に任命されたのが明治四年一月七日、翌々年の明治六年五月二三日に、青森蓮心寺で神官僧侶区長戸長一五〇人の会議を開いている。これは多分行政に民意を反映させるためのものと思われるが、一週間にわたったこの会議の五日目、即ち五月二七日に次のような提案と決定がなされている。

問題一、各区へ邏卒ヲ置ヘシ其入費方法如何

但老人沓ケ年入費七十円

決議一、邏卒ハ第一大区(註・青森)第三大区(註・弘前)第九大区(註・八戸)三ヶ所ニ差置候儀ト決議ノ事

但入費割合ノ儀ハ熟議ニテ決定ノ事

明治六年五月廿七日

議長

副議長

以上にもとづく熟議は次のようなものである。

五月廿五日 熟議 邏卒給料

一、金拾円 検官 但賄料制服共自費ノ事

一、金四円五十銭 伍長三名 内一ヶ月三円給料一円五拾銭賄料

一、金参円五拾銭 邏卒二十一名 給料月二円賄料一円五十銭

制服 夏服・ツボン・セビロ・シャツ 金三円五十銭

冬服・ツボン・セビロ・チョッキ 金六円

(『七戸近世史』)

邏卒は今の警察官であり、このように一切が官給された。

明治六年一二月に至り邏卒は見廻方という名に改称されたが、七戸には翌七年一月から五人が配置され、同年四月には別に野辺地に五人が配置となっている。だがこれも束の間、明治八年(一八七五)には再び全国的に邏卒と統一されるに至った。

明治八年三月七日太政官達第二九号「行政警察規則」によると、邏卒の職務内容を次の如く規定している。

第一条 行政警察ノ趣意タル人民ノ凶害ヲ予防シ安寧ヲ保全スルニアリ

第三条 其職務ヲ大別シテ四件トス

第一 人民ノ妨害ヲ防護スル事

第二 健康ヲ看護スル事

第三 放蕩淫逸ヲ制止スル事

第四 国法ヲ犯サントスル者ヲ隠密中ニ探索警護スル事

この頃になると、明治初年の軍政的司法警察機構が次第に影を薄め、行政警察の色彩が濃くなって行くのであるが、この規則が従来の治安体制を根本的に変革させ、その後の行政警察の基本をなしてゆくようになる点において、重要な意味をもっているものといわれる。

明治八年一〇月二四日には警部を府県に配置することとし、邏卒・見廻方等の呼び名を廃し、巡査と呼称することとなった。また、この年一二月二二日には巡査の召募規則を改正し、採用条件に身分職業を問わないこととなった。

多分この頃の事ではなかったろうか。藩制時代、今の警察官に当たる役職に「同心」というのがあったが、藩同心を勤めた田中与七、倉岡礼助(貫一祖)、太田植太(一二祖)、成田文治(券治祖)といったような人物が巡査を拝命したというし、また『市久聞書』の中にも(市久は明治一一年生れ市ノ渡久五郎)「何年頃か、巡羅が出来て、旧藩の御同心の方々が任用されている。ちよんまげ丁髪にハンテンのようになかっこうで、棒を持って歩いた。」という回顧談などの残されているのは。「巡羅」といったのは一時期こういう呼び名があったものか或いは「邏卒」の思い違いかも知れない。

なお邏卒には護身用として三尺余(一メートル弱)の棍棒を持たせたが、当時の邏卒はほとんど士族出身であったことから、この棍棒携帯を嫌い、職を辞する者もあったということ、明治七年八月五日には帝都に、明治一五年(一八八二)一二月二日からは全国的に、本県に於ては次の如く明治一六年より帯剣が許されるようになる

った。

県達第一七号

明治一六年七月一日ヨリ管内一般ニ帯剣為致候条此旨相達候事

明治一六年六月九日

青森県令 郷 田 兼 徳 代理

青森県少書記官 小 泉 景 起

(『青森県警察史』)

(3) 警察署の設置

最初に「警察」の用語の用いられたのは、明治七年(一八七四)一二月、青森市寺町蓮得寺中に「警察掛出張所」が設けられたのが始まりという。次いで翌八年四月には、黒石・弘前・鱒ヶ沢・五所川原・田名部・七戸・五戸・八戸・福岡の九カ所に追加設置し、七戸の場合は「第七大区警察出張所」と称した。

明治一〇年九月一八日、県内に五警察署と三六分署を置くこととした。五警察署とは青森・弘前・木造・野辺地・八戸の五カ所であり、七戸には他に三本木・百石・泊・田名部・大畑・川内・大間と共に、野辺地警察署の分署がおかれた。

七戸の警察分署の管轄は、七戸・大浦・洞内・深持・大沢田・上野・新館・立崎・八斗沢・馬洗場である。

明治一一年一〇月三〇日は、それまでの大小区制を廃止し、現在のように東・西・中・南・北の五津軽郡に、

上北・下北・三戸の各郡を置くことになった日である。

七戸に警察本署の置かれるようになったのは、明治一三年一〇月四日で、野辺地は分署となった。

記録によれば

七戸警察署之儀是迄上北郡野辺地村へ仮設候旨本年当県甲第一百十八号を以て及布達置候処今般七戸村へ移転
来る本月四日より開庁候条此旨布達候事

明治十三年十月二日

青森県令 山田秀典

とあり、場所は七戸村字七戸一二六番地で、今の皆楽食堂にあたる。

官有地三一五平方メートルの敷地に面積一一九平方メートルの建物が建っていた。この庁舎は明治三八年、今の役場庁舎の位置に引越すまで二五年存在したことになる。

亡くなった市ノ渡久五郎（明治一一年生まれ）が生前語った思い出話の中に、「今の本町の角に警察があった。ワラシの時分によくのぞきに行つて叱られたもんだ。クサクテよう。」というのがあったが、このクサイのは留置場の事であつたらしい。

なお庁舎の開庁は明治一三年（一八八〇）一〇月となっているが、次のような感謝状が残っているので、その近くまで署の落成がかかったのかも知れない。高橋熙光は明治一八年一月一〇日から第四代戸長となった人であるが、このように庁舎の新築は「地方税及人民新築」と呼ばれる方式で、地方民の肩入れによって出来たもので

あった。

高橋 熙光

明治十四年中七戸警察署新築費

トシテ金貳拾五錢寄附候段奇

特ニ候事

明治十五年十一月三十日

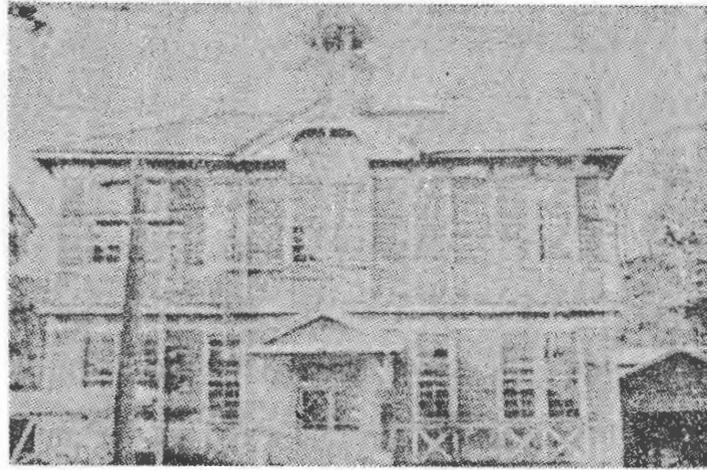
青森県

明治一三年に建設した庁舎は次第に狭隘となったので、明治三八年一〇月、城内に新築移転した。位置は現役場にあたり、七戸町字七戸三三〇三五地内であった。

建物面積一一九平方メートル、当時としては町内随一豪壮、モダンな建物で、近郷近在から見物客が押し寄せ、警察官がその整理に当たったという大袈裟な話まで残っている。

この庁舎もその後狭隘を来たし、昭和四〇年（一九六五）一二月、今の七戸町字笹田川久保二〇―二の現在地に新築移転した後も、しばらくは教育事務所や役場庁舎の一部として、二度・三度の勤めを果たし、昭和五二年新役場庁舎にその席を譲るまで七〇年間も立派にお役を勤め上げた建物であった。

(4) 治安と定員



もと警察署庁舎（城内）

世に言う「無神経事件」の発端は、明治二十一年（一八八八）七月二十八日登載の官報記事にある。「本県の如きやや無神経の人民なれども之を喜ぶもの如し」の一文がまき起した旋風は、県下一円に及び凡そ一カ年間、時の鍋島知事弾劾の声が県下を吹き荒れたというから、血氣壮んな七戸人士にして、その流れの外にあったとは考えにくく、時には当局側の意向を逆なでするような事も随所にあつたのではなからうかと想像されるのであるが、これは想像の域を出ない。

近代における治安上の最大なものは、所謂「郡役所事件」ではなからうか。

これは明治三十一年、一月六日、上北郡会が開かれた際、上北郡役所を七戸村から野辺地町（明治三〇・八・二七町制施行）に移転しようとの建議がなされた。その表向きの理由は交通不便という事が挙げられたようであるが、その裏には、かねて郡政に対する七戸人の横暴を怒る声もあり、それに県会議員選挙の対立も絡んで、野辺地勢と三本木勢がひそかに手を組み野三連合軍を組織し、三本木には農学校を誘致する代わりに、野辺地には郡役所を移すという密約を結び、画策したものとされている。

この目論見が着々と現実化し、その年の十一月二十八日・二十九日両日にわたる郡会で再度決議せられる段取りと

なった時、これに憤激した七戸在野の幹部及び少壮血氣の士が相謀り、之に事情を知った一般群衆が加担し、二八日には議場を襲って、議員に対し、威嚇するばかりか、乱暴を加えて負傷させ、その夜は宿所に押し寄せて投石を繰り返した。そして翌二九日、会議流会となって野三連合議員が、ひそかに馬車を駆って沼崎へ逃れ去ろうとしたところ、勢いに乗じた群衆は、約二〇〇〇人にふくれ上がった暴徒となり、笹田たんぼにこれを襲い投石乱暴、遂に多数の負傷者を出す始末。この両日来治安の任に当たり、議員の身辺保護に任じて来た柴田英隆警察署長以下署員必死の鎮撫もなかなか効を奏せず、折しも県から駆けつけた松下賢之進保安課長も殆ど手の下しやうがなかったという。やがて数刻ののち、暴徒も次第に鎮静に向かい、議員中身寄りのある者はそれに引き取られ、然らざる者は消防団幹部がその身辺を見守って無事沼崎まで送り届けたという。

さてその後始末であるが、警察ではその首謀者と目される数人を、或いは傷害罪、或いは騒擾罪の被疑者として拘引し、起訴されたが、未決数十日、裁判の結果何れも無罪となった。

無論郡衙問題はこれで落着、郡制廃止まで再び議題にのぼることはなかった。

今一つ、治安上の問題ではないが、選挙取締りからむ七戸警察署の暴行事件で、中央政界でも問題となるような事件として、世間の注目を浴びたものがある。

昭和一〇年（一九三五）九月二五日施行の県会議員選挙にあたって、肅正選挙の掛声も空しく、至る所で違反が摘発された。

七戸署管内である大深内村晴山部落で起った大掛りな買収事件は、遂に同部落の殆ど全有権者に近い三八人の

逮捕者を出し、全員が起訴された。

翌年一月公判が開始されたが、ここで被告は供述を翻して全員が無罪を主張した。

四月二一日、検事は三八人の被告に対し、それぞれ禁錮三カ月から罰金三〇円までの刑を求刑したが、五月二六日の判決では証拠不十分として被告全員に無罪が言い渡された。警察における被告人らの自供は、取り調べに当たった警察官の暴行によって強制されたものと認められたためであった。

かくて、取り調べに当たった県派遣を含む三人の警察官は宮城控訴院検事局の取り調べをうけ、公判に付された後、全員懲役六カ月、執行猶予二年の判決が言い渡された。この判決に対し三被告は控訴したが、原審通りの判決となり、更に上告したが遂に一二年六月二一日上告棄却となって原判定が確定したのであった。

中央政界で問題となったのは、砂田重政代議士が時の潮内相に対し、これに関係してその事実を質したものであった。

これら治安にかかわる警察官の定員は、明治中期から昭和初期にかけてはあまり変わっていない。その状況は次の数字が物語っている。

。明治二一・一二・三一現在定員

七戸警察署 警部一 巡査一〇 雇三 計一四

。明治三四巡查定員

七戸警察署 部長二 内勤二 外勤九 特務二 刑事一 計一六

。大正一五・四・一 巡査定員

七戸警察署 部長二 巡査一三 計一五

。昭和一三・一二・三一 現在定員

七戸警察署 警部一 警部補一 巡査部長一 巡査一四 計一七

青森県内に於ける警察官一人の配置に対する人口比は、次のようになって見れば、これもうなずける
ところである。

明治二十一年（一八八八） 一六六七人

明治三四年（一九〇一） 一四四二人

大正一四年（一九二五） 一六一六人

(5) 終戦前の警察

昭和の初頭から終戦にかけての二〇年間は、まさに悪夢のような激動の一時期であった。

昭和二年の全国あげての金融恐慌に幕を開け、昭和六年の満洲事変、昭和七年の上海事変、更に昭和一二年の日華事変へと転落の傾斜を強め、昭和一六年遂に第二次世界大戦へ突入、そして昭和二〇年予想だにできなかった敗戦という試練を経て、悪夢の幕を閉じることとなったのである。

この間の警察は、戦時警察体制をとってよく銃後の治安維持にあたった。とくに軍需物資増産のための労務管理、国民徴用令による労務調整、賃金統制による指導取り締まりの任に当たり、耐乏生活を余儀なくされた国民

生活ながら、不正排除に大きく貢献したものであった。又警防団を主管し隣組防空体制の指導に当たるなど、銃後の民心安定に大きな足跡を残したものであった。

この頃の警察署の担当区域は昭和一〇年（一九三五）一月に定められたもので、七戸町・天間林村・浦野館村（上北町）・大深内村の四カ町村であったが、戦後三本木市（後十和田市）への大深内村合併により二町一カ村となり現在に至っている。

(二) 現代警察制度の変遷と治安

(1) 民主警察の発足

昭和二〇年八月一五日正午、「時運ノ趨ク所堪ヘ難キヲ堪ヘ忍ヒ難キヲ忍ヒ以テ万世ノ為ニ太平ヲ開カムト欲ス」という詔勅放送を以て世は一八〇度の方向変換をすることとなった。戦争を勝ち抜く為のあらゆるもの統制はGHQによって急速に撤廃され、警察も戦時警察から平和国家建設のための所謂民主警察に切り変わった。

GHQは政府に対して新しい警察組織法を定めるよう示唆し、これに基づき昭和二二年一月八日警察法を公布、翌二三年三月七日から施行された。これは明治以来の警察制度を根本的に改め、従来の中央集権的な警察を英米式に切り替えて、国家地方警察と自治体警察に二分し、民間人によって組織する公安委員会によって管理運営するものであった。

(2) 七戸町自治体警察

自治体警察は、市及び人口五〇〇〇人以上の市街的町村に之を設け、市町村公安委員会の管理の下にその管轄

区域の治安維持に当たり、それ以外の町村は国家地方警察が管轄し、県公安委員会がその運営を管理した。

当時の七戸町は人口一万二〇〇〇余、自治体警察設置の条件に適合していたので、県下三四市町村自治体警察の中にその名を連らねることとなった。

このような戦後措置は、終戦後の一つの課題である地方自治の強化拡充にこたえる施策ではあったが、反面、警察機能保持の上からは、過度の警察力分散はかえって地方自治の健全な発展を阻害し、ひいては国家社会の治安維持に大きな障害を残すのではないかと、懸念される向きもあったことは事実である。

また警察官自身も、せいぜい五・六人から二・三〇人位の人数で、市町村長や議会の下に組み入れられ、地域の治安維持の大任を引きうけることに危惧の念を抱き、切替任用のときには、自治体警察志願者は全体の一割にも満たない有様で、「自治体警察に行けばやめます」という人々も出たという。

そんな空気の中にあつて、とにもかくにも自治体警察は発足を見たのであるが、七戸町では町当局・公安委員会・町議会三者一体となつてその創設にあたり、一般町民の理解を得ながら、初代田中盛三署長の苦心経営によつて順調なすべり出しを見たことは幸いであつた。

自治体警察は、警察法第四三条「市町村長の所轄の下に市町村公安委員会を置き、其の市町村内に於ける警察を管理せしむる」という規定に基づき、三人の公安委員によつて運営されることになつていた。

七戸町では昭和二三年（一九四八）一月二六日公安委員の任命式があり、一年委員に戸館康一、二年委員に川村作兵衛、三年委員に藤嶋均が任命され、藤嶋均が委員長となつた。次いで一月三十一日には田中盛三警部補が七

戸署長の発令をうけ、二月一日に残り全署員の発令があつて、ここに従来の七戸警察署は解消し、七戸町自治体警察の体制が出来上がった。

署長以下警察官一五人、雇四人、計一九人というのがその陣容であつた。当時の七戸町は戸数二二四〇戸、人口一万二四九七人で、警察費は一五四万四九六七円、一戸当たりの負担は平均約七〇〇円にあつてゐた。

このような陣容と経費をもつて一町の治安維持に当たつたのであつたが、世情未だ定まらない終戦直後のことだけに、殺伐なものが多く経済事情の窮乏に伴つて社会秩序も極めて混乱し、各種の犯罪も凶暴化集団化の傾向を示している時であつたので、その取り締まりと治安確保には、多くの困難を来たしたことは想像に難くないところである。

因みに、当時管内の指導取り締まりの対象となるものは凡そ次のような状況にあつた。

- 1 料理店 四軒 接客婦 一二人
 - 2 カフェー 三〇軒
 - 3 鉄砲所持者 一〇人
 - 4 刀剣所持者 一五人
 - 5 自動車車輛数
- イ 貨物自動車（自家用） 八輛
- ロ 〃（営業用） 四輛

- ハ 乗合バス 三輛
- ニ 消防自動車 三輛
- ホ 小型自動車 六輛

6 自動車運転者数 普通八〇人 小型六人

7 自動車事故件数（昭和二三年） 八件

8 荷馬車台数 一五〇台

9 犯罪件数（昭和二三年一月～二月）

種別	成人	少年
殺人	二	一
強盗	二	五
窃盗	七二	三一
恐喝	一	
詐欺	三	
住居侵入	二	
計	八二	三七

間にきかれるような有様であった。因みに、

このようなことからこの自治警・国警の両立制度は幾多の問題を抱え、特に警察力の弱体化と自治警設置町村に与える負担過重等の理由で、自治警返上論が続出するに至った。ちょうどその前年には画期的な義務教育の六・三制度が発足したばかりで、その対応もままならぬ所へ、追い打ちをかけるような自治体警察の設置となったわけで、入場税などの税の移譲も行われはしたものの、七戸町としては必要経費の三分の一にも充たず、よって一部には株式組織の新劇場を建設し、それからの税収を警察費に充ててはという意見も巷昭和二三年度に於ける警察費決算額は二二四万二二六九円で、実に

町総決算額の一七・八パーセントを占めていた。

このようなことから、昭和二六年（一九五一）六月四日第一〇国会で警察法の一部改正が行われ「町村の自治警察は、住民の投票により廃止できる」こととなった。

これによって七戸町では同年七月一〇日、七戸小学校を会場として町議会警防委員会主催で自警存廃問題公聴会を開いた結果、遂にこれを廃止することに方向が定まった。

(3) 七戸警察署とその現況

この前後に於いて中央・地方ともに自治警存廃の意見が錯綜して、論議がたたかわされたのであったが、昭和二七年四月、連合国の桎梏を脱して待望の独立をかち得たことにより、同年一二月警察法の一部改正に基づき、七戸町警察署は廃止となり、翌昭和二八年一月一日をもって国家地方警察七戸地区警察署が発足しその管轄区域も旧に復した。

昭和二九年七月一日には全面改正に近い新警察法が施行となり、国警・自警ともに全面廃止、新たに県警として生まれ変わったのであるが、それに伴って名称も七戸警察署となった。

なお、昭和三〇年二月管轄下の大深内村が三本木市へ編入となったため、その管轄区域は七戸町・浦野館村・天間林村の一町二カ村となり現在に至っている。

なお、城内にあった旧庁舎は老朽と狭隘のため、昭和四〇年一二月に現在地の字笹田川久保二〇番地二に新庁舎を建築移転した。



現警察署庁舎

定員については、その管轄区域の拡大と警備体制の必要からかなり大幅の増員となり、昭和二九年（一九五四）六月二十九日の県条例「青森県警察職員定員条例」によると次のようになっている。

七戸警察署 警視一 警部一 警部補二

巡査部長七 巡査二〇 一般職員六

計三七

なお、最近五カ年間に於ける七戸警察署管内に発生した犯罪の状況は次表の通りであるが、ますます複雑多様化していく世相の中にあつて、交通の指導取り締まりを含めて、一般犯罪の予防と検挙に、少ない定員ながら万全の体制をもって対処している現状である。

第一篇 文化、福祉・官公衛・公安・運輸・通信・医療等

第47表 犯罪発生状況（七戸警察署管内）

		昭和51年	昭和52年	昭和53年	昭和54年	昭和55年
凶 悪 犯	発生件数	—	3	—	3	2
	検挙件数	—	3	—	2	2
	検挙人員	—	3	—	2	2
粗 暴 犯	発生件数	17	8	16	20	4
	検挙件数	17	8	16	20	4
	検挙人員	24	13	18	28	5
窃 盗 犯	発生件数	26	43	62	77	80
	検挙件数	20	34	44	64	61
	検挙人員	22	24	27	29	14
知 能 犯	発生件数	4	10	5	14	1
	検挙件数	4	3	1	9	—
	検挙人員	2	2	1	2	—
そ の 他	発生件数	5	10	4	2	1
	検挙件数	5	10	4	2	1
	検挙人員	5	10	4	2	1
総 数	発生件数	52	74	87	116	88
	検挙件数	46	58	65	97	68
	検挙人員	53	52	50	63	22

第二章 福祉・官公衛・公安・運輸・通信・医療等

		七戸警察創設以来の歴代署長は次の通りである。(『青森県警察史』による)(昭・五七現)																										
工藤	高橋	川口	芳賀	三戸	生島	三上	岡本	一戸	間山	松山	戸出	高木	都賀	丸山	野田	山崎	松下	柴田	森田	加藤	野呂	吉川	北村	才神	吉田	氏家	三上	須藤
景一郎	嘉四郎	弥作	左一郎	慶助	朝太郎	慶吉	義雄	興郷	俊助	武平	一幸	操	一学	精	水門	能嗣	賢之進	英隆	彦八	作太郎	亥三郎	恵太郎	誠一	金松	栄吉	喜美治	重五郎	藤太郎
(〃 4・8・10より)	(昭和2・8・5より)	(〃 15・4・17より)	(〃 14・5・15より)	(〃 13・2・27より)	(〃 10・11・17より)	(〃 8・3・1より)	(大正5・2・15より)	(〃 43・12・26より)	(〃 35・12・17より)	(〃 31・12・より)	(〃 27・11・14より)	(〃 26・11・13より)	(〃 20・より)	(明治8・より)	(明治15・より)	(〃 26・5・21より)	(〃 27・6・11より)	(〃 31・6・より)	(〃 32・3・28より)	(〃 41・12・26より)	(大正3・10・2より)	(〃 7・3・25より)	(〃 8・7・7より)	(〃 11・7・18より)	(〃 14・5・3より)	(昭和2・1・26より)	(〃 3・7・18より)	(〃 5・5・31より)

第一篇 文化、福祉・官公衙・公安・運輸・通信・医療等

和田昌治	野呂光正	斉藤富貞	宮本儀助	上田勝夫	風晴善一	田中盛三	安田勝巳	伊丸岡千代治	黒滝亀作	鎌田喜三郎	中山権八	石川源太	藤本清太郎	米沢鉄五郎
(昭和44・3・29より)	(昭和39・3・16より)	(昭和35・3・14より)	(昭和29・10・31より)	(昭和29・3・27より)	(昭和28・1・1より地区警察)	(昭和23・2・1より自治体警察)	(昭和21・12・9より)	(昭和20・11・24より)	(昭和18・2・24より)	(昭和14・12・8より)	(昭和12・6・18より)	(昭和10・5・30より)	(昭和7・8・12より)	(昭和6・6・1より)
貴田義一	山脇美樹三	木村秀之助	寺田正男				渋谷嘉七	寺山正義	太田義雄	成田万三	本間徳太	野呂竹四郎	三上勇蔵	神莊太郎
(昭和46・3・1より)	(昭和41・11・24より)	(昭和37・10・1より)	(昭和34・3・7より)				(昭和22・11・15より)	(昭和21・5・2より)	(昭和19・10・5より)	(昭和17・1・17より)	(昭和13・9・28より)	(昭和11・3・27より)	(昭和9・4・6より)	(昭和7・1・6より)

稲見忠治	(〃 48・3・10より)	白川信一	(〃 51・3・15より)
寺嶋功	(〃 53・3・7より)	高橋俊逸	(〃 54・7・2より)
高西清志	(〃 56・3・2より)		

二 消防

(一) 消防組織の変遷

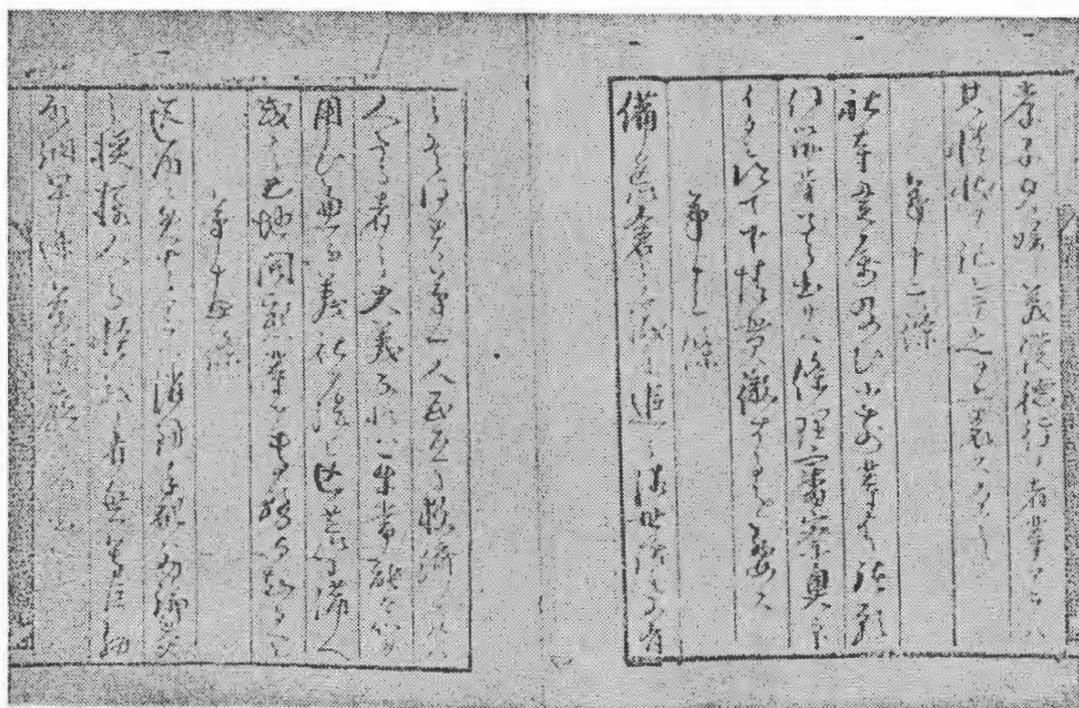
(1) 明治・大正時代の消防

消防の使命とするところは、「火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命身体及び財産を火災から保護すると共に、水火災又は地震等の災害に因る被害を軽減し、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資すること」にある。

七戸町の消防団は昔から時代によって、その指揮系統や組織の面に於いてもいろいろと変遷を重ね今日に至っている。

藩制時代のことは殆ど詳らかに出来ないものであるが、恐らく他の町と同じように、役人の指揮する消防組織があり、それに民間の火防組程度のものがあって、水火災に備えていたものではなからうか。

明治五年（一八七二）八月二六日、七戸支庁より各戸長にあてて発した「各区役人職掌規則」の第一四条に次のようにある。



規則掌職人役

区内ニ失火アラバ消防手配ハ勿論失火ノ模様人馬怪俄ノ有無等巨細取調早速管轄庁へ届出ベシ
 これで見ると、やはり戸長は何らかの消防手段をもっていたことが察せられる。

七戸消防組の濫觴は明治一四年（一八八一）頃、当時各方面の指導的立場にあった上崎光一郎という人物が消防設備のないのを遺憾とし、有志と相計り奔走の結果、公立七戸消防組が組織され、青岩寺に於いてその発会式が挙行されたところに始まる。これは、い・ろ・は組をもって編成され、水火災の際の警防に任じたものという。一説には、このい・ろ・は組は、い・ろ・は・に組の四班編成であり、い組は三町内、ろ組は小川町川向、は組は四町内、に組は向町であったという記述もあるが、そのへんは定かではない。

やがてこの消防組織は年を経て次第に自然消滅の途をたどり、い組のみが僅かに存続の形をとっていたので、この有様を嘆いた盛田左登見は、有志を糾合して約四〇人の同志を

得、私設消防組を組織してこれを魁組と称した。一方い組も、ろ組と合体して改組の上、義勇組と称し、ここに二組の消防組が共に警察署長の指揮下に入り、その補助機関として村内の治安警防の任に当たることとなった。明治二三年には消防力強化のため村当局から新型の腕用ポンプを備付けてもらい、大いに意気があがったものようである。

明治二七年二月一〇日に勅令第一五号をもって国の消防組規則が公布され、七戸ではこれに即して同年七月一日、七戸村消防組を組織し、初代組頭に盛田左登見が任命された。

明治三五年九月一日には、町制施行となるに伴い組名も七戸町消防組となった。

明治三五年一〇月一日には野辺地俊夫が二代組頭となり、次いで大正二年（一九一三）（月日不詳）盛田盛が三代組頭に、大正六年五月には盛田重兵衛が、大正一一年一月一四日には五代山本勇吉がそれぞれ組頭に任命され、昭和の世代に続くこととなる。この間組織体制も順次整い、装備も充実に向かっていったことは言うまでもない。

(2) 昭和（四二年以前）時代の消防

消防活動が組頭の統率する消防組によって行われる態勢は、現代に入ってもしばらくそのまま続くことになるが、昭和一二年（一九三七）日支事変の勃発によって、内外ともに緊迫した情勢となって来、これに即応して消防組も体制を立て直す必要を生じ、警防団に改組して臨戦体制に入ることとなった。七戸消防組は昭和一四年四月一日七戸町警防団となる。

警防団は所轄警察署長の指揮下に入り、水火災の警防は勿論、平常時における夜警その他の治安用務に当たることになっていった。監閲式は県警察部長臨席の下に、警察署長の指揮を受けて行動するのである。

しかるに昭和二〇年苛烈な戦争を経て民主国家となった我が国は、国家権力の象徴として、深く国民生活の内部にまでも関与してきた警察力からの消防の離脱を求められることになった。この趣旨から昭和二二年消防団令の公布に伴って、この年の七月二八日七戸町消防団が組織せられたのであった。

越えて昭和二三年三月七日、新しい消防制度の根幹ともなる消防組織法が施行されたのであるが、時を同じくして、自治体警察制度をとり入れた新警察法も施行されることとなり、これによって消防は警察との縦の系統を脱して、協力という横の連絡のみを残すこととなったのである。

消防組織法には「市町村は当該市町村の区域に於ける消防を、十分に果たすべき責任を有する」と規定されており、市町村はその区域内の消防に関して完全なる権限を有すると共に、これを十分に果たすべき全責任を負わされている。

先ず町に消防の推進機関となる消防委員会が設けられ、この委員会の選定推薦した団員を町が任命し、団は団員の互選によって団長、副団長を選んで町長が之を任命し、更に団長は団員中から町を地域的に分けた三カ分団毎に、分団長・部長・班長・常備員を選任することで団の構成を整える。

消防団の最高責任者は町長であり、町長は消防長として団の指揮監督を行った。また地域的に分ける三カ分団の区分は次のとおりである。

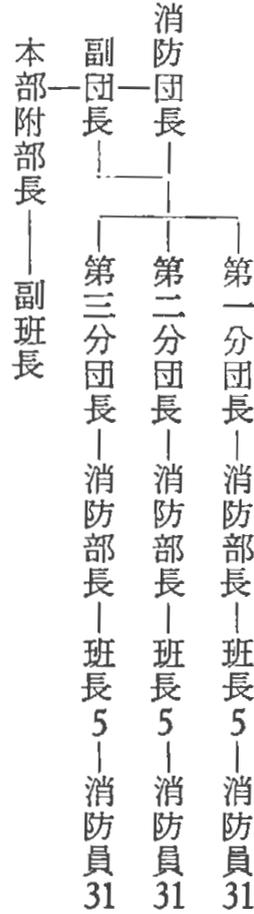
第一分団 下町・横町（山根・城内・本町・寺門前）・新町・北口・新地・袋町

第二分団 向町・川原町・新川原・南浦

第三分団 蒼前・太田野・川向・小川町（下川原・柳町）

なお、各部落は部落毎の自治的組合による消防活動を行った。

団の構成を図示すると次のようになる。



常備員は各分団に所属するが、平常は常備屯所に勤務し、副団長の監督を受ける。

設立当初自衛防衛組織であった野々上は、その後昭和二六年八月一日に第四分団として正式に消防団の仲間入りをし、更に昭和五六年一〇月一日をもって倉岡地区に第五分団が設立され、現在の体制を整えるに至った。

大正末期から昭和初頭にかけて勤めた第五代組頭山本勇吉の後をうけて、第六代組頭小原平右衛門が昭和一年一月一日に就任した。消防組が時代の要請をうけて警防団に衣替えしたのが昭和一四年四月一日、小原氏はこの年の二月二五日に町長に就任しているので、町長は即警防団長となったものである。

以来小原団長は町長在任期間を警防団長として勤め、終戦の翌々年町長を辞した後、第七代警防団長盛田正太

郎に引き継ぐことになる。

盛田団長の就任は昭和二二年一月二五日であるが、就任後間もなく昭和二二年五月一日消防団令の改正があり、七戸町警防団は同年七月二八日に新たに組織替えを行って七戸町消防団となったのである。

以後、昭和二八年六月一三日から第八代団長に中野吉十郎が、昭和三〇年五月一七日から第九代団長に立石健二が、更に昭和四四年八月一日から第一〇代団長に盛田喜平治が就任して現在（昭和五六年）に至っている。

(3) 現在の消防

消防業務が一部事務組合方式で対応されるようになったのは、昭和四二年からである。

時代の進展と共に、国民生活も都市化・多様化し、火災による損害も飛躍的に増大の傾向にあるのに、一方これに対応した消防力を常備化・広域化・機械化していくことは、財政上大きな負担となり、従って町村単独で処理するよりも、より合理的・能率的・経済的な方法として一部事務組合が合意され、発足することとなったのである。

七戸町・上北町・天間林村三カ町村で「七戸地区消防事務組合」を設立したのは、昭和四二年（一九六七）二月二八日のことである。本部事務所は七戸町字七戸三五の一（旧役場内）に置き、同所に「公立七戸消防署」を置くと共に、上北町・天間林村にそれぞれ分署を設けた。本部事務所は同年一二月七戸町字影津内三四の現在地に庁舎を新築、これに移転した。次いで翌四三年一月一日東北町が加入、同じく分署を置いた。

なお組合の名称は、昭和四四年五月一七日火葬場を設けたことによって「七戸地区消防衛生事務組合」となり

更に昭和四七年四月一日「碎石施設モーターグレーダー管理組合」、「中部上北教育事務組合」、「中部上北病院老人福祉事務組合」と統合することによって、「中部上北広域事業組合」の防災施設となり今日に至っている。

事務組合統合後の歴代消防長及び消防署長は次の通りである（昭和五六年四月現在）。

。歴代消防長

代	氏名	就任年月日	在職年数	備	考
初代	中野 吉十郎	昭和42・4・1	7	昭和49・4・11退任	
二代	竹内 与三郎	〳 49・4・12	3	〳 52・3・31〳	
三代	蛭名 武志	〳 52・4・1	2	〳 54・3・31〳	
四代	蛭名 文雄	〳 54・4・1		前上北町消防団長	

。歴代消防署長

代	氏名	就任年月日	在職年数	備	考
初代	蛭名 武志	昭和42・4・1	10	消防長に昇任	
二代	市ノ渡 福蔵	〳 52・4・1			

また、団員の数は昭和二二年消防団組織時は定員一三〇人であり、昭和五六年の現在は消防本部職員七人、七戸消防署消防職員二五人、七戸消防団員一〇五人となっている。

消防団員の階級別内訳は次の通りである。

団長一、副団長二、分団長四、副分団長四、部長七、班長一五、団員七二

(二) 施設と装備

消防の屯所は、最初七戸町字七戸二番地（現在町駐車場）に置かれたが、昭和二五年一〇月筋向かいの字七戸三五番地一（現役場敷地内）に新築移転した。

やがて昭和四二年二月に七戸地区消防事務組合が設立され、同年一二月には七戸町字影津内三四番地に現庁舎が完成、移転した。

戦後警防団が改組して消防団となった当時の施設と装備については、凡そ次のようなものであった（昭和二四年）。

- ・常備消防屯所（城内）……望楼と警鐘を施設し、自動車三台を置く。
- ・第一分団（袋町・病院前）……小型ガソリンポンプ一台。
- ・第二分団（新川原・佐野家横）……腕用ポンプ一台。
- ・第三分団（川向・堤ソバ）……小型ガソリンポンプ一台。
- ・警鐘台……二カ所（川向・向町）。
- ・ホース乾燥台（城内・旧警察署前）
- ・吸水施設（七戸橋上）
- ・消火用水

イ、用水堰利用

- ・大堰ならびにその支線

- ・向町、川向の農耕用水堰

ロ、用水池利用

- ・川向の小堤

- ・旧蚕業試験場横の堤

- ・柏葉町お城の堀

- ・家畜衛生試験場貯水槽

昭和四二年消防事務が広域化されて以来、その施設と装備は急速に近代化・高度化され、昭和五六年四月一日現在七戸消防署管内の状況は次のようになっている。なお広域管内の消防力については、職員数を除きその装備は基準どおり又は基準を越す充足率となっていることは心強いことである（昭和五六年四月現在）。

普通ポンプ車 二台 水そう付ポンプ車 一台 化学ポンプ車 一台

小型ポンプ(ポンプ積載車) 二台 救急車 一台 指令車 一台

防火水槽 二〇カ所 消火栓 一三〇カ所 自然水利 四区域

プール 四カ所

この中には、その後第四分団として新設された野々上地区の装備も含まれている。

(三) 災害

(1) 戦前の災害

近世に於ける大火災で、古いものは天保九年（一八三八）三月一六日夜南町から出火、市街地の大半を焼失せしめた火災であろう。或る記録には次の通り記されている。

天保九年ト記憶ス旧三月一六日夜四ツ時南町ヨリ出火、川原町・川向・城内ノミヲ残シ焼キ尽シタリ市ノ七分通り

この時青岩寺も炎上した。

明治二五年（一八九二）七月一五日上北郡役所より火を発し、悉く烏有に帰した。これがやがて郡役所の三本木移転陳情のきっかけとなり、一悶着あった後、翌二六年一五二八円の費用を投じて新庁舎を新築し、七戸村存続に決まったという。

今でも七戸の大火記念日として行事のもたれている四月九日は、明治三二年（一八九九）に起った大火災の日である。

この火事は午後六時半頃新川原から出火したが、一五メートルの西風にあおられて忽ちの中に燃え広がり、火元が燃え切らぬうちに小川町方面に延焼、午後九時までの二時間半の間に、小川町・下町・下川原・袋町の一六〇余戸を舐めつくしたというから、如何にすさまじい火勢であったかが想像できる。これに対する装備はと言えば、僅かに四ツ車付手押しポンプ二台のみ、専ら破壊消防にたよって必死に延焼を食い止めようとするだけの有様。九時近くなってやっと強風も収まりかけ、三本木消防組の応援による破壊活動も効を奏して、さすがの猛火も浜幾方の文庫蔵を境にして午後一時過ぎ鎮火させることが出来た。



十勝沖地震被災の状況

この火災による罹災戸数は、新川原二八戸・柳町四戸・下川原一九戸・南町一戸・小川町四一戸・下町三五戸・袋町二六戸・横町八戸で計一六二戸、九九四人の罹災者を出した。当時はどの家も大世帯で、中でも次のような罹災者数の多い家が記録されていて興味をひく。

横町 田中孫助家一四人、 袋町 大浦市太郎家一三人

下町 浜中幾治郎家一〇人、下町 盛田喜平治家二二人

下町 川村作兵衛家一五人、下町 盛田庄兵衛家一二人

小川町 浜中善右衛門家一七人、

小川町 坂本辰之助家一四人、下町 米沢与助家一二人

大正七年（一九一八）三月二八日名刹瑞竜寺が全焼した。

この寺は寛文九年（一六六九）五月二日に一度火災に遭い、

「殿堂残らず焼亡、古来の什宝・記録等も焼失」（『瑞竜寺史』）したというから、創建以来二度の災禍を被ったわけである。

この三月二八日は旧暦の二月一五日にあたり、寺では涅槃会が催された日の夜半、庫裡から出火して僅かに山門、弁天

堂を残すだけで、本堂・庫裡・観音堂及び鐘楼等を全焼した。この時の寺の規模は、本堂一四間四面、庫裡東西一二間・南北八間、開山堂東西三間半・南北二間半、衆寮東西七間・南北五間、地藏堂東西二間・南北一間、鐘桜二間四方などと、かなり大きなものであったことがうかがわれる。

なお、時の住職は二四世王三円収和尚であった。

(2) 戦後の災害

戦後七戸町に発生した大火が三件ある。昭和二〇年（一九四五）の袋町大火、昭和二三年の作田大火、昭和四年の蒼前大火であるが、何れも終戦直後の年代に属し、それ以後は大火の発生を見ていない。これは装備の充実、防火思想の向上等と共に、地域環境の整理、生活の充足等によるものと思われる。一〇戸以上焼失した大火の状況は凡そ次のようなものである。

年月	項目	発火時刻	発火場所	風向・風速	被災戸数	備考
昭和12・4・18		0・50	七戸町影津内	不明	一〇戸	損害不明
〃 20・5・8		0・20	袋町	西・一〇米	一〇〇戸	死者一人 損害一〇八万円
〃 23・5・12		0・40	作田	南西・一五米	一三戸	損害一、五三六万円
〃 24・5・8		0・30	蒼前	南西・五米	一七戸	損害一、二〇〇万円

昭和四三年（一九六八）五月一六日午前九時四九分、突如として襲ったマグニチュード七・八、震度5の大地震は人々を恐怖のどん底にたたき込んだ。これはマグニチュード七・九という関東大震災に匹敵する規模のもの

で、「一九六八年十勝沖地震」と呼ばれ、東北・北海道を中心に大きな災害をもたらしたものであった。これによって県下各地に家屋の倒壊や火災、地すべり、土砂くずれが発生、海には津波が襲って多数の船舶の座礁・沈没が相つぎ、陸には道路決壊、鉄道・電信電話・送電線等の途絶、配水管破裂による断水など、人々は生命と生活の不安におののいたものであった。

こういう中において七戸町の被害は比較的軽く、およそ次表のようなものであった。

死 行 方 不 明 者	負 傷	全壊・全焼・ 流失	半壊・半焼	一部破損	計	被 害 額
〇	一	二棟	八八棟	五五五棟	二、 六四五棟 六八四人	一〇、一九〇万円

過去の火災件数記録を摘記すると次のようになっており、幾分増加傾向のようにも見られるが、最近数年間の推移を見ると、年によって多少の増減はあっても、殆ど横這い状態にあるということが出来るようである。

年 度	火災発生	小火発生	山林火災	そ の 他
昭和 二八	二件	三件	一件	応援六件
〃 三〇	二	三	一	〃 二件
〃 四五	一〇		二	〃 一件
〃 五〇	六	四		
〃 五五	八		三	

(四) 救 急

救急車が七戸消防署に配置されたのは昭和四三年のことであるが、その後の活用度は極めて大きく、災害・事故・急病人の時など大いにその恩恵を受けているのである。

中部上北管内には七戸署と東北分署に各一台の配置であるが、その昭和五五年に於ける町村別の救急出動状況を見ると次のようになっている。

項目	町 村	
	七 戸 町	上 北 町
出 場 件 数	二二七	一一五
救 急 件 数	二〇四 (二二)	一〇一 (一四)
搬 送 人 員	二二一	一〇六
		一六二
		一五七 (五)
		一一一
		一〇二 (九)
		一一八
		三

(カッコ内は不搬送数)

また、同年度における七戸町内の種別毎件数は次表の通りであり、これは年を追う毎に増加の傾向にある。

項目	種 別	
	交 通	労 働
出 場 件 数	三七	三
救 急 件 数	三五 (二)	三
搬 送 人 員	四一	三
		八
		二四
		一
		九七 (四)
		三七
		二二一

(カッコ内は不搬送数)

(五) 表彰

七戸消防団は非常時における警防活動や救急活動、また平時における予防活動等、すぐれた実績を示しているから、各方面からの表彰歴も多いのであるが、戦後におけるその主なものを挙げると次のようなものである。

昭和二八年二月一日 日本消防協会竿頭授受賞

昭和三七年三月一日 日本消防協会会長表彰旗受賞

昭和三八年五月 七日 青森県消防協会会長表彰旗受賞

第四節 運輸

一 明治初期の道路事情

旧藩時代、道路の管理維持は主に地方住民の手によって行われた。幕藩の高官方の巡察時には念入りに手を加え、表に小砂利などを敷いたものだという。勿論これらはみな上役人からの達しによるところであり、これを指図するのは肝入や後の戸長の役目であった。

明治八年（一八七五）三月七日の太政官達第二九号の行政警察規則によると、次のような条文が見られる。

第二章 邏卒勤方之事

第十条 往来筋ノ妨害トナルヘキ物ヲ見ルトキハ速カニ之ヲ取除カシムヘシ

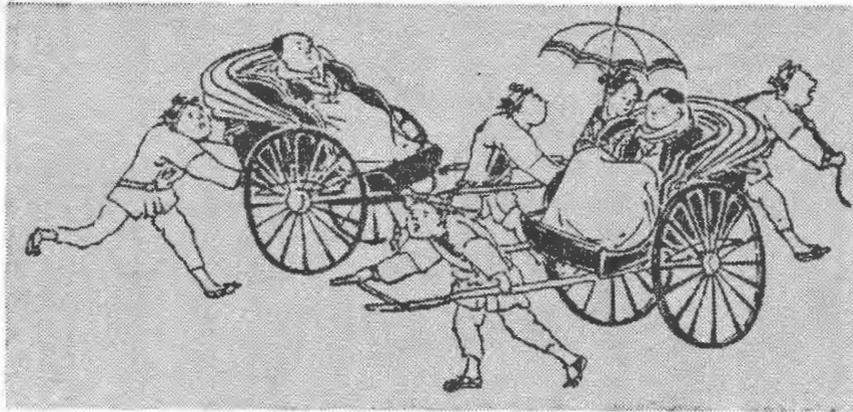
第十一条 道路ノ荒蕪溝渠ノ游塞及不潔物アレハ之ヲ戸長ニ告ケ掃除ノ手續ヲナスヘシ

明治新政府が出来てからは各藩の関所はとり払われ、諸道の関門も交通自由となったため、人の往来、物資の輸送が急激に増大し、それに伴って道路の改良も急務となったものの、当地方に於ては道路行政としては殆ど見るべきものがなかった。明治五年太政官布告をもって「道路掃除令」が出されたがこれも道路の改良管理というには程遠く、単に掃除したり、水はけをよくする程度のものであったようである。

この年本県では「路傍松並木の保護」について布令を出しているが、これは立木の松脂を灯火用とするために削りとり、遂には生木を倒すに至る不心得者が跡を絶たないから嚴重に取り締まるようにという事であるが、今日方々に松並木の残されているのはこの達しのおかげかも知れない。

明治九年七月一二日、明治天皇東北ご巡幸のとき七戸にお泊りになられたのであったが、そのとき東京日々新聞記者が本社に書き送った随行記事に、この地方のことを「茫茫千里一色の荒原」と形容し、「七戸駅は……実に蕭々たる山駅にて、差したる産物もなく、只近在より出で来る人々を客とするのみ……」と紹介しているのを見ると、今から一〇〇年前の町の姿が想像されるのである。

当時太政官布達によって、東京日本橋から七戸を通り青森浜町に至る函館道は、国道一等に格付けされていたので、まだしも幾らか整備の手も行き届いていたろうが、一步枝道に入るとお話にならない有様ではなかったろうかと思われる。



人力車（『世界百科辞典』より）

二 交通運輸機関の発達
(一) 交通
人力車

昔の駕籠にとって代わったものに人力車がある。人力でひく二輪車であるが、明治二年（一八六九）東京の和泉要助らが考案し、翌三年東京府が「人力車渡世許可」を与えて開業したのが始まりという。初めは大八車に四本の柱を立て、日おおいを固定しただけのものだったが、後には開閉自在のほろをつけたり、車体にスプリングを取り付けたり、次第に乗り心地のよいに改良を加え、明治も末期になると車輪の鉄輪に代えて空気入りゴムタイヤとして快適な乗り物となった。英国・フランスを始め諸外国にも輸出され、「リキシャ」の名で世界に通用した。

人力車が青森県に入ったのが明治六年、（青森浜町・八台）その便利さが買われて同一一年には県内六〇〇台を数え、大正一〇年（一九二一）には殆どゴム輪人力車となって県内広く走りまわっていた。

明治四四年の調べでは七戸町に八台の人力車があって営業していたというし、大正一〇年には人力車組合が設立されている。

明治も一〇年代となると道路行政にもようやく手が届くようになり、諸所に新道が設けられたり、道路・橋梁等の改修が行われるようになり、それに伴って交通も頻繁となって来たので、その円滑な交通と危険防止のために、明治二〇年、県は「街路取締規則」を定めて青森・弘前・八戸にのみ施行したが、同じく三一年に至って県内四二市町村に適用されるに至った。七戸村もこの中に含まれているが、これはそれだけ交通上の問題があったということであろう。この規則の第六一条に「街路ニ於テ看護人ナク三年未満ノ小児ヲ遊歩セシメ又ハ遊戯ヲ為サシムベカラズ」とあるのは、今日の交通事情とは比較にはならないけれども、やはり事故が心配されたことであつた。ちなみに、この時代の交通事故は荷馬車によるものが最も多かつたといわれる。

(2) 乗合馬車

乗合馬車が本県に入ったのは明治一二年（一八七九）、当初三台だつたのが、明治二〇年には県下に七五台に増えている。

七戸では明治三五年四月乗合馬車組合が設立され、七戸・三本木間と七戸・沼崎間を走り、人々にその便利さを喜ばれている。

明治四四年の調べによるとその時の乗合馬車の台数は五台、大正一二年に至って一二台となり、昭和初頭乗合バスが出来てからも、人力車と共に人々の足となって活躍したものであつた。

明治四五年七月一〇日刊行された『上北郡の乗』に七戸までの交通について、次のような紹介記事がある。

交通

汽車を捨て、七戸町に至るの停車場は三あり沼崎・乙供・千曳之れなり。而して沼崎及千曳駅には共に七戸に至る定期馬車あり又人力車数十台共に行旅の便に備ふ

定期馬車	
七戸沼崎間——往復十回	乗車賃片道三十五錢
千曳七戸間——〃八回	
七戸三本木間——〃四回	〃 〃 三十錢

(3) 自動車

わが国に最初に自動車の入ったのは、明治三十三年（一九〇〇）米国製蒸気自動車だったというが、明治四〇年ようやくガソリン自動車第一号が国内生産されてからは、次第に国内に普及していった。

自動車が始めて青森県人の目に触れたのは明治四三年、外人の運転する車で、自力で走る車の姿にど胆を抜かれたということであるが、翌々年の大正元年一〇月には八戸自動車株式会社の手によって、八戸・鮫間の旅客輸送営業が開始された。

その試乗記に

緩急、屈折、逆行、停止等自由なれば殆ど危険なく……実に文明の利器たり。

とあるがその二〇日後に自動車による最初の交通事故を起している。もっともこれは被害者・加害者双方の不馴れによるところでもあったろうか。

大正から昭和初頭にかけて自動車も漸次普及していったが、何分にも高価でもあり、その利用も庶民にとって

は楽なものではなかった。

昭和二年（一九二七）発行の『上北新誌』（柴田兄弟編）には次のような広告が載っているのを見ると、一般の人々にもそろそろ利用されてきていることが想像できる。

「皆さんの外出には自動車を召しませ

料金は安くて安全で迅速なる

そして親切な七戸自動車会社の

タクシー部を御利用下さいませ

七戸……沼崎

定期自動車

七戸……千曳

七戸自動車合名会社

上北郡七戸町（電話二四番）

タクシー部

また、昭和九年一二月七戸町役場刊行の『馬のみやこ七戸』という観光しおりには、次のような紹介記事が載っており、鉄道に見離された七戸地方の人々の足として、バスが重要な役割を果たして来ていることがわかる。

〔自動車〕

当町を基点とする乗合自動車は四通八達、貸切・貨物自動車も亦よくとのへ居れり。

三本木行	二十分（五往復）
七戸自動車	
野辺地行同	四十分（同）
乙 供 行同	三十分 東北本線
沼 崎 行同	三十分
千 曳 行同	三十分

〔鉄道〕

総べて自動車によりて、乙供・沼崎・千曳及野辺地駅に連絡し、列車発着ごとに間に合ふ

ちなみに、七戸では合資会社中吉自動車部が大正一三年（一九二四）八月に、七戸自動車合名会社が大正一四年四月にそれぞれ創立、営業を開始している。

タクシーもバスも創業当時から消長あり、統廃合を繰り返して今日に至っているが、昭和五六年（一九八一）現在、七戸タクシーは一六台、縦貫タクシーは一二台で営業、バスは十和田観光電鉄バスの七戸営業所を中心に一〇路線二五台（このほかに青森八戸間の路線）のバスが縦横に走り、地域の人々の足となっている。しかし近時自家用車の急速な増加に伴ってバス乗客数は横這いから次第に下降の傾向にあり、一部不採算路線を生じているので、地方バス路線維持費補助制度上の生活路線として認定され、国及び地方自治体の助成措置をうけて運行されている現状にある。

(4) 鉄道

「七戸町にも鉄道を……」これは明治以来七戸の人々の抱いて来た悲願であったが、この願いがいろいろと形を変えながら、遂に昭和三七年南部縦貫鉄道開通という形で実を結んだ。今ここに至るその経緯を概観してみた。

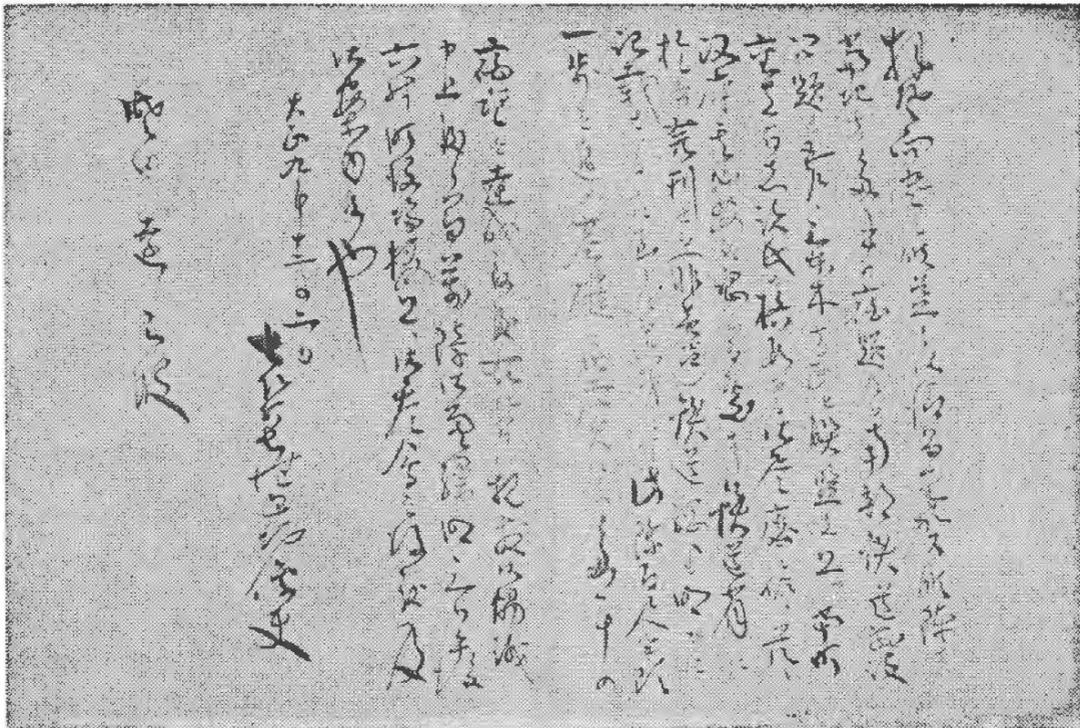
東北本線は日本鉄道株式会社の手によって、起工から九年の歳月をかけて、明治二四年（一八九一）に無事開通まで漕ぎつけ、上野青森間二六時間二五分という、当時としては驚異的な速さでその第一号列車が青森県へ姿を現わしたとき、県民はどれほどの感動をもってこれを迎えたことか。

しかし、この鉄道が国道筋を大きく外れ、東へ回したことによって、それからの七戸地方へ出入りする人々をして交通不便をかこたしめることとなるのであるが、このことは必ずしも後世の人々の言うごとく、住民の反対によってのみ路線の変更を見たものではないようである。

これについては、昭和二六年（一九五一）七戸町制五〇周年に当たって特集された『七戸評論第三号』に「七戸政界五十年」と題する小原第吉の回顧談が載っているが、これは『七戸町史 3』八三四ページに引用済みであるから、これを参照されたい。

東北線建設という国策にそったこの大事業の裏に、このような思わくがあったのかどうか、多少の疑念も抱かれる所であるが、国道筋引き上げの陳情のあったのは事実のようである。

ちなみに地方小私鉄を除き全国の幹線が国有鉄道となったのは、明治三九年三月三十一日、鉄道国有法公布によ



陳情対策協議会の案内状

つてである。

国鉄から見離された七戸の人々は、何とか別の方法によって交通の便を得たいものと、大正三年（一九一四）三月九日関係地方と手を組んで、南部鉄道敷設請願書（五戸と三本木と七戸と千曳）を議会に提出して運動し、同三月二日の衆議院委員会で採択はされたが遂に開花するに至らなかった。

次いで大正十一年（一九二二）一月、今の東北本線のバイパスのような形で国道筋の町村を結ぶ三戸・千曳間の国鉄建設方を、議会に請願するところあったが、これがまた採択となり、同年四月一日公布の鉄道敷設法による建設予定線に編入された。これには関係者の並々ならぬ奔走努力があったのであり、次の一文がこれを物語っている。

拝啓

鉄道敷設法案は御承知の如く目下貴族院特別委員会に

於て審議中に候処昨今同委員会の形勢は依然險惡にして些も樂觀を許し難く反対者側に於ては種々の作戦を抱持し居り此際國論の大喚起に俟つにあらざれば該案の運命容易に逆睹し難く本会に於ては地方各線より上京中の有志代表者と共に部署を分ち連日交々特別委員其他を訪問し、大奮闘を続け居候へ共貴線よりの有志者少数にして今や国民一致の大勢力を示し是非共之が通過制定の実を挙ぐべき最緊要の秋と信じ候間大至急有志陸続御出京被下候様充分の御配慮相煩度殊に新聞紙上に現はれたる端的の報道等に依り樂觀被致候ては國家百年の悔を貽す悲慘の結果に陥り可申実に憂慮措き難きもの有之此際全國を通じて発奮一番相成候様致度此段至急得貴意申候 草々

大正十一年二月二十三日

全國鐵道速成同盟會

殿

なおこの鐵道敷設法第一条によれば、本県関係では①田名部ヨリ大畑ヲ經テ大間ニ至ル鐵道②青森ヨリ三厩・小泊ヲ經テ五所川原ニ至ル鐵道③三厩付近ヨリ渡島國福島付近ニ至ル鐵道④弘前ヨリ田代ニ至ル鐵道⑤三戸ヨリ七戸ヲ經テ千曳ニ至ル鐵道⑥三戸ヨリ秋田県馬内ヲ經テ花輪ニ至ル鐵道の六線が國鉄敷設予定線として指定を受けたのであったが、六〇年を経た今日これら六線の中陽の目を見たのは③の海底トンネルだけ、後は全部“幻の鐵道”となり終わってしまった。

昭和二年（一九二七）発行の『上北新誌』に、「最近地方有志の唱導したる千曳より七戸・三本木・五戸を經

て三戸駅に達する鉄道は、既にその筋の採択する処となれるを以て、他日本線開通の暁は郡下の面目茲に一新し一大発達を見るや必せり。」と言わしむるまで人々の希望をふくらませたものであったが、この夢もあえなく潰え去ったことは残念な事であった。

交通機関の完備によって町の発展を願う立場から、昭和二二年当時の町当局と議会が相はかり、浦野館・天間林・甲地・六ヶ所の四カ村当局と一体となって「省営バス運行期成同盟会」を組織し、その実現に向かって運動を始めた。これは沼崎駅から七戸・甲地を経て六ヶ所村泊に至る省営バス路線を獲得しようというもので、一時は予定線に入るところまで進んだのであったが、これも遂に実現を見るに至らなかった。あきらめきれない七戸の町としては、万一の可能性をさがして、七戸・沼崎間に軌道を通してはどうかと、町議会で真面目に論議され、浦野館村当局や村議会との間でその実現方策が検討されたこともあったが、結局これも夢に終わった。

続いて昭和二七年一月、上北郡町村会の議決に基づき、国鉄敷設のことを関係方面に陳情し、同年三月一五日第一三国会に於て採択されたが、四月二七日の鉄道審議会に於てはこれも外されてしまった。

このように度重なる陳情に期待をつないだものの、その都度夢を破られた七戸の人々は、遂には国に頼らず、自力をもって私鉄を通そうと決意するに至り、昭和二七年七月一〇日には南部縦貫鉄道KK期成同盟会を結成、同二八年一月二二日その発起人会を開き、同年二月五日付をもって関係方面にこれが認可申請書を提出するところまで漕ぎつけた。その申請事由の主なるものに次の二点があった。

1、この路線は曾て国鉄本線として計画されたこともある路線の一部で、将来地方の幹線となるべき重要

なものであること。

2、当地方山沿い地帯の資源開発上急務とすべきものであること（当時ぼう大な埋蔵量を誇る底田砂鉄鉱山が脚光を帯びた時期であった）。

当時もつばら噂にのぼっていたこの鉄道に寄せる地域の人達の期待を、昭和二八年一月八日の東奥日報紙は次のように伝えている。

「離れ島」から解放 千曳―三本木間27軒

雪が少し多くなれば、こと乗物に関する限り、七戸町は全く心細い状態になる。外界をつなぐものは、わずかに東北本線沼崎駅に行くのと、三本木行のバスだけで、他はもつばらテクシー、その唯一のバスさえ大雪ともなれば何日も運休というのが珍しいことではない。そうなったら最後、毎日の新聞はおろか郵便さえ不連続線の一手というわけ。

それにつけてもこの不便解消と町の発展のために鉄道がほしいというのは、何十年来の町民及び関係町村の願いでもあり、それが二十年來つづいて来た南部縦貫鉄道促進運動だった……中略……

かくて当地方長年の夢は、本年に至って実現することになり、巳の年の縁起をかつぎ長さ二七キロの鉄蛇が二本、えんえん千曳から三本木に横たわる工事が始まりそうである。

この申請は順調に運び、同年八月三一日付で千曳―三本木間二七キロメートルの地方鉄道敷設免許が下りた。そこで、昭和二八年二月一八日午後一時から七戸小学校に於て、「南部縦貫鉄道KK創立総会」が開かれた。地域

の人たちの長年見つけて来た夢の第一歩が、ここから始まるかと期待をこめた人々の熱い視線がそこにあった。
総会では次の通り役員が決定された。

取締役社長	苦米地 義三
専務	工藤 正六（七戸町長）
常務	中野 吉十郎（県議）
取締役	山内 亮
	平野 善次郎
	田沼 敬三
	佐々川 清
	沢田 喜代太（天間林村長）
	中野渡 惣一（大深内村長）
	水野 陳好（三本木町長）
監査役	川崎 七五郎（五戸町長）
	吉田 昌三郎（野辺地町長）

資本金は三〇〇〇万円であった。

斯くて、地域の人々の希望を載せてスタートした鉄道が、初めて工事の鍬を打ち込んだのが昭和二九年一二月

一五日のことであったが、いくたの困難を乗り越えて第一期の工事が完成、長年待ち望んだ最初の汽車が走る開通式の行われたのは、昭和三七年一〇月二〇日のことであった。まさに悲願七〇年、夢は遂に実現したのであった。これを見守る七戸の人々の胸中察するに余りあるものがあつたことであろう。軌道は七戸・千曳間、一五・六キロメートルを結び、総工費四億六〇〇〇万を要し、内二億六〇〇〇万は関係地域からの株式出資によつたものであつた。

創業当時の業績は順調で、開業から一月二〇日までの一カ月間の業績を見ると、一日平均乗降客五〇〇人、貨物はリング・馬・林産物・雑穀等二〇〇トンを数えた。

しかし、敷設工事中幾度となく資金難に陥り、開業後は間もなく頼みの綱であつた底田砂鉄鉦山の不振と解散（昭和四〇年四月むつ製鉄解散）が響いて南部縦貫も苦境に立ち、遂に昭和四一年（一九六六）会社更生法の適用を青森地裁に申請するに至つたが、翌四二年三月、四条件の下にこれが認可となつた（『七戸町史 3』八四八ページ参照）。

しかし、これに追い打ちをかけるように昭和四三年の十勝沖地震による甚大な被害と、その後続くオイルショックによる経済不況は、ますます会社の経営を窮地に追い込むようなこととなつて来たが、幸い関係者の懸命な努力が実を結び、鉄道部門の外タクシー営業、沿線町村からの各種委託事業等によつてどうにか経営が成り立っている現状である（昭和五六年）。

なお、国鉄の路線改良によつて廃止となつた千曳・野辺地間の路線を買収し、昭和四三年八月五日以来直接に

野辺地駅へ結んだことによって延長二〇・九キロメートルとなった。これは当初県南地方を縦断する大動脈となることを夢見たことから考えると、なんとも歯がゆい思いもするのであるが、これもまた時勢のおもむくところ、まことに止むを得ないものがあるといわねばならないであろう。

南部縦貫鉄道交通部門の最近における業績は、次の通りである。

第四八表 七戸駅利用状況（貨物部門は後記）

年度	事項	総数（人）	乗車人員	降車人員
昭和五一年	〃	一一、一九二	五、六二四	六、五六八
〃	五二	一三、八九一	八、〇一九	五、八七二
〃	五三	一四、九九〇	六、九一六	八、〇七四
〃	五四	一六、四九五	七、六一八	八、八七七
〃	五五	二〇、四八七	九、三三六	一一、一五一

（南部縦貫鉄道）

なお、昭和五五年度における全線の利用人員は一五五、七〇九人、一日平均四二六・六人、七往復となっている。

「レールバス」の名で親しまれているこのミニ自動車は定員六〇人、朝夕の通勤・通学者の足となっているほか、全国ここだけの「レールバス」とあって、マニアたちの人気を集めて現在も走りつづけている。



南部縦貫鉄道株式会社本社

昭和五六年一月現在における同社の概要は次の通りである。

一、本社所在地 七戸町字笹田四八番地一号

二、役員

更生管財人
兼取締役

青木 猛 二 (元東北開発株式会社理事)

代表取締役社長 浜 中 博 (現七戸町長)

代表取締役専務 大 倉 久

(東北開発株式会社より出向)

取締役 工 藤 敬 一 (現天間林村長)

〃 沼 山 助 内 (現東北町長)

〃 沼 尾 騏 一郎 (現上北町長)

〃 馬 場 春 雄 (現野辺地町長)

〃 富 雄 (現縦貫道路社長)

監 査 役 小 原 恭 平 (現小平商店社長)

三、資本金 四、四〇〇万円

内 七戸町 七、二〇〇、〇〇〇円

青森県 七、〇〇〇、〇〇〇円

四、目的とする事業

青森カイハツ 生コン(株)	五、〇〇〇、〇〇〇円
天間林村	四、〇八二、五〇〇円
東北町	二、五七五、〇〇〇円
その他	一八、一四二、五〇〇円(六九三人)

(1) 地方鉄道業

(2) 旅客及貨物の自動車運送業

(3) 倉庫業

(4) ホテル・遊園地その他娯楽機関の経営

(5) 不動産事業

(6) 損害保険代理業・自動車損害賠償責任保険代理業

(7) 土木建築業

(8) 清掃管理事業

(9) 食品加工管理事業

(10) 前各号に付帯して必要なる一切の業務

(前記の中現在事業化されているもの(1)(2)(8)(9)その他)

五、従業員 一九一人（昭和五七・一・二七現在）

内訳 本社 五人

鉄道部 二二人

自動車部 五九人（タクシー）

特定貨物 一二人（給食運搬）

特定旅客 四人（スクールバス）

委託業務 八九人（清掃・調理塵芥車等）

なお、目下七戸にとって最も深い関心事は新幹線駅舎問題であろう。

県民総ぐるみで待望して来た東北新幹線盛岡以北も、ようやく昭和五六年（一九八一）暮工事施工が本決まりとなり、その中間駅舎が七戸町に決定したという昭和五七年三月三〇日の発表を聞くに及んで、町民はこぞって歓呼の声を挙げ、将来に熱い期待を寄せながら、その一日も早い実現を祈っているところである。

これは将来における南部縦貫鉄道の高度利用とも合わせ、当地方の総合的な振興に及ぼす影響ははかり知れないものがあるであろう。

（二） 運輸

（1） 荷車と荷牛馬車

運輸機関として荷車・荷牛馬車によったのは随分古くからの事であるが、時代の進むにつれて物資の交流の盛

んになるのは当然のことで、道路の改修・開さくに伴ってますます運送業務も増加の一途をたどった。これら素朴な運送機関は、明治・大正を経て昭和も三〇年代まではほとんど運送の主力を勤めていたものであった。これは購入に多額の資金を要することと、冬季間積雪のため使用できないという理由で、トラックの導入が遅れたものである。これもやがて、戦後の経済復興によって急速にトラックにとってかわられることになる。そのへんの消長は次の表によってうかがうことが出来る。

種別	年度				
	明治	昭和	昭和	昭和	昭和
荷馬車	四七台	八二台	三九台	九〇台	
トラック		七五	一七八	四四八	一、九八三

(2) トラック

戸館宰編『欠畑茂平遺稿集』によると、七戸のトラック第一号は欠畑茂平であるという。

欠畑茂平は昭和三年（一九二八）近衛歩兵第一連隊を満期除隊後、帰省せずにそのまま自動車学校に通い、警視庁免許を取得した。そして暮にはトラックを買い、長駆七戸まで運転して帰り、トラック運輸をはじめたのだという。昭和元年の本県トラック台数七というから、そんなものかも知れない。

経済活動の振興は運輸機関の発達を促す。しかし戦時中から終戦後昭和二〇年代の経済の疲弊時にかけては、

依然として軽便で安上がりな荷車・荷牛馬車に頼る傾向にあり、加えて戦争による道路事情の悪化なども、トラック導入を妨げていたものと思われる。

試みに、経済事情の極度に逼迫した戦争直後と、やや回復に向かって来た三〇年近くの県内の自動車台数を比較して見ると、昭和二一年一一二一台に対して昭和二九年一万七〇三台と約一〇倍近くの急速な伸びを見せており、昭和三〇年代からは輸送機関の主流は、荷車・荷牛馬車から次第にトラックに切り替わっていくこととなる。

昭和二七年八月八日、七戸町内某地点に於て調査された交通機関別通行台数は馬車二〇七台、中型トラック九七台、バス八二台、小型トラック二一台、小型乗用車一一台、大型乗用者六台と、荷牛馬車がまだ諸車の半数を占めているのを見ると、そのへんの状況がわかってくる。

今でこそどんな枝道へ入ってもトラック等の難渋するような道路は見当たらなくなっているのであるが、戦時中から戦後にかけては、予算不足と労力不足のために、道路の荒廃が甚しく、車馬の交通でさえ困難を極める有様であったので、トラックによる輸送などにブレーキがかかったものであろう。昭和二三年の町予算ではやっ和三〇万円ほどの道路修理費が盛られ、地元町民の労力奉仕を頼りにして補修をしたということなので、破損の速度にさえ追いつきかねる状況であった。

それがその後着々整備が進められ、昭和五六年現在の舗装率国道は一〇〇パーセント、県道で五〇パーセント、町道では一六・九パーセントに達しており、これに新設・改良等を加えた整備率として見るととき、概ね満足できる程度まで進捗していて、トラック等による運送にはほとんど困難を感じるような事がなくなって来ている。

従って運送手段としての荷車・荷牛馬車は全くその影を消し、昭和五五年現在で町内の貨物自動車数は一三九九台、貨物軽自動車数二八四台が自在に活躍している。

(3) 貨車

また、七戸町への到着貨物・七戸町からの発送貨物は、戦後もしばらくの間は沼崎駅を経由して動いていたのであるが、沼崎駅の貨物取扱停止によって、その大部分は直接にトラック便により、一部は南部縦貫の貨車扱いによって発着している。

昭和五五年度における南部縦貫鉄道七戸駅の貨物取扱状況は、次の通りとなっている。

全線発送・到着総計 三二、八八三トン（一日九〇トン一往復）

外に小荷物 二一、〇〇〇個

七戸駅発送総数 六、三四五トン（農産物を主とする）

〃 到着 〃 六、七三〇トン（化学製品・食料品を主とする）

三 道路交通事情

近年モータリゼーションの進展によって、自動車は急激な増加を見、町内の交通量が著しく進むなかで、これに対応する交通安全施策の限界等もあり、交通事故はその危険度を増す一方であることは、ひとり関係者のみならず一般町民の大きな関心事となっている。

幸い施設の整備についても逐次整い、国道には信号機三基、歩行者用信号機一基、横断歩道橋二カ所、ロードミラー三基が設置され、県道・町道には信号機五基、歩行者用信号機二基、ロードミラー七五基があつて、かなりのところまで行き届いてきている。なにしろ人馬の交通を主とした頃の、昔のままの街路が多く、新時代に即した対応は困難な事情にはあるが、今後は更にきめこまかな整備をはかることが必要であらう（昭和五六年）。

交通事故防止のためには、なんといつても交通安全に対する意識の向上が急務とされるのであるが、町としては交通安全対策協議会、七戸地区交通安全協会、交通安全母の会、七戸町交通少年団（二〇人）、交通指導隊（二〇人）、女性ドライバークラブ（四五人）等の諸団体の活動が警察の指導取り締まりと相俟つてその成果を挙げつつあり、昭和五五年八月二日をもつて死亡事故一〇〇〇日ゼロ運動が達成され、更にその実績を延ばしつつある。

次に掲げる表は昭和三五年以降、七戸町内に発生した交通事故数の摘記であるが、年毎に厳しくなる交通環境の中にあつて、この数字は関係者のなみなみならぬ努力を物語るものといつてよからう。

	年度	
	昭和三五	昭和四五
発生件数	一〇	九一
死者	〇	三
傷者	一七	一一六
	昭和五〇	昭和五一
発生件数	三九	二七
死者	三	一
傷者	四八	三一
	昭和五二	昭和五三
発生件数	一五	三三
死者	一	〇
傷者	一九	四〇
	昭和五四	昭和五五
発生件数	五二	四九
死者	〇	〇
傷者	七五	五六



脚夫（『家庭と電気』290号より）

第五節 通

信

一 初期の郵便事情

近代郵便制度の創始者は、前島密^{ひそか}であることは人々のよく知るところである。

前島氏は天保六年（一八三五）今の新潟県上越市生まれの人、一三歳の時江戸に上って勉学に励み、後イギリスに渡って郵便法を研究し、帰国後は駅頭となり郵便制度の創設に努め、電話とともに官営に統一したこの道の大恩人である。

それまでは他との通信連絡の方法は、飛脚便による外はなかった。

しかし藩と藩の間は大名飛脚によって一度江戸へ送られ、江戸藩邸を経て届けられるので、著しく日数を要したし、庶民の道中飛脚町飛脚も主だった町だけにしか届か

なかつたり代金も高額を要したりで、一般利用は先ず高嶺の花に似たものであった。

新しい郵便制度は明治四年（一八七一）一月二四日、太政官布告によって同三月一日から創業されたのであるがその前年の明治三年に「七戸藩庁内に民事・刑事・藩学・会計・駅、逓の諸係を置く」と、ある資料に見られるので、この駅逓とはたぶん飛脚業者取締の係でもあつたらうか。ちなみに七戸の飛脚業は横町にその店があつたといわれている。

二 七戸郵便局誕生と業務内容の拡充

さて、明治五年七月一日、七戸郵便役所は、青森・弘前・鱒ヶ沢・五戸について、県内五番目に開設された（局番は現在も五番である）。

この郵便役所は、福田林平（福田善八の叔父）が初代の郵便取扱役（後の郵便局長）を申し付けられ、局を七戸村字七戸二〇三番地（横町福善旅館、現成田旅館）に置いた。当時の取扱区域は旧七戸藩全域とし、県の駅逓係の監督を受けた。

当時の輸送方法は人手による継送のほか、主として騎馬によつたもので、後に之が郵便馬車となり、その速達のためには、現今の消防車・救急車並みに、他車に先がけて通ることが許される布令を見たほどであった。

このために、従来の方法では江戸と京都間に一〇日前後を要したものが、僅かに一日半の継送、料金も仙台・江戸間七両二分かかったものが、二五里（約一〇〇キロメートル）に付き二銭の割でたった八銭、長崎まで送つ

ても七二銭で済むというように、その速さと安さに皆驚いたものだという。

翌六年には、この信書送達業務は政府で専掌することとなり、民間飛脚を禁じた。そこで全国各地にあった飛脚屋は、長い歴史を重ねて積み上げて来た営業権を奪われるというので、強硬にこれに反対しその撤廃を求めたが、時運の赴く所、結局その説得に応じて諦めざるを得なかった。政府はこれら生活の道を失うこととなった飛脚業者を組織化し「内国通運会社」を設立させ、小荷物の配送を一手に任せることとした。これが現在まで全国の鉄道路線を足場にし、目覚しい発展を見せている通運会社の発祥である。

明治一八年に定められた郵便速度は、一等道路一時間に三里（約一二キロメートル）、二等道路一時間に二里（約八キロメートル）、三等道路は一時間に一里一八丁（約六キロメートル）であったが、当時の道路は勿論舗装というわけにはいかず、殊に雨の日や風雪の日は、或いはぬかるみに足をとられ、或いはかんじきを雪にくいこませるなど、送送人の苦勞は想像に余りあるものであったに違いない。とりわけ世情定まらず、警察体制の不備な時代ともあれば、送送途中強盗に遭うことも珍しくなく、為にその対策として郵便脚夫に短銃（ピストル）が与えられ、これを携行したものだという。明治九年七月明治天皇が東北地方を巡幸された時、随行した某記者が東京日々新聞の記事として送った文に、「七戸駅は……実に蕭々たる山駅にて、……」とか、「茫々千里一色の荒原……」というような字句が見えるのであるが、今日の七戸の姿からは想像もし得ない土地柄であったことを考えると、短銃携帯ということもあながち荒唐無稽なこととは思えないように考えるのである。

この短銃は、七戸・野辺地局にも配備されていたというが、明治一八年世情の落着きを見て当局に返納されて

いる。中央から野辺地局にあてた短銃返納達書があるので、参考までに掲げて見よう。

発会十八第三二号

陸奥国

野辺地郵便局

郵便物保護之為下渡置候短銃

之義詮議之次第有之候条、本達

到着次第附属品共本局会計課へ

返納スヘシ此旨相達候事

但毀損又ハ彈丸減少シタルモノハ

其ノ事由ヲ記シタル書面ヲ添フヘシ

明治十八年一月十七日

駅逓総官 子爵品川弥二郎 印

(『家庭と電気』)

明治八年一月に郵便役所はすべて郵便局と改め、七戸もこの時から七戸郵便局となった。青森・東京間に電信の通じたのはこの年である。

次いで、明治十一年一月二日からは内国為替事務が開始され、明治十二年三月二五日からは現在の貯金事務が

始められた。

中央での貯金業務開始は明治八年であるから、これに遅れること四年である。しかしお上かみに金を預けるなどということはなかなか一般になじまず、係役人が自分の金を与えて貯金させて見たり、社会的地位の高い人に頼んで勧誘してもらったりという、かなりの苦心があったものだという。

明治一五年一二月一六日に郵便条例を制定、郵便物の種類を一種から四種までに定め、またその受付、配達、送送等の取り扱い手続き及び郵便為替、郵便貯金に関する条項等を内容とする郵便制度を確立して、これに基づき、全国的に郵便料金の均一制が施行された。

それまでは郵便制度創設に当たって料金の均一制ということが判らず、前述のように二五里（約一〇〇キロメートル）一単位で二銭と定めていたのだが、肝心の正確な里程表がないため、止むを得ず道中図面により、およその勘定で定めていたということである。

しかし、一方この諸規定なるものは極めて厳格なもので、その一例として小包の中に手紙の入っているのを発見されたある人が裁判にかけられ、欺いて郵便料を免れたと判断された上で、重禁錮一月罰金三円に処され、監視三月に付すという判決を言い渡されたという例や、次のような内部規則による取り締まりで仕末書を差出した例を見てもこれがうなずけるところであろう。

手続書

本月二日仙台青森間小線上り便ニ制規ニ反スル服装（笠ヲ冠ラス）ノ儘郵便物ノ受渡ヲ為シタルノ義御尋

問ニ付左ニ陳述致候

郵便物受渡ノ際ニ笠ハシャプト違ヒ左右ニツキアタリテ何分不便ニ付一寸ハ笠ヲ取ツテ側ニ置キタルマテニ
テ笠ヲ冠ラサルニハ無之候

右之通相違無之候依リテ手續書如此候也

明治二十八年十月七日

停車場

逡送人 何 某

野辺地郵便電信局長 中 村 安之助 殿

(註 シャブは帽子のことで、シャップ又はシャッポともいう)

(『家庭と電気』)

明治二〇年(一八八七)二月八日には逡信省マークが「T」印と定まったが、後間もなく逡信の頭文字をとった「T」印となり現在に及んでいる。明治二一年には函館逡信管理局の管轄下に入る。

明治二五年一月一日より電信(和文・欧文)事務が開始され、名称を「七戸郵便電信局」と改称した。青森郵便電信局の監督を受け、その電報取扱区域は、七戸・天間林・浦野館・大深内・三本木・法奥沢・四和・藤坂及び甲地の内乙供・向旗屋・内蛭沢・外蛭沢の四部落という、極めて広範囲に亘っていた。

この日をもって、開局以来局長を勤めていた福田林平が退官し、二代局長に盛田第吉(盛田孝七祖父)が任命

された。局舎を七戸村二一六番地（下町現米藤商店）に移転し、業務を行った。

電話が青森県に始めて入り、青森県庁と青森郵便局との間で試験通話の行われたのは、この年の五月である。同じ明治二五年五月一六日には電信為替事務を、七月一〇日には外国為替事務、明治二九年七月一日からは小包郵便事務をと、次第に業務内容の拡充を図って、住民の利便にこたえることとなったのである。

明治三〇年一月一六日には、三本木郵便電信局が開設されたので、従来の電信取扱区域のうち、三本木・法奥沢村・四和村・藤坂村の四カ村が七戸局を離れ三本木局へ移行することとなった。

明治三六年四月一日、官制改正があり、これによって七戸郵便電信局は「七戸郵便局」と改称され、従って監督機関の青森郵便電信局も「青森郵便局」と名称を改めた。

明治三七年一二月九日に沼崎郵便局が、同じく四三年三月二八日には大深内郵便局、更に大正四年（一九一五）七月二六日には天間林郵便局がそれぞれ独立し、村内の集配業務を行うこととなったため、七戸郵便局は七戸町内のみを担当することとなった。

明治四二年第二代局長盛田第吉死亡のため、五月一三日付をもって盛田喜平治（現喜平治曾祖父）が一時局長心得を命ぜられたが、同年七月二〇日には元上北郡長を勤めた小島英吾が第四代局長に就任し、昭和初期の盛田達三局長へ続くこととなる。

この年、七月二五日には局舎を七戸町字七戸一五三番地（横町現西野理髪店）に新築移転した。業務内容は年を追って拡充され、ますます住民の需要に応えることとなるが、先ず明治三九年三月一日からは振替貯金事務、

明治四三年四月一日からは年金恩給事務、越えて大正三年三月一日から国庫金取纏事務（七戸税務署廃止により大正一三年取扱事務廃止）、大正五年一〇月一日簡易保険事務、大正九年四月一日電話交換事務、翌大正一〇年一〇月一日からは七一加入者間の電話交換事務が開始せられ、昭和の現代へ続く。

郵便運送方法は徒歩から騎馬に、更に馬車・郵便車にと変わっていったが、それらによる方法は意外に長く、大正八年九月一日に至り、やっと自動車がとって代わることとなる。

電報速達用としてスキーが使用されたのは大正九年の冬である。

新潟県高田郵便局に日本最初のスキー技術がもたらされ、「雪艇」の名で珍重され集配業務に採用されたのは明治四五年であったから、それに遅れること八年である。秋山友安が七戸小学校訓導であった少壮の昭和一〇年、新城の山で油川大尉の指導する講習会に参加したことが回想記の中に書いてあるが、その時もまだ一本杖であったという。このスキーは近年に至るまで用いられ、昭和二五年の七戸郵便局各種施設概要の中に、集配運送用スキー九台、電信配達用スキー二台と記載されている。

この間管轄の上級官庁は官制等の改正に伴い、青森郵便局から明治四三年には仙台逓信管理局へ、大正二年には北部逓信局へ、更に大正八年には仙台逓信局の管轄となって昭和の東北郵政局時代となる。

三 鶴児平郵便局の開局と廃止

明治三六年一二月一六日には、後の鶴児平郵便局が「一ノ坂郵便取扱所」として七戸町字一ノ坂に開局した。

この局が一ノ坂郵便局となったのが明治三八年四月一〇日、更に昭和八年（一九三三）四月一日には鶴児平郵便局と改称、昭和一六年二月一日には七戸町字鶴児平一番地に局舎を移した。局長一・局員一という無集配局ながら、主として国立奥羽種馬牧場関係の人々の便宜を図って来たのであるが、昭和五一年牧場庁舎の移転と共にその使命が薄らぎ、昭和五五年三月八日、七八年の歴史を閉じて遂に廃局の運命をたどった。

初代局長は石田平十郎であり、七代上坂保雄をもって業を閉じたわけである。

四 七戸郵便局

七戸に郵便役所が誕生してから五〇年余、半世紀を経た昭和の初期までには、郵便局も住民の近代生活にふさわしく、電信電話はもとよりその事務内容に於ても多方面にわたる生活需要にこたえられるように、充実拡張の途をたどっていった。

昭和二年三月一日、第四代局長小島英吾が辞任し、盛田達三が第五代局長に就任した。

七戸局の業績が大いにあがり、東北に七戸ありということを力強く認識せしめたのは、この盛田局長の力量に負うところが大きいと言ってもよい。

昭和二四年、鷹山雅春はその著『七戸近世史』に盛田局長を評して次の如く述べている。

……氏は英雄的の人物である。……中略……氏は七戸を一步踏み出せば、押しも押されぬ堂々たる人物である。あの偉容の風采で人を呑んでかかる処などは、常人の成し得ざる処である。他郷にある時の氏は、その

偉風の如く業績も偉大である。

東北地方特定局長会会長、青森県東部特定局長会会長、東北郵便局長会会長、青森県通信官署連絡会理事長、全国特定局長会常任理事其他通信関係機関の幹事・評議員・委員等数々やっている。……七戸に忘れられても全国通信事業に必要な時の人である。

また昭和二六年、開局八〇年に当たって刊行した『郵便局八十年の歩み』の中に盛田局長自らが刊行の言葉として述べている次の一節があるが、これは局長自身の人物を彷彿させるばかりでなく、七戸郵便局現代の姿を物語るものとして興味深いものがある。

……何せ昨年迄は、一ヶ年出張口数三百何十日と云われた日本で一番出歩いて居た局長、その局が十七年間優良局を継続している。それで郵政からも電通大臣からも時々表彰される。その詮衡の際問題になるのは局長だ。何せ郵政省に、郵政局に、電通に大蔵省に一番文句を言い、苦情を持ち込む。とんでもない局長だと云われて居るらしい。あの局長ではと云われながら、局長でなく局の表彰だからというのでパスするらしい。……中略……七戸局程局員が気を揃えて一生懸命やっている処はめったにないと思っている。特別指導部で気合をかけたときは一カ月位銭湯にも入らないでやってのけた。……後略

このように、局長が地方・中央を問わず多くの役職を引き受け駈けめぐって大活躍をしている陰には、一・二にとどまらずその事務局を引きうけて奮闘している局員のいる事を忘れてはならないが、この姿は局長の引いた「衆志成城」の言葉に見られるように、七戸町民の気風そのものを表わしているようにも思われるのである。

昭和三年一月一日、七戸町字七戸一四一番地（本町角、役場向い）に建築中の新局舎が竣工し移転した。建物は青森銀行や町役場のようにゴシック風の建築で、当時としてはモダンで且つ重厚な感じの立派なものであった（昭和五六年現在この建物は上川目土地改良区事務所として使用されている）。

事務の内容は時世の進運に伴って一層拡充複雑化していったが、新たに加わったものに昭和六年一月一日の小児保険事務、昭和十二年八月一日の速達郵便業務、昭和二五年一月一日からの県税取纏事務、昭和二六年の放送集金事務開始などがある。

一方廃止されたものに昭和三一年の機械化中継方式への転換による電信事務、昭和三七年九月三〇日からの電報電話局独立に伴う電話交換事務（ダイヤル式切替）、昭和三八年の放送集金事務などがある。

業務の拡充に伴って、これに従事する職員もまた増加を見ることは当然で、職員数の増減がその所掌の事務量を物語るものと見てよいであろう。

明治五年の開局から当分の間は、事務員三人に配達夫四人だったというが、旧七戸藩管内をこれだけの人員で処理できたというからその繁簡の程度は推して知るべきであろう。

終戦の年、昭和二〇年の定員は四〇人になっていたし、それから昭和二五年には四六人、昭和三六年に至って最高の六〇人に増えて来ている。ただ翌三七年には二九人とガクンと落ちているのは、電話交換事務の廃止によるところである。

昭和二五年から昭和五五年までの三〇年間に於ける業務概要の変遷は次の通りである。

事項	年			
	昭和 二五年 (一九五〇)	昭和 四六年 (一九七一)	昭和 五七年 (一九七六)	昭和 五八年 (一九八〇)
職員数	二八 (除電信・電話)	三〇	三〇	三〇
郵便物引受数 (一日平均)	一、三四五	一、九四四	二、二四六	二、四八九
郵便物配達数 (一日平均)	一、八五一	二、五七五	二、八九九	二、九七六
切手売りさばき所	九	二一	二一	二一
ポスト数	一〇	二三	二三	二三

五代盛田達三局長が辞任し、昭和三五年七月一日に第六代局長滝本直太郎が青森鉄道郵便局から着任したが、僅か一カ年で去った。

昭和三六年六月二八日、鶴児平郵便局長中村常吉が第七代局長として着任、続いて立崎義行が昭和五六年一月一四日から第八代局長として就任し、現在に至っている(昭和六〇年)。

この頃の局職員の組織体制は、次表の通りであり(昭和四七・七・一現在)、現在に於いても大差はない。

配置人数	郵		便		貯		金		保		庶務・会計
	内勤	外勤									
六人			一人		六人				五人		四人

昭和三八年八月一七日、七戸町字七戸二二三番地二の現在地に待望の新局舎が落成、移転した。

この局舎は鉄筋コンクリート造二階建て、六六九・八九平方メートルの敷地に延五三五・七二平方メートルのゆったりした面積をもち、明るくスマートな近代建築として一般利用者の好評を博している。

七戸郵便局は昭和四七年七月一日、開局以来一〇〇年を閲して記念式典を挙げたが、その業績はいよいよ挙げが、昭和四一年以降今日までに局の受けた各種表彰は実に三四回に及び、その中大臣表彰は四回という。七戸町としても大いなる喜びとするところといえよう。

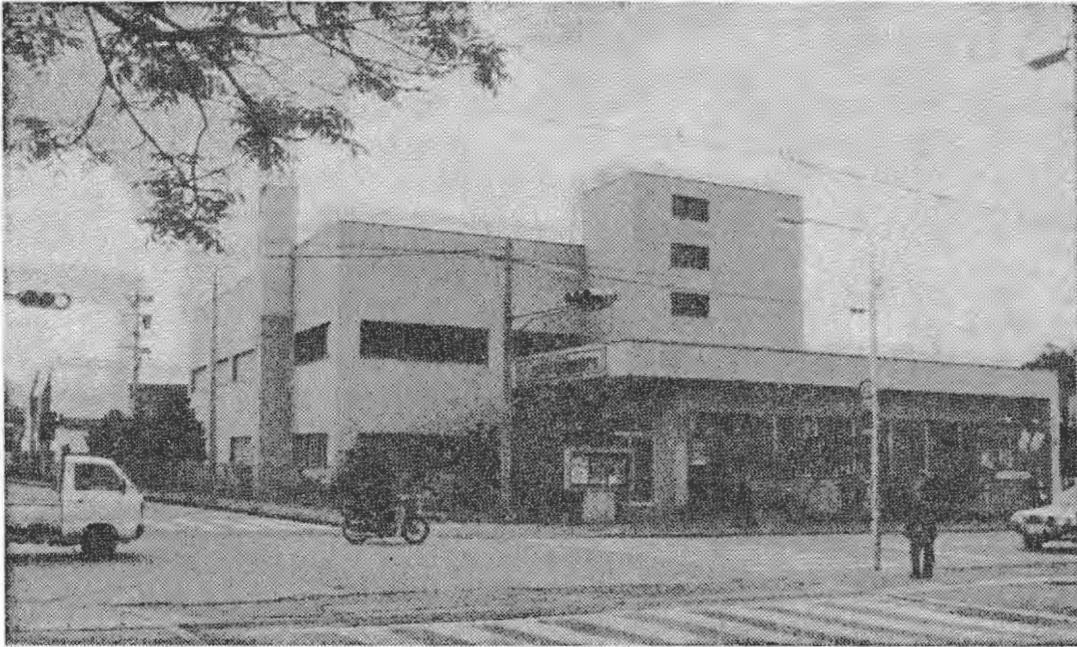
五 七戸電報電話局

前述したように七戸郵便局で電信事務を開始したのは明治二五年（一八九二）一月一日からで、その取り扱い区域は七戸町の外、今の十和田市・十和田湖町・上北町・天間林村・東北町の一部という、まことに広い範囲に亘っていたので、僻遠の地では打電も配達もともに容易でなかったに違いない。

やがて三本木局ほか他町村の局が開設され、七戸局の区域から分離していった、遂に七戸町だけの取り扱いと成って時を送るのであるが、昭和三一年（一九五六）一月一日に至り、局での電信機による取り扱いが廃止となり、三本木電報電話局（集中局）へ直通、処理される事となった。

昭和三七年に七戸電報電話局が設置されてからもこの取り扱い方式は変わっていない。七戸局で受付けた電報は十和田の報話局へ電話で送られ、ここで宛先に打電されることになる。

創業当時、電信を送るために建てられた架線用の柱を「デンシンバシラ」と呼称したものであったが、その呼



七戸電報電話局庁舎

び名は以後しばらくは消えず、後々建てられるようになった電燈柱も電話柱も一様にデンシンパンシラと呼ばれて、今の年配以上の人には懐しい思い出につながるものとなっている。

なお、昭和二五年当時の電信利用度は、七戸郵便局発信一日平均三五通、着信二九通、中継信五四通計一一八通であった。

次に電話の変遷に目を移して見よう。七戸局で電話の事務を開始したのは、大正九年（一九二〇）四月一日からであるが、これは各局間の通話を主としたものであった。次いで翌大正一〇年一月一日からは町内七一加入者を対象とした電話交換事務が始まる。この際の架設費は全額加入者負担となっている。

電話の交換業務を行うのは、何れも女性で電話交換手という名で呼ばれ、紺地の袴にキリリと装ったスタイルは、女性の職場の狭かったこの時代の人にとっては、一種のあこがれの姿でもあったことは、なお記憶に残る人が多かろうと思われる。

電話の架設に要する経費は少なくはなかったし、電話の割当台数も制限があったので、電話機設置の願いはなかなか叶えられな

かった。

業務開始当時の七一台は昭和二五年には一八八台に増えてはいたが、その殆どが町方で周辺部落には及ばなかった。

そこで、防犯・防火等緊急時に備えて、部落に一台、先ず学校にということ、昭和二四年に野々上小、西野小、鶴見平小、倉岡小の電話架設費として各四〇万円が予算要求されたのであったが、その開通を見たのは野々上小昭和二五年、倉岡小昭和二六年三月二四日、西野小昭和二七年四月一日のことであった。

やがて、昭和三七年九月三〇日に七戸電報電話局の局舎が落成し業務を開始したので、七戸郵便局での電話交換業務は解消し、一切自動化されることとなった。

局舎は七戸町字寺裏二八番地一に位置し、敷地一九二五・四平方メートルの中に一〇五五・四一平方メートルの近代的な、そしてその業務の性格上、外部の騒音など一切寄せつけぬ堂々たるビルとして生まれ出たのである。現在（昭和五六年）の職員数は局長以下五人、電話加入台数は次表の通りで、前掲三〇年前の窮屈さから考えると、まさに目を見張らせるものがある。

家庭用		事務用		公衆電話	計
住宅電話	共同電話	事務用電話	共同電話		
二、四六四	一〇四	一、一八〇	三三	一〇六	三、八八七

開局当初、滝沢正治が十和田電報電話局七戸分室長として在任し、以下三浦久治、奥崎健正、上野忠治、湊谷亮、伊藤良毅よしたけ、佐藤博を経て現在（昭和六〇年）の西村兼吉局長へと続いている。

六 放 送

NHKがラジオの全国放送を始めたのは大正一四年（一九二五）であるが、この当時の県内の聴取者数は二九九人といわれる。

勿論、時勢のさきがけをなす気概に富んだ七戸人のことであるから、この中に何人かの七戸の人達のいたことは言うまでもないことであろう。鉱石検波機を使い、レシーバーを両耳にあてがって空中をはしる電波を捉えようと躍起となった思い出をもつ人もまだ何人かはいる筈である。ひどい雑音の中からかすかな人声をきき分けて思わず微笑んでいる姿は、今のテレビ時代に育つ人々には想像もし得ないところであろう。

やがて青森放送局が生まれてラジオの電波を出したのは昭和一六年（一九四一）四月一七日、八戸が仙台中央放送局八戸臨事放送所として翌一七年六月九日から運用を開始している。

なお、RABがラジオ電波を出したのは昭和二九年一月八日のことである。

時移り世はテレビジョン時代となるのであるが、青森放送局が総合テレビの電波を送ったのは昭和三四年三月二二日からである。

しかし期待に反して七戸では映像が乱れ、受像不可能という状態で、大方の落胆を招いた。そこでその打開策

として考えられたのが「テレビ協同施設」であった。受像可能な地点をあちこちと捜し歩き半年位テストの結果倉越に高いアンテナを建て、そこから有線で町まで下げて増幅の上、新町から小川町・川向方面にかけて凡そ六〇七〇戸の加入者が自宅に引き込んで視聴するという方法で、これで充分というほどにはいかなかった。なんとか見られるという程度までにはなった。この会を「テレビ友の会」といい、出資金は一万円、田中清次郎が会長であった。RABでも翌昭和三五年九月一九日からテレビ電波を出しているが、見えにくいのはNHKと同様であった。

昭和三五年五月一五日からは八戸放送局でテレビ中継放送を始めたので、ここからの電波はどうやら捉えることが出来るようになったが、それも地域によってムラがあり、見えるところと見えない所が出て来た。難視聴に苦しむ七戸町では、当時の中野町長が行政の立場から、一方業者の新谷電機店主は豊富なデータをもとに、それぞれ関係方面にその解消方を陳情したのであった。

その運動が効を奏したものと見え、昭和四三年八月三十一日倉越に建設された待望のNHK七戸テレビ中継放送所（サテライト局）が運用を開始し、七戸町からは難視聴個所が完全に解消したこととなる。続いて昭和四五年八月七日からは上北烏帽子中継放送所が動くこととなったため、七戸町では地域により、①烏帽子中継のもの、②八戸放送局からのもの、③七戸サテライト局からのものと、何れでも選択し、鮮明な映像を堪能することが出来るようになったのである。

同じ倉越に、RABがサテライト局を開設したのは、昭和四四年六月一日のことであった。

今日、どこでもテレビのない家庭がない程で、更に二台目、三台目が入りこんで、情報の提供に、教養に、娯楽にと、われわれの日常生活とは切り離せないものとなってきたのである。

第六節 医療

一 近代における保健衛生事情

旧藩時代から明治初頭にかけての当地方の医療事情は、資料も少なく明らかではないが、医師も不足、経済的事情等もあって良薬にも恵まれなかったろうことは想像に難くないところである。それはその時代から一世紀近くを経た昭和の最近まで、加持祈禱と折かん（檻）によって患者を死に至らしめたという、特殊ながらこの地方に起った事例を見てもおよそ察しがつくように、おそらくはこの種祈禱と民間薬湯がその主流を占めていたのではなからうか。

民間薬湯については、『七戸町史 1』第七章「民間療法」（四五二ページ）に詳述されているのでそれらを参照されたい。

明治七年（一八七四）六月二七日に、当時の教部省から「禁厭・祈禱・薬湯による医療妨害の停止」が全国に布令されているが、その前年明治六年五月二七日には青森県権令菱田重禧しげよりの布令により招集をうけた会議が、保健衛生上の見地から「大区毎ニ一病院ヲ置ヘシ其入費方法如何但シ器機薬料開院ノ入費三百円医員三名月給三十

五円」と提案されたのに対し、「病院建設ノ儀ハ当分見合ノ事但是迄設置ノ分ハ永続ノ目的相立可申其他新建設ノ見込有之候分ハ申出差図ヲ可受事」という決議をしている。

これから見ると、病院の必要性は認めるものの、一般の認識も低く、交通事情・経済事情等の理由によってこれを見送らざるを得なかったものと思われる。

壬申太政官第一四六号公布により明治六年三月、県内を一〇大区、七二小区に区分したときの記録によると、北郡（上北・下北）は第七大区となり、次のように記されている。

大区ヲ画スニ、小区ヲ分ツ十二、一村ノ戸数二百ヲ越エ稍清潔ナル者ハ七戸、田名部等ト野辺地、大湊、川内、脇野沢、大間、佐井、大畑ノ七港ニ過ズ

と言ひ、更に上北の部につき、

東西二十里、南北十九里余、分テ七小区トシ、村数五十、其戸六千八百余、人口四万二千九百余、七戸ヲ以テ本部トス。人烟五百余、市街不潔、居多クハ農ヲ業トス

とあるのは興味深く、また隔世の感がある。

当時は衛生環境などもこのように極めて悪く、一度伝染病が発生すると忽ちその地域に蔓延し、多くの犠牲者を出した実話が方々に伝えられている。

『市久聞書』の中にも、「明治二〇年（一八八七）頃伝染病（コレラ）がはやった。あちこちとまとめて患者を隔離収容した。笹田の下茶屋（註 昔の宿場茶屋）も隔離病院の代用したようだ。ものすごい伝染病で、浦野

館（註 現上北町）あたりで古老に聞くと、馬に家財をつけて山に避難してくらしたと言う。」とある。コレラはコロリ病と呼ばれ、一般から死に病として恐れられたものであった。

文久から明治初年頃には、南部・津軽ともに麻疹が大流行して死者多数を出したというし、元治二年（一八六五）には疱瘡が流行し、また慶応三年（一八六七）にも同様の流行があつて、各地で疱瘡安全祈願が行われたという。

疱瘡は明治一九年（一八八六）に種痘規則が実施されて患者は次第に薄くなり、明治三〇年の大流行（県内で死者一万二二七六人）を境にして激減して行くのだが、その後の種痘の普及と共に人々の上腕に癍痕だけを残して消え去ってしまった。

ただ、コレラや赤痢などは近年に至るまで時として大きな流行を見せ、人々を恐怖にかり立てていたものである。

明治一九年六月から七月にかけてのコレラ大流行のときは、県下におびただしい患者を出し、その半数以上が死亡するという悲惨な状態であったというし、同じく二八年の大流行の時は県下で実に四万〇一五〇人の死者を出し、一家全滅という哀話まであるくらいである。向町瑞竜寺二世丹堂良州大和尚も、明治一九年のコレラ大猖獗に遭い遷化されたという。

ある資料によると、七戸にも明治一五年に公立病院が設置され、明治二六年頃まで存続したというが、その詳細は定かではない。

明治二五年六月二七日、当時の七戸村長高橋熙光と鹿児島県給黎郡知覧村医師田中雄熊との間に次のような契約が取り交わされ、公立七戸病院長となっているが、契約の中途明治二八年四月八日に至って、契約一部更改と共に秋田県医師作左部大八が院長を引き継ぎ就任、やがて契約期間満了後の明治三〇年五月三〇日、この病院舎は競売に付され、価格二七一円五〇銭をもって中嶋清人、山本勇吉両人の手に落ちている。

約定証

今般上北郡七戸村ニ於テ鹿児島士族医師田中雄熊ヲ公立七戸病院長トシテ左ノ条項ニ依リ収支ノ經濟ヲ挙ケ同人ニ委託スルノ約定ヲ為ス

第一条 院ノ収入則薬価料応診料其他ノ雑収入ハ第五条第六条第七条ノ規定ニ拠リ収入スルモノト村方ヨリ約定年限中毎年金五百円ヲ支補シテ其損益ヲ同人ニ負担セシムルコト

中略

第一条 現存スル所ノ消耗ニ属スル雜品類ハ無料ニテ被托者ヘ交付スル事

右之通り約定候処相違無之其条項ヲ確守スルノ証トシテ本証書二通ヲ製シ互ニ各一通ヲ所持スルモノ也

明治廿五年六月廿七日

青森県上北郡七戸村長

委托人 高橋 熙 光 印

鹿児島県給黎郡知覧村医師

被托人 田 中 雄 熊 ⑨

この公立病院は七戸村字七戸二七二番地に在って今の新川原にあたっており、地主山本松三郎と村長高橋熙光との間に「地所貸借約定証」(巻反二八歩)が取り交わされている。その期間は明治二五年四月から明治三〇年三月までとなっており、また田中医師との約定第一〇条に「現在の薬品類ハ総テ近傍ノ相場ニヨリ云々」、第一条に「現存スル所ノ消耗ニ属スル雜品類云々」という言葉から考えて、多分前述の明治一五年に設けられたという公立七戸病院が明治二五年近くまで続いたものではなかろうかと想像される。

参考までに、明治二五年開院当時の医薬料の一部を掲げてみることにしよう(当時の物価、馬一頭二六円、精米一升七銭、地酒一升一二銭、半紙一帖一銭八厘)。

公立七戸病院薬価及手術料規定

△手術料

一等 金壹円

二等 金七拾五銭

…

十一等 金四銭

十二等 金二銭五厘

△内服薬料

水薬 一日分 金五銭

丸薬・散薬 // // 五銭

△診察料

単ニ診察ヲ乞フ者 一回 金五銭

△村外往診料及ヒ薬価

副院長以上 壱里毎ニ 金壹円

当直医以下 // 金五十銭

七戸の医師で名高いのは楨長庵であらう。

後世七戸の俗歌に「七戸ニ過ギタルモノ三ツアリ、一ニ崑山、二ニ長庵、三ニ青岩寺ノ梵鐘」と謡われた文政年間幕末の頃の人（一八〇九―一八六一）で「聞クニ度量海ノ如キ人ニシテ実ニ医ハ仁術ナリトノ古言ノ如ク諸人ニ慈ヲ垂レタルコト挙ゲテ数フルコト能ハズと云フ。」―大正三年七戸小学校校長苔米地半次郎編『郷土誌』―よ
うな人物であったようである。

ちようどこの頃の七戸紹介の記述に（前述『郷土誌』より）「嘉永五・六年（一八五二―三）頃……総ジテ二百アルナシト思ハレタリ、然レドモ内ニ酒屋三軒（岩清・山松・盛喜）呉服屋三軒（盛喜・山松・浜幾）医者二軒（楨・駒嶺）アリタリ。」とあり、医師の両家は共に江戸中期から、近年まで七戸のみならず周辺町村の医療をうけもって来たものようである。

今日でもなお医療施設は中心的都市に偏在しがちであるが、明治期に於いては一層その傾向が強く、周辺村落では町の医者へ通うか、往診を依頼するか以外方法がなく、医療の恩恵に浴することが甚だ困難であった。この地方で、最初に村医を設けたのは明治三九年一二月の法奥沢村（今の十和田湖町）らしいが、当時上野（上北町）に住んでいた大塚寿助（当時数え年一九歳、後の有名詩人・甲山）が、感冒をこじらせた弟の理吉（当時数え年八歳、後の俳人甲川）を背負い、八戸の医師を訪ねたという話が残っている。これなども七戸からの往診が思うように行かなかつたせいのようなのである。

町立図書館に『明治二十五年度青森県上北郡統計書』というのが残されており、次のような記録が載っているのは、当時の医療事情の一端を物語るものとして、極めて興味深いものがある。

衛生

第五十八 公立病院及医師産婆等（註 摘記）

	病院	医師	産婆	薬種商	製業者	人口千中 医師
七戸	一	四	八	一	二	・六九
天間林	一	一	八	一	一	・二〇
浦野館	一	一	一〇	一	一	・二四
甲地	一	一	五	一	一	・四八
三本木	一	二	七	一	一	・四八

野辺地 ———— 四 五 ———— ·五六

(後・省略)

郡総計 二 一九 一〇三 二 二 ·三一

病院一は公立七戸病院、医師四は病院二人と楨・駒ヶ嶺両医師、薬種商一は現在の盛田薬局、製薬者二は盛田薬局と楨医院とである。

明治末期から大正年代にかけては多少の変遷はあったが、おおよそこのような状態で推移した。ちなみにこの時期に於ける医師・病院は、概ね次のようなものである。

小国庄治(明治四五年没)、大正元年上北之葉誌広告に載っている駒ヶ嶺医院(城内・院主虎太)、今野医院(南町・院主朝蔵)、天心堂出張所(新町・浦野館からの出張)のほか、石田平一郎、駒ヶ嶺昇、井田秀逸、坂巻孝策、古川歯科医院、奥秋盛次、斎藤歯科医院(下川原・院主新)等。これ等医家は必ずしも同一時期ではないけれども、何れもこの年代における町民の保健医療を担当したのであったが、一般町民としては今日と違って、医療に対する常識にも疎く、経済的事情もあって、簡単に医者入門をたたくことは極めて控え目なのが普通であった。

次に示す統計は明治二五年(一八九二)における上北全域の状況をあらわしたものであるが、この姿がほぼこの年代における七戸の様子を物語るものとしても大差ないものと思われる。

死亡人病症及年令別 (要約)

一、乳幼児死亡率の高いこと

年間死亡総数一、三二二人の中六才未満死亡数六三九人（四九％）特に生後一年以内の死亡四七九人（全体の三七％）

二、死因中比率の高い病症

第一位	呼吸器病	二八六人（二二％）
第二位	発育及栄養的病	二七二人（二一％）
第三位	神経系及五官病	二二一人（一七％）
第四位	消化器病	一八四人（一四％）
第五位	伝染性病	一六四人（一三％）

三、五〇歳以後の老年者死亡が少ないこと

五〇歳以後の死亡数三八六人（全体の二九％で、これより六〇年後の昭和二七年は三三％）

このようにして町民の保健衛生事情は次の現代に移行して行くこととなる。

二 現代における保健医療事情

明治から大正・昭和と時代の進むにつれ、文化の程度も進み、医療をうける機会にも恵まれるようになって、人々の保健衛生に関する知識も豊かになって来るのであるが、その実情はどんなものであったろうか。



戦前の農家（中岫喜七郎撮影）

終戦から間もない昭和二四年（一九四九）、当時の七戸病院松田春雄院長は、七高七戸郷土研究会発行の『郷土読本』に一文を寄せ、当地の特色に結核・トラホーム・寄生虫病の多いことを挙げて、その理由に次のような諸項が考えられるとしている。

1、建物の構造上から

イ、通風、採光が極度にわるく、特に寝部屋は全く日光が入らない。

ロ、馬小屋と同じ屋根の下で不潔になり易く、害虫・

細菌発生の温床となる。

2、多人数同居で感染し易い。

3、衛生に関心がうすく、病気も進行しない中は医療をうけない。

4、栄養のバランスを欠き、病気の回復が遅れる。

5、生活習慣として家の中のいり、りで薪を焚き眼を刺激するので、眼疾に患り易く、また用具の共用により

伝染し易い。

6、医療が長びくと費用の点などから治療を途中でやめる者が多い。

7、神仏・巫女に頼り、迷信に惑わされて医療を妨げている。

このような実態からその対策として

- (1)、啓蒙
 - (2)、早期発見・早期治療
 - (3)、生活改善（衣・食・住）
 - (4)、相互扶助の制度である保険制度の改善実施
- 等を訴えている。

斯う挙げて来ると当地域の保健衛生事情は、明治期と何ら変わる所がないように見えるのであるが、その内容においては格段の進歩のあったことは否めない。

昭和二三年というと、七戸保健所が開設された翌年で、上北地方全域五町一カ村を管轄していた当時であるが、一月から一二月までの一カ年間、法定伝染病及び主なる疾病罹患患者数について、七戸町と郡全域の対比表があるので次に掲げてみよう。

ちなみに当時の上北全域の人口は一七万五〇〇〇人であり、その中七戸町人口は一万二五〇〇〇人であったので郡の七・一パーセントに当たっていた。

第49表 法定伝染病罹患者数
(昭23. 1～12月)

病名	地区	上全	北域	内七戸町	郡全域に 対する比率 %
ジフテリア			51	7	13.7
腸チフス			41	11	26.8
赤痢			34	7	20.6
バラチフス			15	12	80.0
流脳			6	1	16.6
日本脳炎			11	0	0
発疹チフス			1	0	0
マラリヤ			8	3	37.5
猖紅熱			4	0	0

第50表 その他主なる疾病罹患者数
(昭23. 1～12月)

病名	地区	上全	北域	内七戸町	郡全域に 対する比率 %
結核			1,053	78	7.4
トラコーマ			448	90	20.1
百日咳			89	10	11.2
麻疹			220	20	9.1
肺炎			323	51	15.8
気管支炎			4	1	25.0

この表で見ると、郡全域に対する七戸町の比率の異常に高いことに驚くのであるが、これは多分七戸保健所が七戸町役場に仮住まいしていたことや他町村が保健所の行政事務に不馴れなところから来る誤差ではなからうかと考えられる。

それはともかくとして七戸町における伝染病罹患実数の多いことは、今日から見ると驚くべき数字であり、これをもってしてもその当時の保健衛生事情というものが推察できるところだと思われる。

近年、医療技術の長足の進歩と共に、一般住民の生活環境が著しく改善され、それに伴って衛生思想の普及向

第51表 昭和54年度主要死因別死亡者数 (対1,000人比)

死因	区分	七戸町	青森県	全国
総数		6.11	6.45	5.97
脳血管疾患		1.64	1.63	1.38
ガン		1.10	1.40	1.36
心臓疾患		0.63	1.02	0.97
肺炎・気管支炎		0.31	0.34	0.29
老衰		0.47	0.32	0.26
不慮の事故		0.08	0.32	0.25
全結核		0.16	0.08	—
その他		1.72	1.34	1.46

(一) 病院

1、公立七戸病院

中部上北広域事業組合の医療施設であり、七戸町字影津内九八番地一に所在する。

昭和六年(凶作年)の頃、産業組合法による医療利用組合病院が各地に設立しはじめ、県内でも東青・津軽・三八各地区がそれぞれ病院を建ててその業を始めていた。

上北郡でも遅ればせながらこれにならおうと、昭和八年頃に至り具体的な計画が進められたが地域が余りに広

上も昔日の比ではなくなった。それに町の行う保健衛生に関する行政施策もかなり行き届いた計画に基づいて展開されており、決して県内全域に比較して見劣りするものでない事は、上の表もその一端をのぞかせているものと言ふことが出来ようと思う(『七戸町総合開発計画』)。

町の行政施策については後に之を記することとする。

三 現代の医療関係機関

次に、現在七戸町内にある医療に関係した諸機関を概観してみることにする。

くて郡単位というわけにはいかず、協議の結果野辺地・七戸・三本木の各警察署単位に設置することとなった。七戸地域では七戸町・天間林村・浦野館村・大深内村の一町三カ村が協議の末、昭和八年九月三〇日をもって「保証責任利用組合柏葉病院」を開設した。これが現在の公立七戸病院の誕生の姿であった。と言っても独立した建物をもっているわけではなく、内科は現在の石田診療所を、外科は城内の駒ヶ嶺医院を充当しており、二年後の昭和一〇年一二月、現在地に病院が完成し移転した。

昭和一二年六月二二日、同じく一町三カ村をもって「七戸町外三ヶ村隔離病舎組合」を組織、伝染病患者を収容・治療に当たった。位置は七戸町蒼前で、今の乙部タイヤ附近であった。翌昭和一三年一二月三〇日、現在地に病舎を新築しこれに移った。

やがて太平洋戦争に突入、戦力を一本にしぼる必要から、県内の農業団体が統合して青森県農業会となったので、病院事業もその傘下に入り、昭和一九年一月から名を「青森県農業会七戸病院」と改めることとなった。

昭和二三年（一九四八）八月、終戦に伴って農業会も新しく生まれ替わることとなり、農業協同組合法が施行されると同時に、「青森県厚生農業協同組合連合会」に移管となって「県厚生連七戸病院」と名称を変えた。

昭和二八年三月には隔離病者組合に甲地村（現在の東北町）が加入となる。

昭和三一年三月、大深内村は合併によって新たに三本木市（今の十和田市）の一部となったので、本組合から脱退した。

昭和三三年一〇月には病院を県厚生連から七戸町が買収し、「町立七戸病院」として町独自でこれを経営する

こととなった。

生活も次第に安定して来、医療への関心も高まって来ると病院の患者も増えて来る。そこで病棟の増築工事が進められ、一般病床五〇床となったのが昭和三九年一〇月である。この間にも手術室・レントゲン室等の改築工事が行われ、また医師住宅として日本住宅公団特定分譲住宅九戸を確保するなど、着々条件整備に力が注がれた。ところが昭和四〇年一月、火災の厄に遭い、木造二階建病棟の内結核病棟一一九八平方メートル（三六三坪）を焼失したが、入院患者全員が無事であったことは、せめてもの幸いなことであった。

この年三月、かねて改築進行中であったブロック鉄筋造一部二階建隔離病舎が落成し、一七四坪二七床の近代設備を誇る病舎としてお目見えすることとなった。

昭和四〇年一月には、火災で焼失した病棟の修復も必要であったし、また既存の施設も老朽化して全面改築の必要があったことから、三カ年計画をもって新病院建設工事に入り、その竣工したのは昭和四二年一〇月のことである。

昭和四一年四月、七戸町・上北町・東北町及び天間林村の一部事務組合をもって運営していた隔離病舎の組合に病院事業も含めて、「七戸町外三ヶ町村病院組合」と名称を変更、新たに「公立七戸病院」として発足した。

その後昭和四四年四月一日からは、組合に老人福祉事業が加わったため組織を変更、「七戸町外三ヶ町村病院老人福祉事務組合・公立七戸病院」となった。

更に昭和四七年四月一日からは、個別に組織されていた四カ町村の一部事務組合の全部（中部上北教育事務組

合・七戸地区消防衛生事務組合・天間林村外三カ町碎石施設モーターグレーダー管理組合・七戸町外三カ町村病院老人福祉事務組合）が統合されて「中部上北広域事業組合」となり、病院はその組合の一施設（中部上北広域事業組合・公立七戸病院）として運営され今日に至っている。

また五三年八月からはコンピューターを導入して事務改善を行い、同年一〇月には構内の環境整備事業実施によって、構内の舗装・緑地の造成並びに本館内の塗装工事等を行って、内外ともに面目を一新することが出来た。

ここに、病院の概況を摘記すると次のようなものである（昭和五五年四月六日現在、病院提供資料による）。

(1)敷地面積 一三、七一八平方メートル

(2)建物面積 五、八八四平方メートル

内訳 病院本館（三階） 四、五三一平方メートル

渡り廊下 九九 "

伝染病棟（二階） 五五九 "

結核一般病棟（二階） 六九五 "

(3)病床数 二一五床

内訳 一般病床 一六〇床

結核病床 二八床

伝染病床 二七床

(4) 診療科目

1、内科

2、外科（皮膚科を含む）

3、小児科

4、産婦人科

5、整形外科

6、耳鼻科

7、眼科

(5) 職員数

一一〇人

内訳

1、医師

六人（ほかにパートタイマー七人）

2、薬剤師

二人

3、臨床検査技師

四人

4、診療X線技師

二人

5、マッサージ師

二人

6、栄養士

二人

7、看護婦

二五人（うち助産婦二人）



医療法人柏葉病院

- | | |
|-----------|-------------------------|
| 8、准看護婦 | 三五人 |
| 9、看護助手 | 三人 |
| 10、事務職員 | 二〇人 |
| 11、その他の職員 | 九人（このほか臨時職員一人、委託従業員二〇人） |

(6) 町村別利用状況（昭和五四年）：（第五二表参照）

2、医療法人柏葉病院

七戸町字笹田川久保一〇〇番地に、昭和四〇年四月一〇日をもって開業した医療法人病院である。院長は七戸町出身山本健治であるが、当初この地にこの種の病院の建設は、その経営面から見て成り立つものかどうかの危懼をもって迎えられたものであったけれども、なんとか医学の途を通じて郷土に貢献したいとの熱烈な山本院長の希望が実を結び、設立にこぎつけたものである。

敷地面積四六二三・〇八平方メートル、建物鉄筋二階建て延二〇一六・八二平方メートル。これは昭和四一年の第二病棟（四〇床分）、厚生会館・看護婦寄宿舎の増築分を含んだ面積である。

第52表 昭和54年度 町村別利用状況 公立七戸病院

町村名		七戸町	天間林村	上北町	東北町	他市町村	計
入	利用員	18,536人	10,033人	8,101人	4,547人	3,629人	44,846人
	同上%	41.3	22.4	18.1	10.1	8.1	100.0
院	利用額	220,265千円	107,287千円	84,629千円	56,722千円	43,620千円	512,523千円
	同上%	43.0	20.9	16.5	11.1	8.5	100.0
外	利用員	56,868人	20,099人	9,049人	5,164人	4,063人	95,243人
	同上%	59.7	21.1	9.5	5.4	4.3	100.0
来	利用額	137,047千円	54,482千円	29,209千円	16,647千円	9,849千円	247,234千円
	同上%	55.4	22.1	11.8	6.7	4.0	100.0
総	利用員	75,404人	30,132人	17,150人	9,711人	7,692人	140,089人
	同上%	53.8	21.5	12.2	7.0	5.5	100.0
計	利用額	357,312千円	161,769千円	113,838千円	73,369千円	53,469千円	759,757千円
	同上%	47.0	21.3	15.0	9.7	7.0	100.0

診療科目は、内科・外科・脳神経外科・整形外科・胃腸科・皮膚泌尿科・肛門科・婦人科等で、殆ど全科目に近い領域に及んでいる。病床数は一般病床九〇床である。

職員総数は五三人、内訳は医師四人（常勤二・非常勤二）、薬剤師一人、臨床検査技師二人、X線技師一人、栄養士二人、看護婦一人、助産婦一人、准看護婦二人、看護助手七人、事務職員九人、給食婦五人、その他九人となっている（以上昭和五七年現在）。

患者は地元七戸町は勿論、広く他市町村にわたっており、診療科目の広さと相俟って地域住民に大きな信頼感をもって迎えられている。

(二) 一般医院・診療所

町内の一般医院・診療所は次の五院であり、何れも町内及び周辺町村患者の診療に当たっている（昭

和五七年現在)。

- (1) 藤嶋診療所 (昭和二一年七月開業、入院病床〇、所長藤嶋均)
- (2) 石田診療所 (大正七年創業、入院病床六、現所長石田恒平)
- (3) 石井医院 (昭和一二年四月一日創業、入院病床数一九、現院長石井淳夫)
- (4) 小原胃腸科外科医院 (昭和四五年六月開業、入院病床数一九、院長小原和夫)
- (5) 高田産婦人科医院 (昭和三七年七月一日開業、入院病床数一五、院長高田一夫)

(三) 齒科医院

次の三院である。

- (1) 小川齒科医院 (昭和二三年一月一日開業、院長小川武正)
- (2) 浜中齒科医院 (昭和八年六月二〇日創業、現院長浜中達夫)
- (3) 石田齒科医院 (昭和五一年一〇月四日開業、院長石田修一)

(四) 整骨院

整骨院は次の三院である (昭和五八年現在)。

- (1) 久保田整骨院 (昭和三三年四月二八日開業、入院病床数一二、院長久保田憲一路)
- (2) 林整骨院 (昭和三六年五月三〇日開業、入院病床数一〇、院長林満仁)
- (3) 杉沢整骨院 (昭和五八年五月五日開業、入院病床数一五、院長杉沢進)

(五) 治療院その他

比較的異動が目立ち、昭和五七年八月現在営業しているのは次の六院である。

- (1) 板橋治療所 (板橋新蔵、はり・あんま・マッサージ、柳町)
- (2) 貝塚治療院 (貝塚敬三、あんま・マッサージ・指圧、館野)
- (3) 田中治療院 (田中耕司、はり・きゅう・マッサージ・指圧、笹田)
- (4) まるよ指圧治療院 (米内山信、指圧、倉越)
- (5) 三浦治療所 (三浦菊巳、あんま・マッサージ・指圧、上町野)
- (6) 米内山指圧 (米内山幸吉、指圧、寺裏)

なお助産婦営業は、入院出産が一般となった最近の傾向から、下川向米内山サキ (昭和九年十二月一日免許) 一人となった。

(六) 薬局・薬店等 (昭和五七年現在)

(1) 薬局

- (イ) 盛田薬局 (盛田昭二、明治二三年創業、小川町)
- (ロ) 下田薬局 (下田庄一、大正一〇年創業、新町)
- (ハ) 中央薬局 (田島勝平、昭和三六年開業、下町)

(2) 薬店

(イ) 田島屋薬店（田島嬉子、明治四四年創業、横町）

(ロ) 工藤薬店（工藤倫子、昭和三二年五月八日開業、袋町）

(ハ) 第一中央薬店（田嶋政義、昭和四七年二月一日開業、東大町）

(ニ) 石田薬店（石田瑞弘、昭和五二年一月一八日開業、川原町）

(ホ) 第一薬店（田嶋千鶴子、昭和五四年一〇月開業、袋町）

四 行政の行う保健衛生事業

(一) 七戸町役場（厚生福祉課主担）

1 健康管理

近年医療技術の進歩や衛生思想の普及、生活環境の整備などにより、町民の保健衛生水準は著しく向上しているがその反面、社会構造の変化や社会生活の多様化に伴い、成人病が増加の傾向にあり、特に前掲資料（昭・五四）に見られる如く、脳血管疾患が県及び全国平均より多くなっているのは憂うべきところであろう。

このため、町では七戸保健所と緊密な連絡を保ちながら次のような事業を一般、特に成人を対象に実施しており、その検診率は年々上昇してきている（昭和五七年）。

(イ) 成人病検診——四〇歳以上六九歳までの男女成人を対象に年二回実施

昭和五五年度胃ガン検診七一人中異常者〇、循環器検診（心臓）七一人中異常者四〇人

- (ロ) 婦人検診——三〇歳以上の婦人対象年一回、昭和五五年子宮ガン検診四七八人中異常者一人
- (イ) 老人検診——六五歳以上の老人対象年一回
- (ニ) 貧血検査——一般成人特に働き盛りの婦人対象年二回
- (ホ) 尿検査——一般成人対象年二回
- (ヘ) 一般健康相談——一般対象隔月
- (ト) 血液型判定——希望者全員年二回

2 伝染病及び結核

予防接種については小児マヒ、百日咳・ジフテリア・破傷風の三混、麻疹を年各一回の外、勸奨による日本脳炎・インフルエンザの接種も行っている。昭和五四年度における予防接種実施状況は次のとおりである。

第五三表

三 種 混 合	ジ フ テ リ ア	小 児 マ ヒ	イ ン フ ル エ ン ザ
六六七人	二二二人	三九四人	四、三一三人

(厚生福祉課、ジフテリアは小六対象)

法定伝染病の患者は近年殆ど発生を見ていない。

結核による死亡率は、県平均をやや上回っており注意を要するところであって、今後その完全な制圧をめざして施策を充実していかなければならない。



集団検診風景

町としては次のような事業を行っている。

(イ) ツベルクリン反応及びBCG接種——四歳未満児対象年

一回

(ロ) 間接撮影——一六歳以上の一般対象

昭和五五年の検診者二八五七人中異常者三人が発見されている。結核登録者数昭和三五年の五一人に対し、

昭和五四年は僅か七人と大巾に減少してきている。今後は一段と受診率の向上に努めるべきであろう。

(ハ) 精密検査——間接撮影の結果精密検査を要する者を対象に七戸保健所で実施。

3 母子保健

町では妊婦の検診・乳幼児検診・育児相談などきめ細かに実施しており、時と人に応じて医師による検診・計測・指導や助産婦・保健婦・栄養士による適切な指導助言を行っている。昭和五七年度に計画されている事業は次のとおりである。

- (イ) 三カ月乳児相談——医師による検診・計測毎月一回
 - (ロ) 九カ月乳児相談——医師・助産婦・保健婦による集団個別指導毎月一回
 - (ハ) 五・一二カ月乳児相談——助産婦・保健婦・栄養士による集団個別指導毎月一回
 - (ニ) 一歳半児検診——医師による検診・計測・指導年六回
 - (ホ) 三歳児検診——医師による検査・計測・指導年二回
 - (ヘ) 妊婦学級——産科医・歯科衛生士・栄養士・助産婦・保健婦による集団個別指導毎月二回
 - (ト) 一般クリニック——七戸保健所において医師による各種検査と指導、毎月一〜二回
- 当町における昭和五三年出生数は二〇〇人で、うち乳児死亡三人（一・五パーセント）、未熟児出産一七人（八・五パーセント）となっており、七戸保健所管内他町村及び県全域に比較して、その比率の高いことは今後の課題とすべきであろう。

4 保健センターの運営

七戸町字影津内九八番五九に所在し、もと七戸保健所や社会福祉センターとして用いられた建物である。昭和五七年四月一日付をもって「七戸町社会福祉センター」条例は廃止され、同日付をもって「七戸町保健センター」条例が公布、「町民の健康保持と福祉の増進を図ることを目的」として、各種検診・相談・教育の場として管理運営されている。

5 保健婦活動

保健婦は各疾病に応じた保健指導を行うだけでなく、地域全体の健康を高めるために、地域の個人及び集団指導を通して、地域住民が自ら健康生活が実践出来るよう援助して行くのがその任務とされ、地域保健向上の大事な担い手とされている。

従ってその任務遂行のために、住民およそ二五〇〇人に一人の配置が適正とされているのに、七戸町の場合は県からの派遣保健婦二人（昭和五六年度）に頼るだけであり、今後の速やかな増員が期待されるところである。もっとも町内のうち、城内・新町・大沢・荒熊内・膝森地区の九一〇戸三三九四人は直接保健所職員である保健婦の指導にゆだねられているので、その残余が直接の指導対象となる。

6 その他

この外、町で実施している保健衛生関係事業には次のようなものがある（昭和五七年度）。

- (イ) 狂犬病注射——年二回
- (ロ) 七戸川清掃——年一回全町内対象、昭和五七年で一一年目を迎える。
- (ハ) 春秋清掃旬間——春秋二回、側溝の泥上げ等
- (ニ) 保健協力員会議——年間四回
- (ホ) 献血協力——年間七回

(二) 七戸保健所

保健所の仕事は、われわれの日常生活に密接した保健衛生に関するすべてにわたっており、その内容は教育・

指導、取り締まり・監視、保護と予防、各種許可・認可・届出、各種検査・診査・試験、その他会議・打合せなど非常に広い範囲に及んでいる。

先ず総務課関係の事業の中、町と関係のあるものを拾って見ると次のようなものがある。

1 家庭健康大学（衛生教育）

昭和五五年度七戸町で開講され、一二三人の受講者があり、うち四五人が修了した。

2 移動保健所

昭和五六年度野々上地区を対象に実施され、一〇〇人の来所者に対して各種診査・検査・指導が行われた。

3 衛生担当者会議ほか各種会議

次に環境衛生課関係について述べてみよう。

これは大別して(イ)環境衛生総務関係、(ロ)食品衛生関係、(ハ)環境衛生指導関係、(ニ)公害防止指導関係、(ホ)自然保護関係の五部門となり、許認可・取り締まり・監視等の大部分はここに属することとなる。

先ず環境衛生関係では狂犬病予防・飼い犬取り締まり・動物保護を内容とする犬等対策事業と環境衛生関係営業経営指導の事業がある。

狂犬病予防事業では昭和五六年度七戸町で二八五頭の犬が登録され、四三三頭が予防注射をうけている。

犬の放し飼いによる苦情も多く、町内で一五一頭（昭和五六年度）の捕獲を見、内一二五頭が処分されている。また犬猫等愛玩動物の引き取り処分された数は一一五件あった。

環境衛生関係営業経営指導の対象となるのは、旅館・公衆浴場・理美容・クリーニング等で、衛生水準の向上を図って利用者の利益擁護に資そうとするものである。

食品衛生部門では、(イ)食品衛生分野、(ロ)乳肉衛生分野、(ハ)許可を要しない施設の監視指導の分野と三つに分類できる。

先ず最初の食品衛生に関する分野では、飲食店等の営業関係、各種食品の製造業等の営業許可及びその監視指導と、これら一般食品の検査、現場検査、及び食品行商の登録・検査指導等広汎な業務がある。

次の乳肉衛生関係では、乳肉類・魚介類の処理・販売の許可及び営業の施設の監視指導があり、町民の日常生活と密接した業務を行っている。

許可を要しない施設の監視指導とは、届出営業である学校・病院・事業所等の給食施設や菓子・そうざい等食品の製造販売営業に対する監視指導である。

次の環境衛生指導の部門では既出の環境衛生施設の営業許可や開設の届出及び営業の監視指導があり、次にはし尿・ごみ等の清掃施設や飲料水・プール・火葬場等市民生活に欠くべからざる重要な業務がある。

公害防止指導関係部門では、ばい煙・粉じん等による大気汚染防止、水質汚濁の防止、騒音・振動の規制や悪臭の防止等があり、自然保護の面では温泉の掘さく許可や利用許可及び施設の監視指導がその業務内容である。

次に保健予防課の担当では、(1)母子衛生、(2)結核予防、(3)精神衛生、(4)栄養指導、(5)試験・検査、(6)医務、(7)薬務、(8)防疫、(9)性病予防、(10)優生保護、(11)成人病予防、(12)先天性代謝異常検査、(13)特定疾患治療対策、(14)献血

の一四分野の業務がある。

先ず、(1)母子衛生では妊産婦・乳幼児を対象とした指導、妊婦届出の指導、三歳児の健康診査及び歯科健康診査、未熟児対策等を行っている。

昭和五六年度七戸町新生児出生数一五九人の中、助産婦による訪問指導をうけた数は延一〇九人(実人員九九人)に及んでおり、三歳児検診では対象児二一九人中受診者二〇〇人となっている。歯科健康診査も同数であり、むし歯保有者の割合は九二パーセントとなっていて、管内平均より僅かに多くなっている。

次に結核予防の対策としては、新登録患者・感染性患者・治療放置患者の訪問指導を重点に、治療の継続と管理検診の徹底及び患者家族検診ならびに一般住民検診の受診率向上に力が注がれている。昭和五六年度の結核登録患者数は七戸町で三八人、同じく登録を除外された者が二〇人となっている。なお、一般住民の結核検診の実績を見ると、対象者五四八〇人の中受診者三〇八四人で、受診率五六パーセントは管内平均六二パーセントに比べやや少ない。

(11)の成人病予防については、脳卒中・がん・心臓病などによる死亡が総死亡の約六五パーセントを占めるに至っている最近の情勢から、いろいろの対策の下に指導が重ねられている。先ず胃の集団検診では昭和五六年度六七一人の予定人員に対し受診者は五九九人、この中精密検査を要する者七九人が発見されている。また子宮がん集団検診では五二五人の予定者の中四四九人が受診、六人の要精検者があった。

(14)献血では昭和五六年度目標数五七八本に対し採血本数五八〇本で、その達成率は一〇〇・三パーセントであ

った。

最後に保健婦課の保健婦活動は、保健所において対人保健サービスを中心とする極めて重要な役割をになっている。そして町村の保健婦と地域や業務を分担したり或いは一体となって、疾病別の保健指導を行うだけでなく、地域全体の健康を高め、地域住民が自ら健康生活が実践出来るよう援助して行くのがその任務である。

昭和五六年度、管内の保健婦は町村で設置の町村保健婦四人のほか、保健所勤務の保健婦七人、地方自治法にもとづいて、県職員である保健所保健婦を無保健婦町村に派遣する派遣保健婦一〇人、過疎地域対策緊急措置法第一四条にもとづく駐在保健婦四人の計二五人となっている。この中七戸町は派遣保健婦二人の派遣をうけているほか、保健所保健婦の地域分担又は共同事業による支援をうけている。その家庭訪問状況を見ると、派遣保健婦の三〇八件、保健所保健婦の支援地域（城内・新町・大沢・荒熊内・膝森）に対して一四五件であった。

訪問対象は、結核・精神障害・心身障害・成人病・老人・妊産婦・乳幼児・家族計画関係・その他となっており、指導訪問世帯数は総計三七七となっている。

保健婦一人当たりの理想とする担当人口は二五〇〇人と言われているが、七戸町の場合は六二八九人と保健所管内で最も多くなっている。今後相当数の保健婦の充足が望ましいところである。

五 国民健康保険事業

国民健康保険法成立のもとをたずねると、医療費負担の重圧に苦しむ低所得住民を救済しようと、次のような

経過をたどって発足したものである。

大正一一・一一 法律第七号をもって健康保険法成立

大正一五・七・一 健康保険法施行

昭和二・一・一 保険給付開始

昭和一三・七・一 国民健康保険法施行

戦時中は民生の安定のため重要な役割を果たしたが、敗戦によって打撃をうけ一時混乱の時期を過ごすことになる。

戦後は新憲法の理念にもとづき社会保障制度確立のため、昭和三四年法律の全面改正を行い、地域の一般住民を対象にして疾病・負傷・出産・死亡について保険給付を行うこととなった。これが昭和四六年一月から全市町村の強制加入制となり、その後何度かの一部改正を経て今日に及んでいるのである。

国民健康保険は「地域保険」といわれ、職場の医療保険（健康保険、共済組合、船員保険、日雇労働者健康保険などの「職域保険」）対象者および生活保護受給者以外のすべての市町村居住者が加入しなければならないことになっている。

七戸町の場合は、昭和三三年条例第一三号をもって「七戸町国民健康保険条例」が制定せられ、次いで本法の改正に沿って昭和三四年四月一日全面改正施行された。

国保の運営にあたるもの即ち保険者は七戸町であるが、その運営に参画する機関として「七戸町国民健康保険

運営協議会」が設けられており、その構成は次の通りである。

- 1、被保険者を代表する委員 三人
- 2、国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師を代表する委員 三人
- 3、公益を代表する委員 三人

なお保険給付は次の通りとなっている（昭和五七年）。

- イ、傷病給付 十分の七（自己負担十分の三）
- ロ、助産費 一〇万円
- ハ、葬祭費 三万円

また、国民健康保険は前述のように職域保険加入者と生活保護受給者以外はすべて加入しなければならぬこととなっているが、七戸の場合の加入比率を見ると、次表の如く次第に少なくなっており、これは世の動きをみるようで興味あるところである。

第五四表

年	全世帯数	保険加入世帯	比	率	非加入世帯	比	率
昭 四 〇	二、八七九	一、八九六		六六%	九八三		三四%
〃 四 五	三、一六四	二、〇一七		六四	一、一四七		三六

昭五〇	三、二七五	一、九七二	六〇	一、三〇三	四〇
五五	三、五〇八	二、〇八七	五九	一、四二一	四一

国民健康保険は国民のすべてが、不時の病気や怪我にそなえて、日頃からそれぞれの収入に応じてお金を出し合い、医療費に充てていくという重宝な制度であるが、そのためには各自が納付する保険税が必須の要件となる。保険税額は前年の所得、固定資産税および家族の人数等によって決められ、納税告知書によって各世帯に通知される。これらの賦課比率は年によって多少の差があり、例えば昭和四五年の保険税課税状況を見ると次表のとおりである。

第五五表

区分	所得割	資産割	被保険者均等割	世帯平等割	計
課税割合	五九・〇%	八・一%	二二・九%	一〇・〇%	一〇〇・〇%
税率	$\frac{3}{100}$	$\frac{20}{100}$	一、〇〇〇円	一、八〇〇円	
税調定額	一七、五六九千円	二、八〇〇千円	八、二五七千円	三、六三〇千円	三二、二五六千円

次に課税額と給付額の推移を見ると、次表に示すとおりとなっており、何れも急速な伸びを見せているが、特に給付額にそれがうかがわれ、被保険者の負担の増加が心配されるところである。

第五六表

年	被保険者数	一人当たり		税の割合
		課税額	給付額	
昭四〇	九、一四九人	三、一一八円	四、六八三元	六六・六
〳四五	八、二五七	七、八六七	一六、四七八	四七・七
〳五〇	七、四四二	一一、六六九	三四、〇一六	三四・三
〳五五	七、一三八	二三、五九三	六九、四九八	三三・九

もともと医療費は、患者が医療をうける場合、三割を自己負担（昭和五八年二月一日より実施の老人保健法による一部負担金を除く）し、残りの七割の中四・五割は国、二・五割は被保険者の納める保健税でまかなうたてまえとなっており、医療費の増加により国の負担と被保険者の国民保険税が上限なしに増額して行くこととなるので、日頃からお互いの健康保持増進に努め、必要以上の医療にはしる事は慎しむべきところであろう。

六 七戸町と医師団体

上北地方における医師団体は上北郡・十和田市・三沢市を区域とする上十三医師会と正式には呼称するが、これは十和田・三沢両市の市制施行以来のことであって、以前上北郡医師会と呼びならわして来たところにより、今日でも通常上北郡医師会とって通用している。

現在、この上北郡医師会の事務局は会長である七戸町藤嶋均宅に置かれているのであるが、この藤嶋会長就任

と事務局七戸設置は共に久しい歴史をもっている。

一説によれば明治二二年（一八八九）、既に上北郡医師会が発足して七戸の役場にその事務局を置いたということであるが、事の真疑は定かでない。

当時中央では既に漢方医による温知社（明治一四年）・帝国皇漢医会（明治二三年）、近代医学教育を受けた医師の団体である乙酉会（明治一八年）・東京医会（明治一九年）等が結成されたということなので、明治二二年に当地方に医師会が結成されたとしてもおかしくはない。因みにわが国最初の全国組織である大日本医会の誕生したのは明治二六年のことであった。

医師会が法制の上で出て来るのは、明治三九年五月二日法律第四七号による医師法並びに同日付法律第四八号による歯科医師法に、「医師ハ医師会ヲ設立スルコトヲ得医師会ニ関スル規定ハ内務大臣之ヲ定ム」と規定してあるのが始まりである。

この法制に基づく上北郡医師会の初代の会長は、七戸町の開業医駒ヶ嶺虎太であり、事務所は七戸町役場に置いた。同医師は人々の信望厚く、その死亡の昭和八年（一九三三）四月まで二八年間も会長職に在った。

駒ヶ嶺会長死去により副会長高橋吉三郎が会長職に就いたのであるが、事務局は依然として七戸町役場に置かれていた。

やがて、大戦に突入するや国民医療法（昭一七・二・二五法七〇）によって、上北郡医師会は国策に添うべく青森県医師会上北郡支部となったが、支部長・事務所所在地には変更がなかった。

敗戦によって国民医療法に基づく日本医療団は法律によって解散を命ぜられ、新たに生まれた上北郡医師会は昭和二二年一月二八日社団法人の登記を済ませ、鈴木磯新会長の下に発足するのであるが、事務所は次の会長鈴木逸太（二三〜三四年）の昭和二七年まで四七年間にわたって七戸町役場に置かれた訳で、事務担当者に対してはその労を大いに多としなければならぬところであろう。

昭和二八年に事務所は七戸町開業医藤嶋均宅に移され、以来今日（昭和五八年）に及んでいるので、実に三一年間の長きに亘り藤嶋医師がその繁雑な事務処理に当たって来たわけで、その功労決して尠なしとしない。なお会長職は昭和三五年以降鈴木逸太の後をうけ藤嶋均が、現在まで引き続き二四年間その地位にあり、上十三医師会の指導に当たっている。

一方歯科医師会は青森県歯科医師会上十三支部と呼称されるが、医師会と同様上十三歯科医師会とか上北郡歯科医師会と呼ばれるのが普通である。

七戸町の歯科医師の中、支部長を勤めた医師が三人いるが、斉藤新が終戦間もない昭和二四年から同二九年まで六年間、この後をうけて浜中太郎が昭和三〇年から同三三年まで四年間、小川武正が昭和四二年から同四四年まで三年間それぞれ就任している。

また歯科医の中、特に学校歯科を担当する医師によって「上十三学校歯科医師会」が組織されているが、その会の会長を勤めているのが七戸町の小川武正で、昭和二四年以来今日（昭和五八年）まで実に三五年の長きに亘り学校歯科衛生向上に貢献された功績はまことに大きなものがあるといわなければならない。

このように、医師会といわず歯科医師会といわず、多忙な施療の合間に繁雑な会務を処理し、多勢の会員の統合を図って行く事は決してやさしい仕事であるとは思われず、会長所在地を単に地理的条件から七戸に決めるという事ではなしに、会長たるべき人の人格に深くかかわっているものであることは言うまでもないところである。